

平成21年版

# 環境白書

The Environment of Shimane

島根県

# 環 境 白 書

平 成 21 年 版

島 根 県



# 発刊に当たって



私たちが暮らす島根は水と緑に囲まれ、四季折々の移ろいを見せる、豊かで多様な自然に恵まれています。このかけがえのない自然環境を守り、将来の世代に引き継いでいくことは、私たち県民の願いであると同時に、私たちに課せられた責務です。

しかしながら、今日の環境問題は、地球温暖化をはじめとする地球規模のものから、ゴミ処理問題など生活に身近なものまで多種多様で、これらを取り巻く状況も複雑化しています。その中で人と自然との共生を考え、行動していくことが、環境問題の解決には不可欠です。

こうした中、ラムサール条約湿地に登録されている中海・宍道湖沿岸において、鳥取県との連携の下、住民・企業・団体の皆様と行政が一体となって実施する「中海・宍道湖一斉清掃」をはじめ、県下各地で様々な主体による環境保全の取組が広がっています。また、昨年10月には海士町において「名水サミット」が開催され、水資源の重要性や環境保全について全国に発信されました。

一方、地球温暖化問題については、平成20年度から京都議定書の約束期間に入り、目標達成に向けてさらなる取組が求められています。また、昨年9月には鳩山首相が「国連気候変動サミット」において、我が国の温室効果ガスを2020年に1990年比25%削減する目標を国際公約し、国内対策を加速する姿勢を示されました。島根県においても「島根県地球温暖化対策推進計画」に基づき、様々な施策を推進しています。「島根県地球温暖化対策協議会」を中心に行っている「しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦」など、家庭、事業者、行政が一体となった取組を強化しています。

また、「しまね循環型社会推進計画」に基づく施策や「産業廃棄物減量税」を活用した産業廃棄物の減量や適正処理を進めるとともに、「水と緑の森づくり税」の活用により、水を育む豊かな森を次の世代へ継承していくため様々な事業に取り組んでまいります。そして、多様化する環境問題に対して連携による取組や効果的な施策の推進により「活力ある島根」を築いていきたいと考えています。

本書は、島根県環境基本条例に基づいて、平成20年度の本県における環境の状況と保全施策などを取りまとめたものです。本書が県民の皆様幅広く活用され、環境問題への理解と関心を一層深めていただき「豊かな環境を守り、はぐくみ、持続的に発展する島根」の実現に向けた具体的な取組につながることを願っています。

平成22年3月

島根県知事

溝口善兵衛



# 平成21年版環境白書

## 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

## 第2章 人と自然との共生の確保

## 第3章 地球環境保全の積極的推進

## 第4章 環境保全に向けての参加の促進

## 第5章 共通的・基盤的な施策の推進

豊かな環境を守り、はぐくみ  
持続的に発展する島根をめざして

# 目 次

はじめに	1
Ⅰ 島根県の自然環境	1
Ⅱ トピック	2
ストップ!地球温暖化 しまねCO <sub>2</sub> ダイエット作戦～ みんなで考えよう地球温暖化 ～	2
環境教育推進事業	3
県立三瓶自然館「サヒメル」に木質ペレット焚空調システムを導入 ～ 冷暖房に伴うCO <sub>2</sub> 排出量を82%削減 ～	4
Ⅲ 環境の保全に関する施策体系	6
第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	7
第1節 大気環境の保全【環境政策課】	7
1 一般環境大気測定局における常時監視	7
2 自動車排出ガス測定局における常時監視	8
3 有害大気汚染物質の状況	9
4 フッ素化合物の状況	10
5 石綿（アスベスト）の状況	10
(1) 特定粉じん排出等作業実施の届出状況及び立入検査実施状況	10
(2) 大気環境中の石綿濃度調査実施状況	11
6 ばい煙発生施設等の状況	11
(1) 大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づく施設の届出状況	11
(2) ばい煙発生施設等の立入検査実施状況	11
第2節 水環境の保全	12
1 水環境の現況【環境政策課】	12
(1) 公共用水域の水質	12
(2) 地下水の水質	14
(3) 海水浴場遊泳適否調査	15
(4) その他水質関係調査	15
2 水質汚濁の防止対策	15
(1) 工場・事業場排水対策【環境政策課】	16
(2) 生活排水対策【環境政策課、農村整備課、漁港漁場整備課、下水道推進課】	20
(3) 下水道整備【下水道推進課】	21
(4) 農業集落排水施設の整備【農村整備課】	22
(5) 漁業集落排水施設の整備【漁港漁場整備課】	22
3 湖沼の水質保全対策【環境政策課】	22
(1) 宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画の策定及び進捗状況	22
第3節 土壌環境の保全	25
1 市街地等の土壌汚染対策【環境政策課】	25
2 農用地の土壌汚染対策【農畜産振興課】	25
3 休廃止鉱山鉱害防止対策【環境政策課】	25
(1) 山元対策	25
(2) 休廃止鉱山周辺環境調査	26
第4節 騒音・振動・悪臭対策【環境政策課】	27

1	騒音・振動の概況	27
(1)	騒音に係る環境基準	27
(2)	騒音規制法及び振動規制法による規制	27
(3)	騒音・振動発生源の改善等	28
(4)	自動車騒音の概況	29
(5)	航空機騒音の概況	29
(6)	近隣騒音対策	30
2	悪臭の概況	30
<b>第5節 化学物質の環境リスク対策【環境政策課】</b>		31
1	概況	31
2	化学物質対策の現況	31
(1)	ダイオキシン類対策	31
(2)	PRTR法に基づく届出状況	34
(3)	環境ホルモン対策	35
<b>第6節 資源の循環利用及び廃棄物の減量</b>		37
1	一般廃棄物対策【廃棄物対策課・下水道推進課】	37
(1)	し尿処理	37
(2)	コミュニティ・プラント及び浄化槽	37
(3)	ごみ処理	37
(4)	1人1日当たり総排出量・リサイクル率（上位5、下位3市町村）	37
2	産業廃棄物対策【廃棄物対策課】	42
(1)	産業廃棄物処理計画	42
(2)	処理体系	42
(3)	産業廃棄物処理施設（許可対象施設）の状況等	42
(4)	産業廃棄物処理業者の状況	43
(5)	（財）島根県環境管理センター	43
3	3Rの推進【環境政策課・廃棄物対策課】	45
(1)	しまねエコショップの認定	45
(2)	しまねグリーン製品の認定	45
(3)	しまねマイバッグキャンペーンの実施	45
4	畜産に係る環境汚染の現況【農畜産振興課】	45
5	家畜ふん尿処理対策【農畜産振興課】	46
(1)	土壌還元への促進	46
(2)	実態把握と指導体制の整備	46
(3)	助成・融資などの措置	46
<b>第7節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進【消防防災課（原子力安全対策室）】</b>		49
1	原子力発電所の現況	49
(1)	島根原子力発電所の概要	49
(2)	原子力発電所の運転状況	49
(3)	原子力発電所周辺の安全対策等	49
2	環境放射線の監視	50
(1)	調査結果の概要	50
(2)	原子力環境センターの運用	51

3	島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会	51
	第63回（平成21年2月10日に開催）	51
4	原子力広報	51
	(1) 環境放射線測定結果や発電所情報のリアルタイム表示	51
	(2) 広報誌、新聞による広報	52
	(3) 見学会開催	52
5	原子力防災	52
	(1) 原子力防災訓練の実施	52
	(2) 主要な原子力防災資機材の現況	53
	(3) 研修事業	53
	(4) 広報事業	53
	(5) オフサイトセンターの活用	53
<b>第2章 人と自然との共生の確保</b>		55
<b>第1節 自然とのふれあいの推進【自然環境課】</b>		55
1	優れた自然の保全	55
	(1) 自然環境保全地域の保全	55
	(2) 優れた自然財産の保護と活用	55
	(3) 自然保護意識の普及・啓発	56
2	自然公園の保護と利用	56
	(1) 本県の自然公園	56
	(2) 自然公園の利用	57
	(3) 自然公園の管理	58
	(4) 中国自然歩道	59
	(5) 自然とのふれあいの場の整備	59
3	自然とのふれあいの確保	60
	(1) 自然にふれ、学ぶ場の確保	60
	(2) 自然とのふれあいの増進	60
4	環境に配慮した工事の推進	60
	(1) 事業計画策定に当たっての自然環境への配慮の促進	60
<b>第2節 生物の多様性の確保</b>		62
1	野生動植物の保護対策【自然環境課】	62
	(1) 「しまねレッドデータブック」の発行	62
	(2) 自然環境の調査・情報整備	62
	(3) レッドデータ生物の保護対策	62
	(4) 自然の再生	62
	(5) 外来生物の対策	62
2	野生鳥獣の保護管理対策【森林整備課（鳥獣対策室）】	63
3	ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境の保全」と「賢明な利用」の推進【自然環境課】	65
<b>第3節 森林・農地・漁場の保全と活用</b>		66
1	森林・農地・漁場の保全	66
	(1) 森林の公益的機能の維持保全【森林整備課】	66
	(2) 水と緑の森づくり【林業課・森林整備課】	66
	(3) 松くい虫被害対策の推進【森林整備課】	66

(4) 農地保全対策の推進【農村整備課】	66
(5) 環境にやさしい農業の確立【農畜産振興課】	67
(6) 漁場環境保全対策の推進【水産課】	68
2 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用	68
(1) 森林資源の利用の推進【林業課】	68
(2) 棚田地域の保全とその利活用【農村整備課】	69
(3) 美しく豊かな海辺の保全と活用【漁港漁場整備課】	69
<b>第4節 快適な生活空間の形成</b>	70
1 良好な景観形成の推進【都市計画課（景観政策室）】	70
(1) ふるさと島根の景観づくり	70
(2) 主な景観政策事業	70
2 緑化の推進【林業課】	70
(1) 主な緑化事業	71
(2) 緑化推進運動	72
3 都市公園の整備【都市計画課】	72
4 多自然川づくりの推進【河川課】	74
5 水道の整備【薬事衛生課】	74
<b>第3章 地球環境保全の積極的推進</b>	77
<b>第1節 地球温暖化の防止</b>	77
1 国内外の動き【環境政策課】	77
2 島根県における地球温暖化対策【環境政策課】	77
(1) 島根県地球温暖化対策協議会の取り組み	77
(2) 島根県地球温暖化防止活動推進センター事業	77
(3) 地球温暖化防止活動推進員の養成	77
(4) ESCO事業の導入	77
(5) 省資源・省エネルギー対策の推進	78
(6) 県内の二酸化炭素排出量	78
3 環境にやさしい率先実行計画の取り組み【環境政策課】	78
4 グリーン購入の推進【環境政策課】	79
5 地域新エネルギーの導入促進【土地資源対策課】	79
(1) 島根県地域新エネルギー導入促進計画	79
(2) 地域新エネルギーの導入促進	79
(3) 平成20年度における導入状況等	80
(4) 地域新エネルギーの導入効果	80
<b>第2節 フロン対策の推進【環境政策課】</b>	81
1 フロン対策の推進	81
<b>第3節 酸性雨対策の推進【環境政策課】</b>	82
1 酸性雨調査	82
2 酸性雨長期モニタリング（東アジア酸性雨モニタリングネットワーク～EANET）	82
<b>第4章 環境保全に向けての参加の促進</b>	83
<b>第1節 環境保全思想の普及・啓発</b>	83
1 環境教育【義務教育課・高校教育課】	83
(1) 環境教育のねらい	83

(2) 「環境教育講座」の実施 .....	83
(3) 「学校版エコライフチャレンジしまね」の推進 .....	83
(4) 補助事業 .....	84
(5) 環境教育の実践例 .....	84
2 こどもエコクラブ事業【環境政策課】 .....	85
<b>第2節 各主体の環境保全活動の推進【環境政策課】</b> .....	87
1 普及啓発事業 .....	87
(1) 環境月間行事 .....	87
(2) 環境保全普及啓発の広報 .....	87
2 研修会の開催 .....	87
3 環境白書の発行 .....	87
4 環境マネジメントシステムの普及・啓発 .....	87
<b>第3節 参加と連携による地域環境づくりの促進</b> .....	88
1 こども環境学習支援事業 .....	88
(1) しまね環境学習推進事業（もったいない生活日記）の実施 .....	88
(2) 島根オリジナル環境学習展開事業 .....	88
2 環境保全活動支援事業 .....	88
(1) 環境情報収集・整理・提供 .....	88
(2) ネットワークの形成 .....	88
(3) 環境保全活動助成事業 .....	88
3 地球温暖化対策事業（島根県地球温暖化防止活動推進センター事業） .....	88
(1) 島根県地球温暖化対策協議会の運営 .....	88
(2) 温暖化防止県民運動の展開 .....	88
(3) 省エネ・3Rの県民行動促進（しまねCO <sub>2</sub> ダイエット作戦）事業 .....	88
(4) 環境フェアの開催 .....	89
(5) 地球温暖化防止活動推進員研修の開催 .....	89
(6) 一村一品知恵の環事業 .....	89
4 住宅用太陽光発電支援事業 .....	89
<b>第5章 共通的・基盤的な施策の推進</b> .....	91
<b>第1節 環境に配慮した施策手法の推進</b> .....	91
1 環境影響評価制度の概要【環境政策課】 .....	91
2 環境影響評価の実施状況【環境政策課】 .....	91
3 土地利用対策【土地資源対策課】 .....	92
(1) 国土利用計画 .....	92
(2) 島根県土地利用基本計画 .....	92
(3) 土地取引の届出勧告制度 .....	92
(4) 開発事業についての行政指導 .....	92
<b>第2節 公害防止と公害防止体制の整備【環境政策課】</b> .....	93
1 公害防止協定 .....	93
2 公害紛争・苦情の処理 .....	93
(1) 公害紛争・苦情処理体制 .....	93
(2) 公害苦情の処理状況 .....	93
3 公害防止管理者制度 .....	94

<b>第3節 環境マネジメントシステムの運用【環境政策課】</b> .....	96
1 オフィス活動及びグリーン購入 .....	96
2 イベント事業、公共事業に係る環境配慮 .....	96
<b>第4節 経済的措置【中小企業課】</b> .....	97
1 環境保全施設の設置等に対する支援 .....	97

**【参考資料】**

用語解説 .....	98
------------	----



# はじめに

## I 島根県の自然環境

島根県は、中国地方の北側にあり、東は鳥取県に接して近畿京阪地方に通じ、西は山口県を挟んで九州地方に、南は中国山地を隔てて広島県に接し、北は日本海に臨み、海上40～80km沖に隠岐島があって、遠く朝鮮半島及びロシア沿海州に臨んでいます。

本県の総面積は、6,707.52km<sup>2</sup>で、我が国総面積の1.8%を占め、その都道府県順位は18位です。県土の約80%を森林が占めており、海岸線総延長約860kmの8割が自然海岸で、その割合は全国1位です。

西日本最大級の野鳥飛来地である宍道湖、中海の汽水湖、造礁サンゴ生息地の北限で生物固有種の多い隠岐島、サケがのぼる南限の高津川など美しい海、山、川、温泉などの自然の資源に恵まれています。

国立・国定・県立自然公園等位置図



## II トピック

### ストップ！地球温暖化 しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦 ～ みんなで考えよう地球温暖化 ～

【環境政策課】

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）など温室効果を持つガスの排出量を国際的な取り組みとして削減することを目指した京都議定書の約束期間に入り、私たち一人ひとりにも地球温暖化防止に向けた取り組みが求められています。

このため、県民のCO<sub>2</sub>排出削減につながる環境に配慮した行動を、企業、団体、行政等社会全体で応援していく「しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦」を平成20年8月からスタートさせました。この事業に協賛いただいた企業等からは、それぞれの立場から、県民のCO<sub>2</sub>削減行動を応援しようと、ポイント加算や、割引、プレゼントなど幅広いサービスが提案されています。

住みやすい地球環境を子どもたちに残すため、みんなでCO<sub>2</sub>排出削減に取り組んでいきましょう。

ストップ！地球温暖化

# しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦

省エネ・3Rの県民行動促進事業

**協賛店舗をご利用いただき、地球温暖化防止に貢献しましょう。**

協賛各店舗でCO<sub>2</sub>削減につながる行動をした人に対して各協賛店舗の独自サービスが受けられます。

島根県では「しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦」として、地球温暖化防止と循環型社会づくりへの取組として、省エネ・3R（ごみの減少・資源の再利用・リサイクル）を推進しています。県民の皆様が、この「しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦」協賛店舗をご利用いただくと、いろいろなサービスを受けることができます。

しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦 検索  
<http://www.shimane-co2.jp>  
<http://www.eco-shimane.net>

島根県地球温暖化対策協議会  
島根県庁環境政策課  
〒690-8501 島根県松江市本町1  
TEL0852-22-6237 FAX0852-25-3830  
財団法人しまね自然と環境財団（松江事務所）  
〒690-0011 島根県松江市長津田町1741-3  
TEL0852-32-5280 FAX0852-32-5265

CO<sub>2</sub>削減行動  
省エネ・3Rを推進

県民  
地球温暖化防止に向けた自主的な取組を促進

協賛店舗  
県民の自主的な取組を応援することにより社会的貢献ができます。

CO<sub>2</sub>削減行動  
省エネ・3Rを推進

協賛店舗  
県民の自主的な取組を応援することにより社会的貢献ができます。

島根県地球温暖化対策協議会  
広報活動、協賛店舗のPRにより  
脱温暖化社会の実現に向けた  
県民への意識啓発を充実

みんな  
みんなで  
考えよう  
地球温暖化

詳しくは、ホームページ <http://www.shimane-co2.jp/> でご覧ください。

## 環境教育推進事業

【義務教育課】

### 1 目的

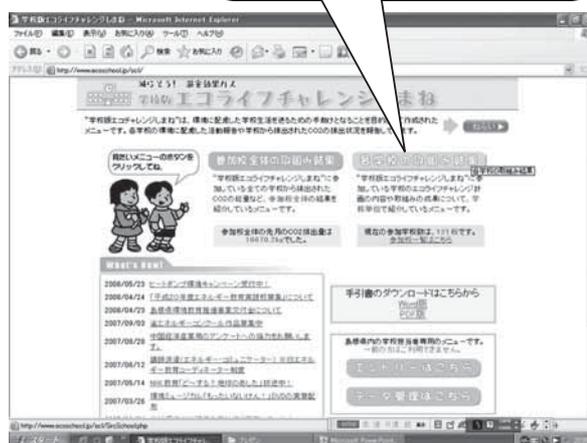
市町村が、その所管する小・中学校において「学校版エコライフチャレンジしまね」を活用した環境学習を行う際に、県がその活動費の一部を補助することをとおして、県内の小・中学校における環境教育の推進と充実を図ることを目的に事業を始めました。

### 2 概要

- ・産業廃棄物減量税の税収の一部を活用し、「学校版エコライフチャレンジしまね」登録校のうち希望する学校に、環境教育に関する活動費の一部を補助しました。
- ・各学校では、廃棄物処理施設の見学や環境調査、緑化運動、エネルギー学習などの活動をとおして環境教育に取り組み、その成果を「学校版エコライフチャレンジしまね」のHP上で紹介しました。

※平成20年度は、15市町の76校が参加しました。

各学校の取り組みの様子は、ここに紹介してあります。



(URL <http://www.ecoschool.jp/scl/>)

#### 【平成20年度に行われた取組の例】



クリーンセンター見学(安来市立赤江小学校)



緑のカーテンづくり(斐川町立荘原小学校)



発電所見学(浜田市立長浜小学校)



一人一鉢運動(隠岐の島町立西郷中学校)

## 県立三瓶自然館「サヒメル」に木質ペレット焚空調システムを導入 ～ 冷暖房に伴うCO<sub>2</sub>排出量を82%削減 ～



【自然環境課】

### 1 木質バイオマス空調設備への更新

島根県立三瓶自然館「サヒメル」では、本館の空調設備を灯油ボイラー利用機器からCO<sub>2</sub>排出量を大幅に削減することができる木質バイオマス利用機器へ更新し、平成21年7月から木質ペレット焚空調システムによる冷暖房を行っています。

これにより、サヒメル本館の冷暖房にともなうCO<sub>2</sub>排出量を82%（1年間で51tCO<sub>2</sub>）削減することが可能になりました。（この量を一般家庭で削減するには、約60世帯が冷暖房を1年間使わない取り組みが必要です。）

島根県では、地球温暖化防止と地域資源を活用する取り組みとして、木質バイオマスエネルギーの導入促進に取り組んでおり、県立施設への導入事例としては第1号となります。

### 2 木質ペレットボイラー導入による効果

#### 1) 温暖化防止と森林資源の有効活用に貢献

\* 木質バイオマスはカーボンニュートラルが適用され、CO<sub>2</sub>を実質的に排出しないものと見なされるため、CO<sub>2</sub>排出量の削減に繋がります。

\* 燃料の木質ペレットは間伐材、林地残材、製材端材などを原料としており森林資源の有効利用にも繋がります。

#### 2) 冷房・暖房時ともに稼働することで年間を通じてCO<sub>2</sub>削減に貢献

\* 年間を通じて木質ペレット炊空調システムが稼働することでCO<sub>2</sub>を削減

### 3 国内クレジット制度に基づく排出削減事業への取り組み

この設備更新によって削減されたCO<sub>2</sub>排出量については、国内クレジット制度に基づく「排出削減事業」の承認を受け、丸紅株式会社を相手方として「国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約」を締結しクレジット取引を行うこととしました。

#### 【排出削減事業の概要】

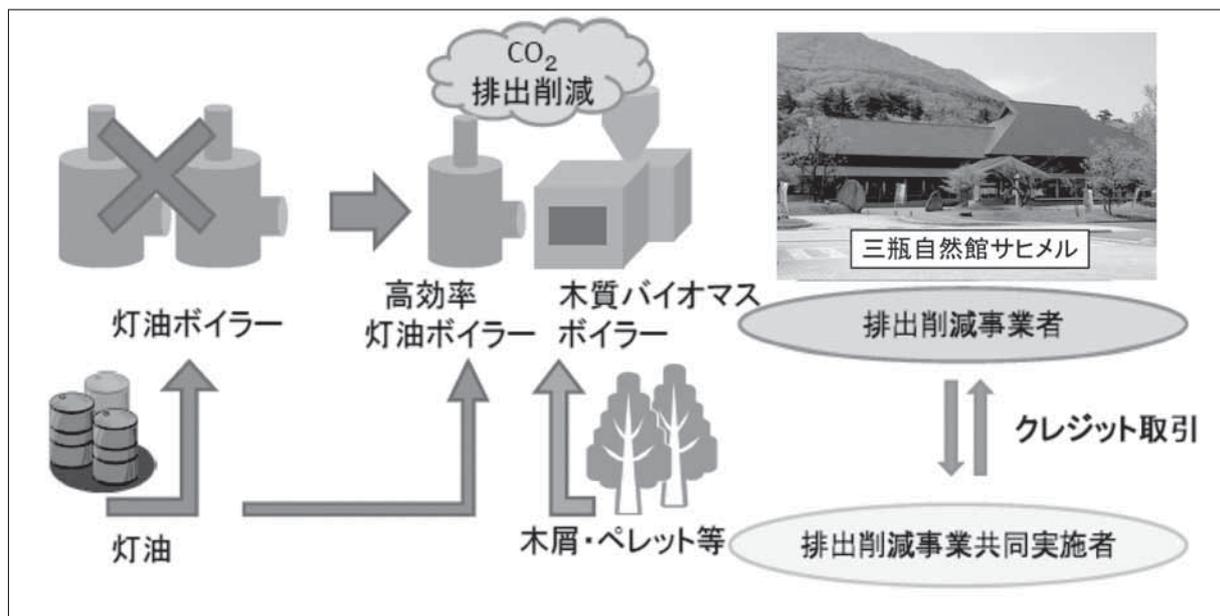
- 1) 排出削減事業者及び共同実施者  
削減事業者（譲渡人）：島根県  
共同実施者（譲受人）：丸紅株式会社
- 2) 排出削減事業を実施する事業所  
島根県立三瓶自然館「サヒメル」
- 3) 排出削減量の計画  
計画期間 平成21年度～平成24年度  
削減計画量 204tCO<sub>2</sub>（4年間）
- 4) 事業承認日  
平成22年1月18日



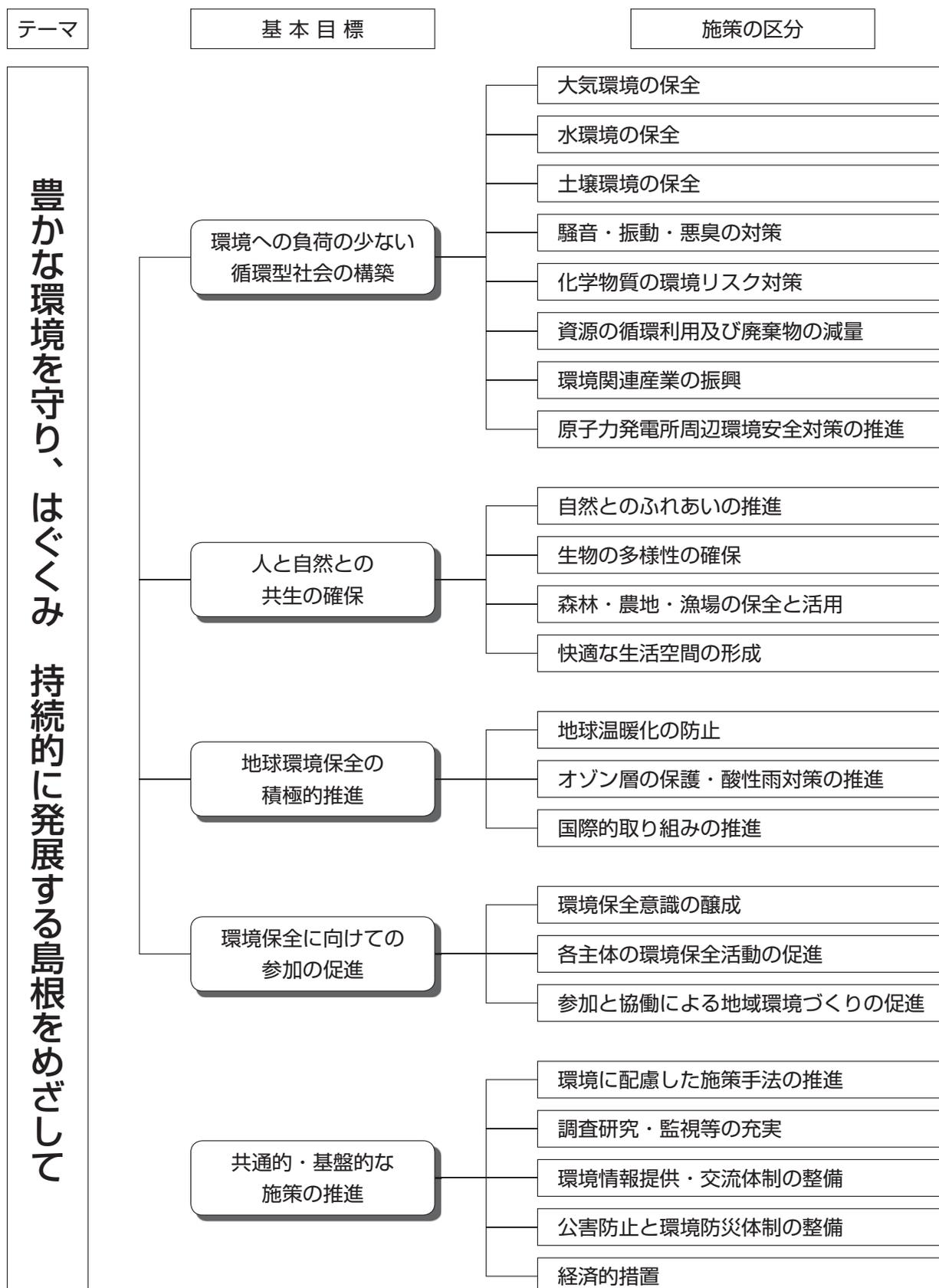
【木質ペレット焚ボイラー】

三瓶自然館「サヒメル」は「島根の豊かな自然環境」を多くの県民に紹介するとともに、自然と親しむ場と自然環境に対する学習機会を提供することを目的として設置された自然系博物館です。このことから、地球温暖化防止対策への普及啓発と新エネルギーの導入促進に役立てるため、この取り組みを活用したPRを行っています。

### 灯油ボイラーから木質バイオマスボイラー + 高効率灯油ボイラーへの更新



### III 環境の保全に関する施策体系



## 第1章

# 環境への負荷の少ない 循環型社会の構築



## 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

### 第1節 大気環境の保全【環境政策課】

大気汚染防止法第22条第1項に基づき、一般環境大気測定局7局及び自動車排出ガス局2局において二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の常時監視を行い、大気環境の状況を把握しています。

測定データは、中国電力㈱が三隅火力発電所周

辺市町村に設置している測定局のデータと併せて、テレメータ装置により監視センター（保健環境科学研究所）にデータを集め常時監視を行っています。

平成20年度に測定を行った測定局及び測定物質は表1-1-1のとおりです。

表1-1-1 県内大気測定局・測定物質一覧

	測定局名	市町村	設置年月	SO <sub>2</sub>	NO	NO <sub>2</sub>	CO	O <sub>x</sub>	SPM	NMHC	CH <sub>4</sub>	風向 風速	温度	湿度
一般 局	国設松江大気環境測定所	松江市	S55.04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	安来一般環境大気測定局	安来市	H12.03	○	○	○		○	○			○	○	○
	出雲保健所一般環境大気測定局	出雲市	H11.03	○	○	○		○	○			○	○	○
	大田一般環境大気測定局	大田市	H13.03	○	○	○		○	○			○	○	○
	江津市役所一般環境大気測定局	江津市	S58.03	○	○	○		○	○			○	○	○
	浜田合同庁舎一般環境大気測定局	浜田市	H08.03	○	○	○		○	○			○	○	○
	益田合同庁舎一般環境大気測定局	益田市	H08.03	○	○	○		○	○			○	○	○
自 排 局	西津田自動車排出ガス測定局	松江市	S58.03		○	○	○		○					
	浜田自動車排出ガス測定局	浜田市	S61.04		○	○			○					

#### 1 一般環境大気測定局における常時監視

島根県においては、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質が環境基準を達成していないものの、それ以外は概ね良好な大気環境が保たれています。

平成20年度の大気汚染に係る環境基準適合状況は表1-1-2のとおりです。

##### ・二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

各測定局の年平均値は0.001~0.002ppm、日平均値の最高値は0.004~0.007ppm、日平均値の2%除外値は0.002~0.007ppmであり、全ての局で短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。年平均値の経年変化は、全ての局でほぼ横ばいとなっています。

##### ・二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

各測定局の年平均値は0.002~0.005ppm、日平均値の年間98%値は0.005~0.013ppmであり、全ての局で環境基準を達成しました。年平均値の経年変化は、全ての局で概ね減少傾向となっています。

##### ・一酸化炭素 (CO)

年平均値は0.23ppm、日平均値の最高値は0.67ppm、日平均値の2%除外値は0.41ppm、1時間値の8時間平均値はいずれも20ppm以下であり、短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。年平均値の経年変化は、概ね減少傾向となっています。

##### ・光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

昼間の1時間値が環境基準0.06ppmを超えた時間数は各測定局において385~590時間と

なっており、全ての局で環境基準を達成しませんでした。

昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、全ての局でほぼ横ばいとなっています。

・浮遊粒子状物質 (SPM)

各測定局の年平均値は0.019~0.029mg/m<sup>3</sup>、1時間値の最高値は0.118~0.306mg/m<sup>3</sup>、日平均値の最高値は0.057~0.066mg/m<sup>3</sup>、日平均値の2%除外値は0.056~0.092mg/m<sup>3</sup>でした。短期的評価においては、出雲局と益田局で1時間値の最高値が0.2mg/m<sup>3</sup>を超えたため環境基準を達成しませんでした。長期的評価については、全ての局で環境基準を達成しました。年平均値の経年変化は、全ての局でほぼ横ばいとなっています。

・炭化水素 (NMHC)

年平均値は0.06ppmC、午前6~9時の3時間平均値の最高値は0.16ppmCであり、光化学オキシダント生成の原因物質としての非メタン炭化水素に係る指針(午前6~9時の3時間平均値が0.20~0.31ppmC)に対し、0.20ppmCを越えた日はありませんでした。年平均値の経年変化は、減少傾向となっています。

2 自動車排出ガス測定局における常時監視

自動車から排出される一酸化炭素、窒素酸化物及び粒子状物質による沿道付近の大気汚染の状況を把握するために松江市西津田交差点(国

道9号線-国道485号線)と浜田市の県合同庁舎前で常時監視を行っています。

平成20年度の大気汚染に係る環境基準適合状況は表1-1-2のとおりです。

・二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

年平均値は西津田自排局 0.017ppm、浜田自排局 0.007ppm、日平均値の98%値は西津田自排局 0.031ppm、浜田自排局 0.015ppmであり、いずれも環境基準を達成しました。年平均値の経年変化は、いずれも概ね減少傾向となっています。

・一酸化炭素 (CO)

年平均値は0.43ppm、日平均値の最高値は1.17ppm、日平均値の2%除外値は0.87ppm、1時間値の8時間平均値はいずれも20ppm以下であり、短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。年平均値の経年変化は、減少傾向となっています。

・浮遊粒子状物質 (SPM)

西津田自排局及び浜田自排局の年平均値はそれぞれ0.019mg/m<sup>3</sup>、0.025mg/m<sup>3</sup>、1時間値の最高値は0.296 mg/m<sup>3</sup>、0.139 mg/m<sup>3</sup>、日平均値の最高値は0.128 mg/m<sup>3</sup>、0.069 mg/m<sup>3</sup>、日平均値の2%除外値は0.049mg/m<sup>3</sup>、0.058mg/m<sup>3</sup>でした。浜田自排局においては短期的及び長期的評価による環境基準を達成していましたが、西津田自排局ではいずれも達成しませんでした。年平均値の経年変化は、浜田自排局でほぼ横ばい、西津田自排局で減少傾向となっています。

表1-1-2 平成20年度大気汚染に係る環境基準適合状況

汚染物質	区分	国設 松江局	安来局	出雲 保健所	大田局	江津市 役所局	浜田 合庁局	益田 合庁局	西津田 自排局	浜田 自排局
二酸化硫黄	短期的評価	○	○	○	○	○	○	○	-	-
	長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	-	-
二酸化窒素		○	○	○	○	○	○	○	○	○
一酸化炭素	短期的評価	○	-	-	-	-	-	-	○	-
	長期的評価	○	-	-	-	-	-	-	○	-
光化学オキシダント		×	×	×	×	×	×	×	-	-
浮遊粒子状物質	短期的評価	○	○	×	○	○	○	×	×	○
	長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	×	○

## 3 有害大気汚染物質の状況

平成8年5月に大気汚染防止法の一部が改正され新たに有害大気汚染物質対策が盛り込まれたことに伴い、平成9年度から健康リスクが高いと考えられる優先取組物質の調査を実施しています。

平成20年度は、一般環境1地点、固定発生源周辺2地点、沿道1地点で17物質のモニタリングを行いました。環境基準が設定されているベ

ンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、いずれの調査地点も環境基準を下回っていました。

また、指針値の設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの7物質についても、いずれの調査地点も指針値以下でした。

平成20年度の調査結果（年平均値）は表1-1-3のとおりです。

表1-1-3 平成20年度 有害大気調査結果（年平均値）

地名	国設松江	工業団地周辺	西津田自排	安来勤労青少年ホーム	環境基準・指針等	単位
市町村	松江市	松江市	松江市	安来市		
区分	一般環境	発生源	沿道	発生源		
調査開始	平成9年10月	平成12年6月	平成9年10月	平成18年5月		
ベンゼン	1.2	1.2	2.5	—	環境基準 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
トリクロロエチレン	0.079	1.0	0.33	—	環境基準 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
テトラクロロエチレン	0.037	0.039	0.041	—	環境基準 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
ジクロロメタン	0.51	0.49	0.56	—	環境基準 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
アクリロニトリル	0.038	0.11	0.13	—	指針値 2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
塩化ビニルモノマー	0.0068	0.0074	0.0073	—	指針値 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
水銀・水銀化合物	1.6	2.0	—	—	指針値 40 $\text{ng}/\text{m}^3$ 以下	$\text{ng}/\text{m}^3$
ニッケル化合物	0.57	0.72	—	14	指針値 25 $\text{ng}/\text{m}^3$ 以下	$\text{ng}/\text{m}^3$
アセトアルデヒド	2.0	2.4	2.4	—		$\mu\text{g}/\text{m}^3$
クロロホルム	0.17	0.21	0.14	—	指針値 18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
1,2-ジクロロエタン	0.12	0.13	0.13	—	指針値 1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
1,3-ブタジエン	0.10	0.12	0.36	—	指針値 2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
ホルムアルデヒド	1.4	1.8	1.9	—		$\mu\text{g}/\text{m}^3$
ヒ素・ヒ素化合物	0.96	0.98	—	1.2		$\text{ng}/\text{m}^3$
ベリリウム・ベリリウム化合物	0.0057	0.0071	—	0.0020		$\text{ng}/\text{m}^3$
マンガン・マンガン化合物	6.5	9.9	—	33		$\text{ng}/\text{m}^3$
クロム・クロム化合物	0.60	2.7	—	36		$\text{ng}/\text{m}^3$

## 4 フッ素化合物の状況

大気中に排出されるフッ素による蚕児及び農林作物被害が、昭和47年頃から県内の3地域で逐次顕在化しました。このため昭和51年度から県条例により当面の被害防止目的として、被害が発生した3地域において発生源の規制を行ってきましたが、その後の調査結果を踏まえ、昭和57年6月11日付け島根県規則第48号及び島根県告示第695号により規制基準及び規制地域の改正を行いました。これに伴い、県条例に基づくばい煙特定施設におけるフッ素化合物の排出基準遵守状況を監視するため立入検査を実施す

るとともに大気中フッ素濃度の調査を行っていますが、水稻調査は当該地点において稲作が行われなくなったため平成4年度から中止しました。

環境大気中のフッ素濃度については、フッ素規制地域及び施設が集合している地域において、LTP法によりガス状フッ素測定を行っています。周辺の植生環境に対して問題になるレベルではないため、平成17年度に測定地点数の見直しを行い、大田市2地点、江津市3地点で調査を行いました。その測定結果は表1-1-4のとおりです。

表1-1-4 大気中フッ素化合物調査結果

(単位： $\mu\text{g F}/100\text{cm}^3/\text{月}$ )

地名	市町村	H15	H16	H17	H18	H19	H20
水 上No.1	大田市	46	40	38	31	34	24
水 上No.2	大田市	143	132	132	105	68	50
水 上No.3	大田市	110	114	-	-	-	-
水 上No.4	大田市	76	80	-	-	-	-
江津高校	江津市	320	361	359	327	241	222
三和ガス	江津市	114	108	-	-	-	-
西岸寺	江津市	105	106	-	-	-	-
丸八裏	江津市	138	150	171	131	56	16
職業訓練校	江津市	176	188	185	129	70	55
清江園	江津市	50	43	-	-	-	-
桃山裏No.6	江津市	65	57	-	-	-	-
桃山前	江津市	75	79	-	-	-	-

## 5 石綿（アスベスト）の状況

石綿は、耐熱性に優れ、丈夫で変化しにくい特性があり、工業原料として広範多岐に使用されてきましたが、発がん性や呼吸器系等の疾患を引き起こすおそれがあるため、現在は使用が規制されています。

しかし、建築材に石綿が大量に使用された建物の老朽化に伴う改修・解体工事、あるいは自動車のブレーキ部分に使用された石綿の摩耗等により、大気環境中への飛散・蓄積が懸念されています。また、平成17年6月以降、石綿による健康被害が大きな社会問題となり、石綿除去等の対策工事が急増しました。

そこで、石綿の大気環境中への飛散防止を図るために大気汚染防止法に基づく建築物の解体等工事の監視、指導を行うとともに、石綿の飛散状況を把握するために大気環境中の石綿濃度調査を行っています。

### (1) 特定粉じん排出等作業実施の届出状況及び立入検査実施状況

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業は、例年、5件程度実施されてきましたが、平成17年度は40件、平成18年度は96件、平成19年度は47件と届出件数が大幅に増加しました。平成20年度は39件で、内訳は、解体作業が10件、改造・補修作業が29件でした。

また、作業の実施状況を監視するため、39件すべてについて立入検査を実施しました。

**(2) 大気環境中の石綿濃度調査実施状況**

建築物の解体等工事における石綿の飛散防止対策を強化するために、大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業（4施設）について、

大気環境中の石綿濃度調査を実施し、石綿の飛散状況を監視しました。

その調査結果は表1-1-5のとおりです。いずれの調査地点でも、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設の敷地境界基準値（10本/L）より低い値でした。

表1-1-5 平成20年度 解体等工事における大気環境石綿濃度調査結果  
(単位：本/L)

調査地点	濃度
集じん排気装置排出口前	0.22~1.9
敷地境界周辺	0.2未満~0.44

**6 ばい煙発生施設等の状況**

**(1) 大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づく施設の届出状況**

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設は、平成21年3月31日現在で1,565施設(工場・事業場数629)、一般粉じん発生施設は632施設(工場・事業場数98)であり、特定粉じん発生施設の届出はありません。また、県条例に基づくばい煙特定施設は36施設(工場、事業場数10)、粉じん特定施設はありません。

**(2) ばい煙発生施設等の立入検査実施状況**

工場等の規制基準遵守状況を監視するため、平成20年度はばい煙発生施設34施設及び一般粉じん発生施設3施設を対象に立入検査を実施しました。

立入検査の実施状況は表1-1-6のとおりで、ばい煙発生施設において変更届の提出や、自主測定の数について保健所が指導を行いました。

表1-1-6 平成20年度ばい煙発生施設等立入検査実施状況

	立入検査実施施設数	立入検査実施工場・事業場数	計画変更命令施設数	排出基準違反報告発施設数	改善命令・基準適合命令施設数	使用停止命令施設数	勧告その他の行政指導施設数
ばい煙発生施設	31	24	0	0	0	0	2
電気工作物・ガス工作物たるばい煙発生施設	3	1	0	0	0	0	0
一般粉じん発生施設	3	3	0	0	0	0	0
電気工作物・ガス工作物たる一般粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0	0
特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0	0
特定施設(県条例)	0	0	0	0	0	0	0

## 第2節 水環境の保全

### 1 水環境の現況【環境政策課】

#### (1) 公共用水域の水質

##### ① 環境基準の類型指定状況

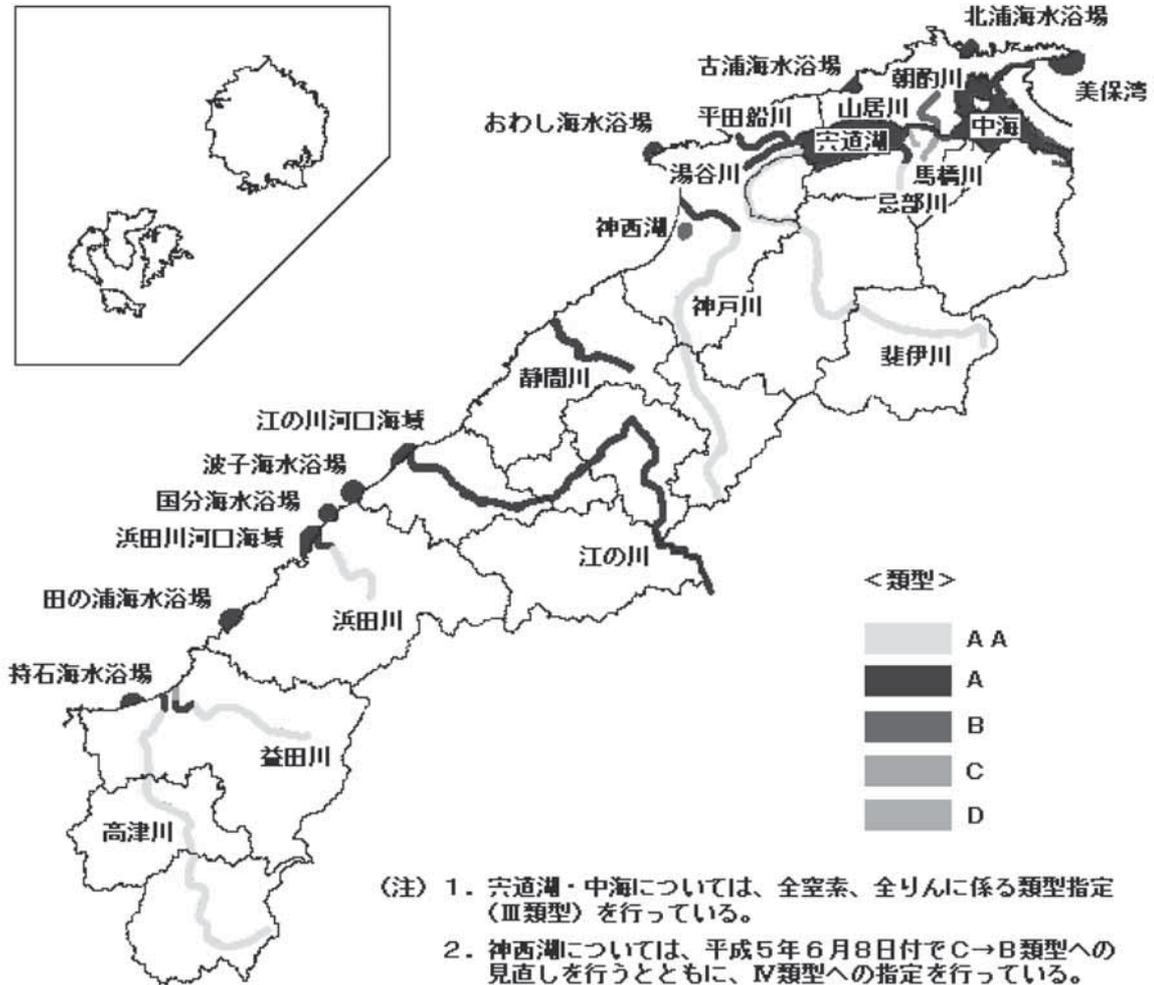
環境基本法は、水質の汚濁に係る環境上の条件について人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持することが望ましい基準を定めることとしています。

人の健康の保護に関する環境基準は、全

公共用水域を対象に全国一律に定められていますが、生活環境の保全に関する環境基準は、水域ごとにその利用目的や今後のあるべき姿を勘案して類型指定を行うこととなっています。

本県における平成20年度末現在までの類型指定状況は、13河川（21水域）、3湖沼（3水域）、10海域（10水域）、合計34水域です（図1-2-1）。

図1-2-1 環境基準類型指定状況図



##### ② 健康項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）カドミウム等26項目について、12河川、3湖沼、10海域の全57地点で測定したところ、全て

の地点で環境基準を達成していました。

##### ③ 生活環境項目

県内の59河川、3湖沼、10海域において、水質汚濁の程度を表す生物化学的酸素要

求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)、全りん(T-P)等、生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)について測定しました。このうち環境基準の類型をあてはめている13河川(21水域)、3湖沼(3水域)及び10海域(10水域)における環境基準の達成状況は以下のとおりです。

ア 河川

有機汚濁の代表的な水質指標である

BODの環境基準の達成状況を見ると、21水域中19水域で達成しており、達成率は約90%(平成19年度も約90%)となっています。(表1-2-1)。

また、津和野川等、類型が未指定の中小46河川(77地点)のうち、BODを測定している61地点について、参考までに環境基準と比較すると、A類型以上(BOD 2mg/l以下)の水質の地点が51地点(83.6%)を占めました。

表1-2-1 河川の水域別BODの環境基準達成状況

区分	水域名		環境基準			BOD75%値 (mg/l)					
			類型	基準値	地点数	H15	H16	H17	H18	H19	H20
広い流域を持つ河川	江の川	全域	A	2 mg/l	3	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.7
	斐伊川	本川	AA	1 mg/l	2	0.9	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6
	高津川	上流	AA	1 mg/l	2	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
		下流	A	2 mg/l	1	1.0	0.6	1.4	0.5	0.5	0.7
	神戸川	上流	AA	1 mg/l	2	0.8	0.7	0.9	0.6	0.6	0.8
		下流	A	2 mg/l	2	0.7	0.7	1.0	0.5	1.0	0.8
都市部を流れる河川	浜田川	上流	AA	1 mg/l	1	<0.5	0.6	0.6	<0.5	0.6	0.5
		下流	A	2 mg/l	2	1.8	1.5	2.1	1.6	1.2	0.9
	益田川	上流	AA	1 mg/l	1	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
		中流	A	2 mg/l	1	0.7	0.5	1.2	0.5	0.5	0.8
		下流	C	5 mg/l	1	5.2	4.9	4.7	9.6	7.6	7.9
	静岡川	全域	A	2 mg/l	2	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6
	朝酌川	全域	B	3 mg/l	1	1.8	1.6	4.1	2.0	1.8	2.4
	山居川	全域	D	8 mg/l	1	2.0	2.4	3.0	2.4	2.6	3.0
	馬橋川	全域	C	5 mg/l	1	2.0	2.4	1.7	1.9	1.4	1.5
	忌部川	上流	AA	1 mg/l	1	1.0	1.1	1.5	1.1	2.0	1.7
		下流	A	2 mg/l	1	1.3	1.0	0.9	1.0	1.6	1.2
	平田船川	上流	A	2 mg/l	1	1.6	1.6	1.4	1.2	1.2	1.4
		下流	A	2 mg/l	1	1.6	1.6	1.6	1.4	2.0	1.9
湯谷川	上流	A	2 mg/l	1	1.0	1.1	1.0	1.0	1.2	1.1	
	下流	A	2 mg/l	1	1.4	1.2	1.2	1.2	1.4	1.2	

注) 表中の経年変化数値については、各水域において環境基準地点が複数ある場合は、その中で最も高い数値の地点の値を記載。また、**太字**は基準達成したものの。

イ 湖沼

中海、宍道湖及び神西湖の3湖沼(3水域)における、有機汚濁の代表的な水質指標であるCODや、T-N、T-Pの環境基準の達成状況を見ると、3湖沼とも、いずれの項目も環境基準を達成しませんでした(表1-2-2)。

なお、平成20年度に宍道湖において数値が高かったのは、平成20年1月から4月にかけて緑藻類の植物プランクトン(ディクチオスフェリウム)が大量発生したことによるものと思われます。このプランクトンは、カビ臭物質を生成せず、毒性も報告されていません。

## 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

中海及び宍道湖では湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画に基づき、水質目標を定め、総合的に対策を進

めています。神西湖についても水環境保全指針に基づき対策を進めています。

表1-2-2 湖沼の水域別CODの環境基準達成状況

水域名	環境基準			水質保全計画等の目標水質	COD75%値 (mg/l)					
	類型	基準値	地点数		H15	H16	H17	H18	H19	H20
中海	A	3 mg/l	9 (県内) ※16年度までは7地点 (県内)	4.6	5.2	7.3	5.3	5.9	5.6	6.0
宍道湖	A	3 mg/l	5	4.5	5.1	5.4	4.9	4.8	6.2	6.1
神西湖	B	5 mg/l	2	-	6.9	7.1	6.4	6.6	6.7	7.0

注) 表中の経年変化数値については、各水域において環境基準地点が複数ある場合は、その中で最も高い数値の地点の値を記載。また、**太字**は基準達成したものの。

### ウ 海域

有機汚濁の代表的な水質指標であるCODの環境基準の達成状況を見ると、

全海域で環境基準を達成しており、達成率は100% (平成19年度は90%) となっています (表1-2-3)。

表1-2-3 海域の水域別CODの環境基準達成状況

水域名		環境基準			COD75%値 (mg/l)					
		類型	基準値	地点数	H15	H16	H17	H18	H19	H20
浜田川河口海域		A	2 mg/l	3	<b>1.7</b>	<b>1.7</b>	<b>1.7</b>	<b>1.7</b>	2.1	<b>1.7</b>
美保湾		A	2 mg/l	2	2.5	2.2	2.1	2.6	<b>2.0</b>	<b>1.8</b>
江の川河口海域		A	2 mg/l	3	<b>1.9</b>	<b>2.0</b>	<b>1.8</b>	<b>2.0</b>	<b>2.0</b>	<b>2.0</b>
出雲部	北浦海水浴場	A	2 mg/l	1	2.4	<b>2.0</b>	2.3	<b>1.5</b>	<b>1.7</b>	<b>2.0</b>
	古浦海水浴場	A	2 mg/l	1	2.5	2.7	2.5	<b>1.9</b>	<b>1.9</b>	<b>1.8</b>
	おわし海水浴場	A	2 mg/l	1	<b>1.9</b>	<b>1.8</b>	2.2	<b>1.6</b>	<b>1.8</b>	<b>1.7</b>
石見部	波子海水浴場	A	2 mg/l	1	<b>1.6</b>	<b>1.8</b>	<b>1.5</b>	<b>1.4</b>	<b>1.8</b>	<b>1.9</b>
	国分海水浴場	A	2 mg/l	1	<b>1.9</b>	<b>1.8</b>	<b>1.6</b>	<b>1.6</b>	<b>1.7</b>	<b>1.9</b>
	田の浦海水浴場	A	2 mg/l	1	<b>1.5</b>	<b>1.8</b>	2.2	<b>1.8</b>	<b>1.7</b>	<b>1.8</b>
	持石海水浴場	A	2 mg/l	1	<b>1.2</b>	<b>1.7</b>	<b>1.8</b>	2.1	<b>1.8</b>	<b>1.7</b>

注) 表中の経年変化数値については、各水域において環境基準地点が複数ある場合は、その中で最も高い数値の地点の値を記載。また、**太字**は基準達成したものの。

### ④ その他の項目

環境基準項目ではありませんが、人の健康の保護に関する物質として要監視項目とされている農薬等27項目について、5河川5地点で測定しましたが、指針値を超えたものはありませんでした。

同じく環境基準項目ではありませんが、水道水の浄水過程で生ずる有害物質 (トリハロメタン) に関して、原水となる河川水がこの物質を生成しやすいかどうか (トリ

ハロメタン生成能) について、3河川3地点で測定しました。いずれの地点とも、水道原水としての利用に障害が生じる数値ではありませんでした。

### (2) 地下水の水質

平成20年度は8市町12地点で概況調査を実施しましたが、全ての地点で環境基準を達成していました。(表1-2-4)。

表1-2-4 地下水質調査（概況調査）地点及び基準値超過地点数

	松江市	安来市	雲南市	出雲市	大田市	浜田市	津和野町	隠岐の島町	計
基準値超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0地点
調査地点数	2	1	1	2	1	3	1	1	12地点

### (3) 海水浴場遊泳適否調査

32海水浴場について、遊泳期間前にCOD、ふん便性大腸菌群数等7項目の水質調査を実施しました。環境省が定めている水浴場水質判定基準（5段階）によると、全て「水質A」以上の判定結果になり、水浴場として良好な

水質でした（表1-2-5）。

また、主要9海水浴場について、遊泳期間中に病原性大腸菌O-157の水質調査を実施した結果、全ての海水浴場において検出されませんでした。

表1-2-5 海水浴場の遊泳適否調査結果

主要水浴場	遊泳期間前 (4月中旬～5月下旬)	「適」水質 AA	北浦、古浦、おわし浜、キララビーチ、波子、石見海浜公園、持石
		「適」水質 A	国府、田の浦
	遊泳期間中 (7月中旬～8月上旬)	「適」水質 AA	北浦、おわし浜、波子、石見海浜公園、田の浦、持石
		「適」水質 A	古浦、国府
		「可」水質 B	キララビーチ
水その他	遊泳期間前 (4月中旬～5月下旬)	「適」水質 AA	小波、桂島、河下、猪目、田儀、波根、久手、鳥井、琴ヶ浜、櫛島、黒松、浅利、折居、春日の浜、塩浜、中村、海幸の浜、福浦、明屋、風呂屋
		「適」水質 A	稲佐の浜、福光、外浜

注) 主要水浴場：年間利用者概ね5万人以上（9海水浴場）  
 その他水浴場：年間利用者概ね5万人未満（23海水浴場）

### (4) その他水質関係調査

#### ① ゴルフ場農薬等流出実態調査

環境省が定めている「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」に基づき、既設11ゴルフ場の農薬等の流出モニタリング調査を実施しています。

平成20年度においては、5ゴルフ場計10地点において年1回調査を実施した結果、全地点で暫定指導指針値を超える検出はありませんでした。

#### ② 水生生物による水質の簡易調査

水の汚れについては、BODやCOD等の理化学的な指標により調査していますが、これらの数値は一般的にはなじみ難い点があったり、調査に測定機器を必要としたり、また定期的に調査する必要があります。

これに対して水生生物を利用した水質調査は、その地点に住む生物の種類や数を指標としているため、誰にでもわかりやすく、また比較的簡単に調査できます。このため、水質浄化や河川愛護思想の普及啓発を図る目的で、県内各地で調査されています。

平成20年度は4団体延べ71人の参加を得て、4地点で実施されました。

## 2 水質汚濁の防止対策

公共用水域の水質汚濁を防止するため、県では主要な河川、湖沼及び海域について水質環境基準の類型指定を行うとともに、公共用水域に汚水を排出する工場・事業場に対して排水水の規制を行っています。

さらに、公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視、生活排水対策の推進及び下水道

## 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

整備等、公害の未然防止や環境保全に努めています。

### (1) 工場・事業場排水対策【環境政策課】

水質汚濁防止法では、水質汚濁により被害を生ずるおそれのある污水又は廃液を排出する施設として「特定施設」を定め、さらに湖

沼水質保全特別措置法でも「みなし指定地域特定施設」を定めています。

これらの特定施設を設置しようとする工場・事業場等には、事前の届出が義務付けられているとともに、特定施設の設定後は「特定事業場」として排水基準が適用されます。(各保健所の詳細は表1-2-7を参照)

表1-2-6 特定事業場数（平成20年度末）及び延べ立入検査数（平成20年度）等

	事業場数	延べ立入件数	排水基準違反延べ件数
水質汚濁防止法に基づく特定施設	3,255	158	12
湖沼水質保全特別措置法に基づくみなし指定地域特定施設	83	1	1
県公害防止条例に基づく污水特定施設	42	2	0
合 計	3,380	161	13

#### ① 上乗せ排水基準等

水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づいて、特定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準（一律基準）が定められていますが、都道府県は当該区域に属する公共用水域のうち、その自然的・社会的条件から判断して、一律基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域については、条例でこの基準より厳しい排水基準（上乗せ基準）を設定し得るものとされています（第3条第3項）。

また、一律基準項目以外の項目あるいは特定事業場以外の工場・事業場等について、条例で規制することを認めています（第29条）。

これらの規定に基づいて、本県では「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」及び「島根県公害防止条例」により、独自の排水規制を実施しています。

#### ② 工場・事業場等の届出状況

水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置

法及び島根県公害防止条例に基づく工場・事業場等の届出状況は、表1-2-7～9に示しています。

このうち、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場数は、平成20年度末で3,255であり、業種別に見ると、旅館業が最も多く29.4%を占め、次いで自動式車両洗浄施設が9.8%、豆腐製造業が8.3%となっています。

また、島根県公害防止条例に基づく污水特定施設（大型特殊自動車洗浄施設）は、42事業場に設置されています。

#### ③ 立入検査状況

平成20年度は、特定事業場に対して延べ161件の立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を監視しました。その結果、延べ13事業場が排水基準に違反しており、違反率は8.0%でした。（表1-2-12）

これらの排水基準違反事業場に対しては、文書や呼び出しにより行政指導を行いました。今後とも排水処理施設の整備の促進及び維持管理の徹底などを指導します。

表1-2-7 水質汚濁防止法に基づく特定施設

保健所別届出特定事業場数総括表

(平成21年3月31日現在)

番号	業種	保健所名	松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐	計
1	鋳業又は水洗炭業		0	1	1	0	1	0	0	3
1の2	畜産農業又はサービス業		37	29	25	21	23	15	2	152
2	畜産食料品製造業		4	3	7	10	12	6	0	42
3	水産食料品製造業		46	1	3	23	87	7	5	172
4	保存食料品製造業		10	15	2	9	9	8	1	54
5	みそ・しょう油等製造業		22	19	17	15	11	10	2	96
6	小麦粉製造業		1	0	0	0	0	0	0	1
8	パン・菓子・製あん業		2	1	7	4	3	5	2	24
9	米菓製造業		1	5	0	1	0	0	0	7
10	飲料製造業		7	8	8	14	15	17	1	70
11	動物系飼料製造業		1	2	1	1	4	0	0	9
12	動植物油脂製造業		1	2	1	0	1	1	0	6
16	めん類製造業		4	2	11	4	9	6	5	41
17	豆腐又は煮豆製造業		61	78	37	20	42	25	10	273
19	紡績業又は繊維製品製造業		1	1	1	2	0	0	0	5
21	化学繊維製造業		0	0	0	0	0	1	0	1
21の3	合板製造業		2	0	0	0	1	0	0	3
22	木材薬品処理業		1	0	0	0	1	2	0	4
23	パルプ・紙・紙加工品製造業		3	1	0	0	11	1	0	16
23の2	新聞・出版・印刷・製版業		5	2	7	0	1	2	0	17
27	無機化学工業製品製造業		0	0	0	0	2	0	0	2
38	石けん製造業		0	0	0	0	1	0	0	1
47	医薬品製造業		0	0	2	0	0	0	0	2
49	農薬製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
51の2	自動車用タイヤ・チューブ製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
52	皮革製造業		1	0	0	0	0	0	0	1
53	ガラス・ガラス製品製造業		0	0	0	0	0	2	0	2
54	セメント製品製造業		13	6	33	3	10	3	5	73
55	生コンクリート製造業		17	32	20	8	20	9	19	125
58	窯業原料精製業		2	0	0	3	3	1	0	9
59	砕石業		4	9	2	2	6	4	2	29
60	砂利採取業		1	1	3	2	7	6	0	20
61	鉄鋼業		6	0	1	0	0	0	0	7
62	非鉄金属製造業		0	1	0	1	0	0	0	2
63	金属製品・機械器具製造業		4	2	3	2	0	1	0	12
64の2	水道施設・工業用水道施設		2	0	1	0	1	0	0	4
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		9	6	2	3	3	0	0	23
66	電気めっき施設		2	0	2	0	0	0	0	4
66の2	旅館業		204	111	144	104	148	112	134	957
66の3	共同調理場		1	2	0	1	2	1	1	8

第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

番号	業種	保健所名	松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐	計
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業		2	0	2	0	0	1	0	5
66の5	飲食店（食堂・レストラン）		1	2	6	3	1	5	0	18
67	洗濯業		44	22	41	10	22	21	10	170
68	写真現像業		17	18	14	12	12	16	6	95
68の2	病院		1	0	1	1	2	2	0	7
69	と蓄業		0	1	0	1	0	0	0	2
69の3	地方卸売市場（水産物）		0	0	1	0	0	0	0	1
70の2	自動車分解整備事業		3	0	1	0	1	0	1	6
71	自動式車両洗淨施設		91	27	83	25	54	34	7	321
71の2	試験研究機関等		10	5	11	2	7	6	4	45
71の3	一般廃棄物処理施設（焼却施設）		4	0	2	1	1	2	3	13
71の4	産業廃棄物処理施設		2	0	1	1	1	0	0	5
71の5	洗淨施設		0	2	0	0	0	0	0	2
72	し尿処理施設		64	24	50	25	39	23	15	240
73	下水道終末処理施設		7	8	4	4	5	4	5	37
74	共同処理施設		2	0	1	0	6	0	0	9
	計		723	449	561	338	585	359	240	3,255

表1-2-8 湖沼水質保全特別措置法に基づくみなし指定地域特定施設等の届出状況

(平成21年3月31日現在)

業又は施設		保健所	松江	雲南	出雲	計
みなし指定地域特定施設	病院				2	2
	し尿浄化槽		43	16	22	81
指定施設	畜産農業施設			2		2
	こいの養殖施設					
準用指定施設			30	15	12	57
計			73	33	36	142

表1-2-9 島根県公害防止条例に基づく汚水特定施設（大型特殊自動車洗淨施設）の届出状況

(平成21年3月31日現在)

保健所	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	0~10	10以上 (規制対象)	計
	松江		14	
雲南				
出雲		6	1	7
県央		6		6
浜田		8		8
益田		6	1	7
隠岐				
計		40	2	42

表1-2-10 立入検査結果総括表（平成20年）

番号	業種	立入事業場数	延立入件数	排水基準違反延事業場数
1	鉱業又は水洗炭業			
1の2	畜産農業又はサービス業	8	8	1
2	畜産食料品製造業	2	2	
3	水産食料品製造業			
4	保存食料品製造業	2	2	
5	みそ・しょう油等製造業	3	3	
6	小麦粉製造業			
8	パン・菓子・製あん業			
9	米菓製造業			
10	飲料製造業	2	2	
11	動物系飼料製造業			
12	動植物油脂製造業			
16	めん類製造業	1	1	
17	豆腐又は煮豆製造業	2	2	
18の2	冷凍調理食品製造業			
19	紡績業又は繊維製品製造業	1	1	
21	化学繊維製造業	2	2	
21の3	合板製造業			
22	木材薬品処理業			
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	1
23の2	新聞・出版・印刷・製版業			
27	無機化学工業製品製造業	2	2	
38	石けん製造業			
47	医療品製造業			
49	農薬製造業			
51の2	自動車用タイヤ・チューブ製造業			
52	皮革製造業			
53	ガラス・ガラス製品製造業			
54	セメント製品製造業			
55	生コンクリート製造業	1	1	
58	窯業原料精製業	5	5	1
59	砕石業	4	4	
60	砂利採取業			
61	鉄鋼業			
62	非鉄金属製造業			
63	金属製品・機械器具製造業			
64の2	水道施設・工業用水道施設			
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3	3	1
66	電気めっき施設	2	2	
66の2	旅館業	18	18	2
66の3	共同調理場			

## 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

番号	業種	立入事業場数	延立入件数	排水基準違反延事業場数
66の4	弁当仕出し屋・弁当製造業	2	2	1
66の5	飲食店（食堂・レストラン）	1	1	
67	洗濯業	10	10	
68	写真現像業			
68の2	病院	6	6	
69	と蓄業			
69の3	地方卸売市場（水産物）			
70の2	自動車分解整備事業	1	1	
71	自動式車両洗浄施設			
71の2	試験研究機関等	6	6	
71の3	一般廃棄物処理施設（焼却施設）	1	1	
71の4	産業廃棄物処理施設			
71の5	洗浄施設	1	1	
72	し尿処理施設	56	56	5
73	下水道終末処理施設	10	10	
74	共同処理施設	4	4	
みなし①	みなし指定地域特定施設（病院）			
みなし②	みなし指定地域特定施設（浄化槽）	1	1	1
県条例	大型特殊自動車分解整備事業			
	計	158	158	13

### (2) 生活排水対策【環境政策課、農村整備課、漁港漁場整備課、下水道推進課】

生活様式の変化とともに、個々の家庭から炊事、洗濯、入浴、洗面などの際に排出される生活排水に由来する汚濁負荷量が増加し、河川や湖沼の水質悪化の主要な原因となっているため、生活排水の適正処理を積極的に進める必要があります。

県では、昭和61年5月に生活排水対策の基本的考え方を定めた「島根県生活排水対策要綱」を制定し、総合的な施策の推進を図ってきました。

た。平成2年度に、水質汚濁防止法の一部が改正され、生活排水対策に関して国、県、市町村、国民それぞれの責務が明確にされたことに伴い、平成3年11月に「島根県生活排水対策要綱」を改正し、生活排水対策を積極的に推進しています。

平成20年度末現在、下水道や浄化槽等による汚水処理施設の処理人口普及率は、表1-2-11のとおり68.5%となっており、前年度から2.1ポイント上昇しました。

表1-2-11 汚水処理人口普及状況（平成20年度末）

総人口	下水道	コミュニティ・プラント等	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	浄化槽	汚水処理人口普及率	
						島根県	(参考)全国
727,793人	286,416人	5,326人	100,160人	15,390人	91,190人	68.5%	84.8%

(注) ①総人口は、平成21年3月住民基本台帳月報による。

②コミュニティ・プラント等は、簡易排水施設、小規模集合排水施設を含む。

#### ① 生活排水対策重点地域の指定【環境政策課】

県では、水質汚濁防止法に基づき県内の主要な公共用水域の中で生活排水によって

環境基準未達成の水域や生活排水対策の実施が特に必要な地域について、生活排水対策重点地域に指定し、総合的な対策を実施

しています。

当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市では、「生活排水対策推進計画」を

策定し、各種の施策を講じています。

なお、平成20年度末現在の生活排水対策重点指定地域は、表1-2-12のとおりです。

表1-2-12 生活排水対策重点指定地域（平成20年度末）

生活排水対策重点指定地域	指定年月日	生活排水対策推進市
松江市の区域のうち、山居川、馬橋川、朝酌川及び忌部川流域の地域	平成3年3月26日	松江市
浜田市の区域のうち、浜田川及び浜田川河口海域の地域	平成4年3月30日	浜田市
平田市（現出雲市）内の区域のうち、平田船川及び湯谷川流域の地域	平成5年6月15日	平田市（現出雲市）

② 浄化槽の普及【下水道推進課】

近年、下水道と同等の処理能力を持つ浄化槽が開発され、住宅の散在する中山間地域の多い本県においては、今後の生活排水対策の柱として期待されています。

浄化槽の設置に対しては国の補助制度に合わせ、県でも全県の市町村を対象に補助

（市町村設置型交付金）することにより普及を図っています。

事業による整備実績は表1-2-13のとおりであり、平成20年度末現在で個人設置型が14,831基、市町村設置型が6,660基となっています。

表1-2-13 浄化槽整備実績

年 度	S63 ~H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
補助（交付）市町村数	46	47	47	43	46	51	16	18	18	18	18	21
全 市 町 村 数	59	59	59	59	59	59	29	21	21	21	21	21
個人設置型浄化槽基数	5,967	1,121	948	1,454	911	961	900	746	706	551	566	14,831
市町村設置型浄化槽基数	196	188	291	485	486	1,093	1,192	948	674	561	546	6,660

(3) 下水道整備【下水道推進課】

下水道は、快適でゆとりと潤いのある生活環境の創出に加えて、河川や湖沼など公共用水域における水質保全を図る上から、また、高齢化、少子化の進む本県にとって定住を図るためにも、必要不可欠な社会基盤施設です。

下水道の整備によって、都市は勿論のこと農山漁村においても、快適な生活と良好な環境の享受を可能にすることは、国民が健康で快適な生活を営んでいくためのいわゆるナショナルミニマムと認識されています。

本県の汚水処理人口普及率は全国に比べて大変遅れており、下水道の整備が強く望まれています。

平成17年度に、「島根県汚水処理施設整備構想（第3次構想）」を策定し、平成22年度の普及率72%を目指し、事業主体である市町

村とより一層連携を密にして下水道の整備に努めているところです。

① 流域下水道

流域下水道とは、原則として、市町村が管理する下水道により排除される下水を受けて、処理するために都道府県が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいいます。

島根県では、松江市・安来市・東出雲町を対象とした宍道湖流域下水道東部処理区について昭和49年度から事業着手し、昭和56年4月に松江市の一部で供用を開始し、昭和58年7月に東出雲町、昭和63年4月に安来市で供用を開始しました。また、平成6年4月から宍道湖・中海の水質浄化のため、窒素及びリンを除去する高度処理を

行っています。

また、松江市（旧宍道町）・出雲市・斐川町を対象とした宍道湖流域下水道西部処理区については、昭和55年度から事業着手し、平成元年1月に松江市の一部で供用を開始し、平成2年4月に斐川町、平成3年4月に松江市で供用を開始しました。

### ② 公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し又は処理するために、市町村等が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものです。

また、公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、又は公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの、及び処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な区域において施行されるものを特定環境保全公共下水道としています。

島根県では、平成21年度においては、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を6市9町で実施しており、平成20年度末までに7市9町で供用開始しています。

### (4) 農業集落排水施設の整備【農村整備課】

農業集落排水施設は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備又は改築を行い、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としています。

また、処理水は農業用水として反復利用され、汚泥は農地への還元利用することが可能であり、循環型社会の形成につながるものです。

平成20年度末現在の本県の汚水処理施設の普及率は、68.5%となっており、うち13.8%は、農業集落排水事業で実施しました。

昭和56年度に着手して以来、平成20年度ま

で、18市町（旧44市町村）146地区において事業を実施しています。

### (5) 漁業集落排水施設の整備

#### 【漁港漁場整備課】

漁港背後集落の生活環境の改善、漁港周辺水域環境の保全を目的に、生活雑排水、し尿を併せて処理するものであり、漁業集落環境整備事業、漁村再生交付金及び汚水処理施設整備交付金によって施設整備が実施されます。

平成20年度までに3市3町1村50地区で施設整備を実施し、40地区で供用が図られています。また、供用が図られた施設の処理対象人口は15,390人であり、島根県汚水処理施設整備構想に基づく目標処理人口18,800人（H22）の82%となっています。

## 3 湖沼の水質保全対策【環境政策課】

### (1) 宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画の策定及び進捗状況

#### ① 第4期湖沼水質保全計画の概要と達成状況

この計画は、湖沼水質保全特別措置法に基づき、県知事が5年ごとに定めることとされているもので、湖沼の水質保全に関する方針と保全のために必要な施策に関する内容を内容とする計画です。平成16年度に第4期計画を策定し、各種施策を推進しました。その水質目標値、水質測定結果等は次のとおりです。

#### ■計画期間

平成16年度から平成20年度

#### ■水質目標及び水質測定結果等

将来的には環境基準の達成を目標としつつ、この計画では、平成20年度における水質を表1-2-14に掲げる目標値まで改善することとしていました。

両湖とも計画期間前半は横ばいもしくは改善傾向がみられましたが、平成19年度以降、冬季に植物プランクトンが異常に発生したことにより、計画最終年度（平成20年

度)は、宍道湖はいずれの項目も水質目標を達成できず、中海は全窒素は水質目標を達成しましたが、COD、全りんは達成できませんでした。しかし、第3期計画期間と第4期計画期間の平均値を比較すると、

4期後半のプランクトン異常発生の影響を受けた宍道湖のCODを除くいずれの項目も改善傾向にあります。

なお、この結果を踏まえて平成21年度には第5期計画を策定する予定です。

表1-2-14 水質目標値と水質測定結果

(単位: mg/l)

			計画現状水質 (平成15年度)	水質目標値 (平成20年度)	目標年水質 (平成20年度)	参考値 (3期平均)	参考値 (4期平均)
宍道湖	化学的酸素要求量 (COD)	75%値	5.1	4.5	6.1	5.1	5.5
		(参考) 年平均値	4.5	4.1	5.4	—	—
	全窒素	年平均値	0.47	0.44	0.49	0.55	0.53
	全りん	年平均値	0.047	0.043	0.056	0.057	0.051
中海	化学的酸素要求量 (COD)	75%値	5.2	4.6	6.0	6.4	6.0
		(参考) 年平均値	4.2	3.9	4.4	—	—
	全窒素	年平均値	0.53	0.50	0.47	0.65	0.55
	全りん	年平均値	0.052	0.048	0.06	0.068	0.061

※化学的酸素要求量の75%値、全窒素及び全りんの年平均値は、環境基準点(宍道湖:5地点、中海:12地点)の最高値。

② 平成20年度までに実施した主な対策の実施状況

ア 生活排水処理施設の整備

湖沼の水質保全を図る上で、生活排水等による汚濁負荷の流入量を削減することは極めて重要です。このため、湖沼水質保全計画上も下水道等の生活排水処理施設について、事業内容別に目標事業量を定めて整備を推進しました。

平成20年度末の整備状況は表1-2-

15のとおりでした。流域人口の減少などの影響で、目標事業量の達成に至らなかった項目もありますが、公共下水道及び農業集落排水施設については、概ね計画通り進捗しました。

イ その他の主な水質保全対策事業

生活排水処理施設の整備のほか、水質の保全のため、湖沼の浄化対策等の各種対策を実施しました。

表1-2-15 生活排水処理施設整備事業の実施状況(人口単位:千人)

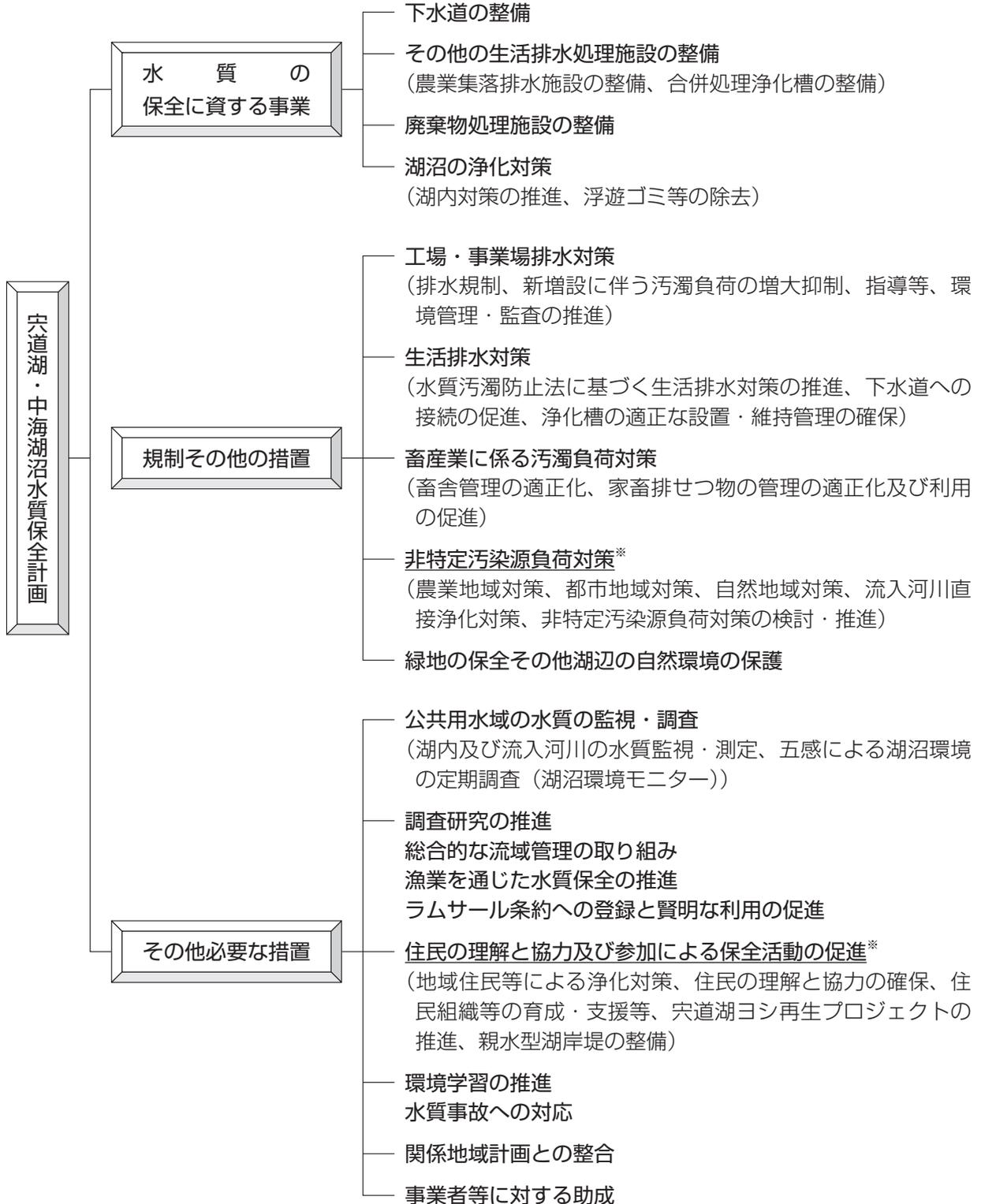
事業内容	湖沼	項目	H15現況	H20目標	H20実績	進捗率	
公共下水道	宍道湖	増加処理人口	—	25.4	19.5	77%	
		全処理人口	150.9	176.3	170.4		
		流域内普及率	55%	64%	63%		
	中海	増加処理人口	—	6.0	6.2	103%	
		全処理人口	33.7	39.6	39.9		
		流域内普及率	42%	51%	51%		
農業集落排水施設	宍道湖	増加処理人口	—	9.5	9.3	98%	
		全処理人口	38.6	48.1	47.9		
	中海	増加処理人口	—	0.3	-0.6	—%	
		全処理人口	17.2	17.5	16.6		
	合併処理浄化槽	宍道湖	増加処理人口	—	14.1	3.9	28%
			全処理人口	15.8	29.9	19.7	
中海		増加処理人口	—	4.2	1.6	38%	
		全処理人口	5.2	9.4	6.8		

(注) 中海には鳥取県実施分を含まない。

第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

■計画における施策体系

宍道湖・中海湖沼水質保全計画（第4期）の体系



※第4期計画で新たに重点的に取り組む事業

1-2  
水環境の保全

## 第3節 土壌環境の保全

### 1 市街地等の土壌汚染対策 【環境政策課】

土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする土壌汚染対策法が平成15年2月に施行されました。

この法では、①特定有害物質を製造、使用または処理する施設の使用が廃止された場合、②土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合に土地の所有者等に土壌汚染の調査（調査命令）を行わせることとしています。また、この土壌汚染の調査の結果、土壌中に基準を超える特定有害物質が検出された土地については、都道府県知事は指定区域として指定・公示するとともに、指定区域の台帳を作成し、閲覧に供することとなっています。

なお、島根県において同法に基づく調査命令及び指定区域の指定はありません。また、土壌汚染の未然防止対策として、土壌への有害物質の排出を規制するため、水質汚濁防止法に基づき工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止措置等を講じています。

### 2 農用地の土壌汚染対策 【農畜産振興課】

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域に指定されている津和野町笹ヶ谷地域で、土壌汚染防止対策実施以降の特定有害物質による汚染の状況を調査し継続して監視しています。

平成21年度に講じた施策

4カ所の観測区（概ね25haに1カ所）を設置し、土壌、作物体及び農業用水の砒素及びカドミウム並びに亜鉛の調査を実施しました。

本調査で60検体の分析を行いました。土壌及び米についてはいずれも、基準値を上回る砒素及びカドミウム並びに亜鉛は検出されませんでした。農業用水では、砒素について、一時的に高い値を示すことはありましたが、年間平均では農業用水基準値以下となりました。

表1-3-1 観測区数及び検体数

観測区数	調査対象	検体数	備考
4	土 壌	32	4区×2地点（裸地・植付）×2カ所×2回（作付前・収穫時）
	作 物 体	8	4区×2部位（玄米、ワラ）
	農業用水	20	4区×5回（5～9月の稲作期間中）
合 計		60	

### 3 休廃止鉱山鉱害防止対策 【環境政策課】

県内に所在する休廃止鉱山の鉱害対策を総合的かつ効果的に推進するため、昭和49年3月に農林水産部、土木部、環境保健部及び商工労働部の4部11課（その後の組織改変により部課名変更）で構成する休廃止鉱山鉱害対策プロジェクトチーム（昭和48年6月設置の「笹ヶ谷鉱山鉱害対策プロジェクトチーム」を改組）を編成

し、山元対策、住民の健康対策、農用地の土壌汚染防止対策等を実施しています。

#### (1) 山元対策

##### ① 鉱害防止工事

笹ヶ谷鉱山地区（昭和48年度～昭和58年度）、宝満山鉱山地区（昭和50年度～昭和56年度）、清久鉱山（昭和57年度～昭和60年度）において、風雨などで重金属が流溶出し再汚染することのないよう、鉱滓等の

堆積物を原位置付近で封鎖し、鉱滓等の流出を防止する工事等を実施しており、計画した山元対策は全て終了しています。

② 鉱害防止施設修繕工事等

笹ヶ谷鉱山地区において、鉱害防止のために設置されている施設に損傷が発生した場合等に、国（経済産業省）または県の補助事業として県または津和野町により修繕工事が実施されています。

(2) 休廃止鉱山周辺環境調査

主な休廃止鉱山について、砒素等有害物質による周辺環境の汚染状況を継続的に監視するため、平成20年度も引き続き水質の調査を実施しました。

① 調査対象鉱山及び調査地点

- ア 笹ヶ谷鉱山（津和野町）：水質8地点
- イ 宝満山鉱山（松江市・東出雲町）  
：水質6地点

② 分析項目

水素イオン濃度 (pH)、電気伝導度 (EC)、銅 (Cu)、亜鉛 (Zn)、鉛 (Pb)、カドミウム (Cd)、砒素 (As)

③ 調査結果

ア 笹ヶ谷鉱山

平成20年度は年2回の調査を実施しましたが、その結果、特段の変化は認められませんでした。

イ 宝満山鉱山

平成20年度は年2回の調査を実施しましたが、その結果、特段の変化は認められませんでした。

## 第4節 騒音・振動・悪臭対策【環境政策課】

### 1 騒音・振動の概況

騒音は各種公害のなかで日常生活にかかわり深い問題であり、発生源も工場・事業場、建設作業、交通機関、飲食店等の深夜営業騒音あるいは拡声機による宣伝放送の騒音のほか、ピアノ、クーラー等の近隣騒音など幅広くなっています。

振動も騒音と同時に日常生活にかかわる問題で、騒音と発生源を同一にする例が多くなっています。

#### (1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は環境基本法第16条の規定に基づき、生活環境の保全上、維持されることが望ましい騒音の基準について定められています。

環境基準の指定については、県公害対策審議会（現環境審議会）の答申に基づき、8市4町の主として都市計画区域を対象に地域類型あてはめを行っています。

地域類型指定市町村については、土地利用の実態に合わせて見直しを行うとともに、未指定市町村についても、実態を把握した上で、地域類型指定の推進を行う方針です。

#### (2) 騒音規制法及び振動規制法による規制

騒音規制法、振動規制法では、騒音、振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域を知事が指定し、市町村長は、この指定地域内にある工場、事業場における事業活動と、建設工事に伴って発生する騒音、振動を規制するとともに、指定地域内における自動車騒音、振動が要請限度を超え道路周辺環境が損なわれていると認める時は、県公安委員会に要請し、又は道路管理者に意見を述べるができることとなっています。

騒音規制地域の指定状況は、県内7市の騒音に係る環境基準の当てはめ地域のうち、主として都市計画法に基づく用途地域を対象に指定しています。振動規制地域については、

県公害対策審議会（現環境審査会）の答申に基づいて騒音規制地域を対象に指定しています。

未指定町村については、都市計画法に基づく用途地域を指定した町村及び指定を検討している町村を対象に、環境基準の適合状況、騒音・振動の苦情状況、今後の開発動向を考慮し、必要に応じて騒音・振動の規制地域を指定していきます。

なお、規制地域内での法及び県公害防止条例に基づく特定施設・特定建設作業の届出状況は以下のとおりです。

#### ① 騒音・振動特定施設の届出状況

特定施設の7市の合計数は、平成20年度末現在、騒音特定施設の届出施設数が2,194施設（工場・事業場数452）であり、前年度と比較して、特定施設が44施設減少し、工場・事業場としては17事業場減少しました。

振動特定施設の届出施設数は、平成20年度末現在、1,157施設（工場・事業場数201）であり、前年度と比較して特定施設が108施設増加し、工場・事業場数は9事業場減少しました。

#### ② 騒音・振動特定建設作業の実施届出状況

騒音特定建設作業の実施届出数は84件で、前年度と比較して8件増加しました。作業の種類別では、バックホウを使用する作業が41件と最も多く、次いでくい打機等を使用する作業が17件でした。

振動特定建設作業の実施届出数は44件で、前年度と比較して2件減少しました。

## 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

表1-4-1 騒音特定施設・特定建設作業の種類別届出件数

(平成21年3月末現在)

騒音特定施設の種類	件数
1. 金属加工機械	324
2. 空気圧縮機等	1,090
3. 土石用破碎機等	45
4. 織機	44
5. 建設用資材製造機械	27
6. 穀物用製粉機	4
7. 木材加工機械	258
8. 抄紙機	0
9. 印刷機械	292
10. 合成樹脂用射出成形機	8
11. 鋳型造形機	102
計	2,194

特定建設作業の種類	件数
1. くい打機等を使用する作業	17
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	11
4. 空気圧縮機を使用する作業	4
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	3
6. バックホウを使用する作業	41
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	8
計	84

表1-4-2 振動特定施設・特定建設作業の種類別届出件数

(平成21年3月末現在)

振動特定施設の種類	件数
1. 金属加工機械	207
2. 空気圧縮機等	602
3. 土石用破碎機等	31
4. 織機	35
5. コンクリートブロックマシン等	6
6. 木材加工機械	56
7. 印刷機械	118
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール	0
9. 合成樹脂用射出成形機	8
10. 鋳型造形機	94
計	1,157

特定建設作業の種類	件数
1. くい打機等を使用する作業	17
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	1
4. ブレーカーを使用する作業	26
計	44

### (3) 騒音・振動発生源の改善等

#### ① 特定工場等の騒音・振動対策

騒音規制法、振動規制法に定める規制事務は平成11年7月の地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止により平成12年度から市町村の自治事務となりました。規制地域が指定されている7市長は、特定工場等から発生する騒音・振動が、規制基準に適合するように特定施設等の設置段階から指導を行うとともに、規制基準を超えている特定工場等については、改善勧告、改善命令等の行政措置を行うこととなっていますが、平成20年度には改善勧告等の事例はありませんでした。

なお、住居と工場が混在するような地域では、その工場が騒音・振動公害の大きな要因になっており、工業団地の整備等による住工混在の解消等、土地利用の適性化が望まれます。

#### ② 建設作業騒音・振動対策

特定建設作業に係る騒音・振動対策は、騒音規制法、振動規制法により、騒音・振動の大きさの基準、作業の時間、期間の制限が課せられています。

7市長は、特定建設作業の届出書が提出された段階で、内容を審査し、必要に応じて上記の制限を課し、周辺の生活環境の保全に努めています。

建設作業については、比較的短期間で終了するのが通例で、場所等に代替性がない場合が多く、対策がとりにくい部分がありますが、施工方法の改善、建設機械の低騒音化といった面での技術開発が進められています。

#### (4) 自動車騒音の概況

自動車本体からの騒音は、主にエンジン、吸排気系、タイヤ等から発生しますが、沿道においては、道路の構造、交通量、車種、構成、速度等の各種の要因が複雑に絡みあって自動車騒音となっています。従って、これらの問題を抜本的に解決するためには、自動車本体からの騒音の低減化の他、走行状態の改善、交通量の抑制、道路構造の改善、沿道周辺対策を総合的に推進していく必要があります。

す。

自動車騒音対策については、騒音に係る環境基準が昭和46年5月に設定されており、これを目標として、自動車騒音の許容限度の段階的強化等自動車騒音防止対策が国において進められています。

自動車騒音の監視については、事務処理基準の改定及び道路交通センサデータの更新に伴い、平成19年度より新たな「自動車騒音常時監視5ヵ年計画」に基づき常時監視を行っています。平成20年度の調査地点は一般国道及び県道を選定し、8市の定点10区間とその他5区間の計15区間・3,908戸数について、自動車騒音測定及び面的評価を行いました。その調査結果は表1-4-3のとおりです。評価区間全体の98.8%において、環境基準を達成しました。

表1-4-3 平成20年度自動車騒音面的評価による環境基準達成状況

市町村名	評価区間延長 (km)	評価区間数	住居等戸数 (戸)	環境基準達成数			達成率		
				昼夜とも基準値以下 (戸)	昼のみ基準値以下 (戸)	夜のみ基準値以下 (戸)	昼夜とも基準値以下 (%)	昼のみ基準値以下 (%)	夜のみ基準値以下 (%)
松江市	7.4	5	1,514	1,512	0	2	99.9	0.0	0.1
浜田市	4.1	3	573	571	0	2	99.7	0.0	0.3
出雲市	18.4	6	902	901	0	1	99.9	0.0	0.1
益田市	1.7	2	241	241	0	0	100.0	0.0	0.0
大田市	2.5	2	276	276	0	0	100.0	0.0	0.0
安来市	5.9	1	158	118	4	0	74.7	2.5	0.0
江津市	1.4	1	136	136	0	0	100.0	0.0	0.0
雲南市	5.1	1	108	108	0	0	100.0	0.0	0.0
合計	46.5	21	3,908	3,863	4	5	98.8	0.1	0.1

※評価区間数は区間番号にて計上

なお、7市長は自動車騒音について、その測定値が一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、県公安委員会又は道路管理者に対し、対策の要請又は意見を述べるができることになっていますが、平成20年度には、このような例はありませんでした。

#### (5) 航空機騒音の概況

県内で航空機騒音の影響を受ける地域は、鳥根県が設置・管理する出雲空港及び石見空港周辺地域と、防衛庁が設置・管理（民航共用）する鳥取県の美保飛行場周辺地域です。

平成21年3月現在、出雲空港は、ジェット機10便を含む1日32便、美保飛行場ではジェット輸送機C-1等の訓練飛行の他、ジェット機10便を含む民間航空機が1日16

便、また、石見空港はジェット機2便を含む1日4便が就航しています。

出雲空港及び美保飛行場では昭和60年から、石見空港では平成5年から平成16年まで航空機騒音調査を実施しています。

航空機騒音対策として、公害防止のための諸施策の目標となる航空機騒音に係る環境基準が国において48年12月に定められました。この基準は、空港周辺地域における航空機騒音レベルをWECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）で評価した値が70又は75以下になるようにするというものであり、これを当てはめる地域は知事が指定することになっています。

県では、昭和49年以降出雲空港（第三種空港）・美保飛行場（民航機と自衛隊が共用する）の航空機騒音の分布状況を把握しており、出雲空港周辺については都市計画法に基づく用途地域の指定はないものの、航空機騒音から生活環境を保全すべき地域が存在することから昭和60年3月、斐川町の一部地域（WECPNL75を包含する地域）に、環境基準地域類型Ⅱに当てはめました。また、美保飛行場については、環境基準は設定していませんが、島根・鳥取両県知事の覚書があり、島根県側で美保飛行場の騒音問題が生じれば、鳥取県から空港へ騒音対策を求めてもらうことになっています。

今後においては、出雲空港周辺の環境基準の達成状況を把握する一方、美保飛行場周辺についても継続して監視を行っていきます。

公共用飛行場周辺における航空機騒音対策には種々のものがありますが、出雲空港については、すでに発生源対策として優先滑走路方式（宍道湖側での離着陸）及び騒音軽減運行方式のひとつであるカットバック方式（低推力上昇方式）が実施されているほか、WECPNL75の範囲内においては全住宅に対して防音工事が施されています。

### (6) 近隣騒音対策

カラオケ等の深夜の飲食店営業については、音響機器の使用・音量の自粛など、深夜

の住居環境を保全する上で必要な指導をする際の目安として、昭和57年4月に「深夜騒音防止対策に係る指導指針」を策定し、これに基づいて、市町村及び保健所が統一的な指導を行っています。

なお、本指針は、風俗営業取締法の一部改正（昭和59年8月、法律第67号）に伴い昭和60年3月に一部改正されました。

## 2 悪臭の概況

悪臭は人の健康に直接重大な影響を与えるものではありませんが、嗅覚という人の感覚に直接知覚されるものであって、人に不快感や嫌悪感を与える局地的な公害です。

特に、近年、生活環境の質的向上に対する欲求の高まりと、悪臭発生工場の存在及び市街地の拡大に伴う住居と発生源との接近等により悪臭公害は身近な問題となっています。

悪臭防止法では、悪臭から生活環境を保全すべき地域を知事が指定することとなっており、現在では6市において悪臭防止法に基づく悪臭規制地域を指定し、特定悪臭物質の12物質について規制基準を設定しています。

規制地域を管轄する市町村長は、規制地域内の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出が規制基準に適合しないことにより、住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、事業者に対し悪臭防止措置を講ずるよう改善勧告、更に改善命令を発することができますが、平成20年度中には改善勧告、改善命令の事例はなく、全て行政指導で対応しました。

未指定市町村については、悪臭実態調査結果及び苦情の発生状況等を考慮し、関係市町村と調整を図り必要に応じて規制地域を指定していきます。

## 第5節 化学物質の環境リスク対策【環境政策課】

### 1 概況

化学物質については、法令等による規制が進み、環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせる可能性）の低減が図られていますが、使用・排出の実態や環境中の濃度等については知見が不足しており、継続してこれらの実態把握が必要です。

平成11年に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）により、平成14年度から、354種類の特定化学物質（第一種指定化学物質）について、その取扱事業者に、前年度中の排出量及び移動量を届け出ることが義務づけられました。届け出られたデータは国において集計・解析し公表されています。

ダイオキシン類については、平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、県では、この法律に基づき、環境汚染監視や発生源監視などの対策を進めています。

人や野生生物の内分泌作用を攪乱し、生殖機能障害等を引き起こす可能性が指摘されている外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）に

ついては、国において調査研究が進められていますが、県では、国の実施する環境調査に協力するとともに、国により一定の知見が示された化学物質については、県内水域中の濃度調査を実施し、実態把握に努めています。

### 2 化学物質対策の現況

#### (1) ダイオキシン類対策

##### ① 環境中のダイオキシン類濃度調査

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、平成20年度に島根県において実施した大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類常時監視結果の概要は次のとおりでした。

##### ア 一般環境監視

大気（7地点4回）、水質（5地点）、底質（5地点）、地下水（7地点）、土壌（11地点）ともに、調査した全ての地点において環境基準を満足していました。

##### イ 発生源周辺監視（馬潟工業団地周辺地域）

大気（1地点4回）、水質（7地点（う

表1-5-1 環境中のダイオキシン類常時監視結果

調査期間：平成20年7月～平成21年3月

	調査対象	区分	測定地点	単位	測定結果				
					環境基準超過地点数	最小値	最大値	平均値	環境基準値
一般環境監視	大気	—	7	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0	0.0078	0.021	0.012	0.6
	水質	河川	4	pg-TEQ/L	0	0.023	0.10	0.058	1
		海域	1	pg-TEQ/L	0	0.094	0.094	0.094	
	底質	河川	4	pg-TEQ/g	0	0.14	9.7	4.8	150
		海域	1	pg-TEQ/g	0	26	26	26	
	地下水	—	7	pg-TEQ/L	0	0.019	0.036	0.022	1
土壌	—	11	pg-TEQ/g	0	0.0019	0.98	0.17	1,000	
周発 辺生 監視 源	大気	—	1	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0	0.014	0.014	0.014	0.6
	水質	—	7	pg-TEQ/L	0	0.030	0.30	0.16	1
	底質	—	9	pg-TEQ/g	0	4.9	47	18	150
	地下水	—	1	pg-TEQ/L	0	0.034	0.034	0.034	1
	土壌	—	4	pg-TEQ/g	0	0.20	3.0	1.6	1,000

※ 大気、水質、底質及び地下水質の調査結果における最小値、最大値及び平均値は、各地点の年間平均値の最小値、最大値及び平均値。

## 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

ち4地点は4回)、底質(9地点(うち4地点は4回))、地下水(1地点)、土壌(4地点)ともに、調査した全ての地点において環境基準を満足していました。

なお、当該地域の一部の水路については、平成19年度の調査で水質及び底質の環境基準超過が見られており、「③馬淵工業団地周辺ダイオキシン類対策」に、調査及び対策等の状況を記載しています。

### ② 発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類の発生源となる施設として、火床面積が0.5㎡以上又は燃焼能力が50kg/h以上の廃棄物焼却炉など5種類の大気基準適用施設と、大気基準適用施設である廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設など19種類の

水質基準対象施設を特定施設として定めています。

特定施設を設置する際には、設置の届出が義務づけられているほか、設置後は、年1回以上排出ガス、排出水等のダイオキシン類濃度を自主的に測定し、県に報告することになっています。

県では、届出内容の審査及び指導、施設への立入検査の実施、自主測定結果の公表等を行うことにより、特定施設からのダイオキシン類排出量の削減を図っています。

### ア 特定施設の設置状況

平成20年度末現在の特定施設の設置数は、下表のとおりです。

平成19年度末と比較すると、大気基準適用施設は1施設減少し、水質基準対象施設は2施設減少しています。

表1-5-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設届出状況 (平成21年3月31日現在)

(1) 大気基準適用施設届出件数		合計
製鋼用電気炉		4
廃棄物焼却炉	4t/h以上	5
	2t/h以上～4t/h未満	10
	200kg/h以上～2t/h未満	36
	200kg/h未満	43
	小計	94
合計		98

(2) 水質基準対象施設届出件数		合計
パルプ製造用漂白施設		1
廃棄物焼却炉に伴う施設	排ガス洗浄施設	23
	灰の貯留施設	5
	小計	28
下水道終末処理施設		1
合計		30

### イ 立入検査実施状況

平成20年度中に実施した立入検査等の状況は下表のとおりです。

立入検査にあわせて、大気基準適用施

設6施設において排出量の測定を行いました。排出基準を超過した施設はありませんでした。

表1-5-3 特定施設の立入検査状況

大気基準適用施設立入件数 (平成20年度実施分)

特定施設の種類	立入検査実施施設数	排出量調査実施施設数	指摘事項があった施設数	改善命令を行った施設数
製鋼用電気炉	0	0	0	0
廃棄物焼却炉	37	6	3	0
合計	37	6	3	0

水質基準対象施設立入件数（平成20年度実施分）

特定施設の種類の	立入検査実施施設数	排出量調査実施施設数	指摘事項があった施設数	改善命令を行った施設数
パルプ製造用漂白施設	0	0	0	0
廃棄物焼却炉	19	0	1	0
下水道終末処理施設	0	0	0	0
合計	19	0	1	0

※施設数は延べ数。

※（ ）内は排出量調査の結果排出基準を超過していた施設数で再掲。

ウ 自主測定結果の報告

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内の事業者が規制対象施設において平成20年度中（平成20年度以前に測定し平成20年度に報告のあったものを含む）に、自主測定を実施した結果の概要は下表のとおりです。

排ガス及び排水中のダイオキシン類測定では、報告のあった全ての施設で排出基準を下回っていました。

廃棄物焼却炉のばいじん、燃え殻については、排出基準はないものの自主測定が義務づけられており、埋立等の処分をする際には3 ng-TEQ/g 以下となるよう基準が定められています。報告において3 ng-TEQ/g を超えたばいじん等については、処分時に法で定められた薬剤処理等の適正な処理又は指導が行われていることを確認しています。

表1-5-4 排ガス中のダイオキシン類測定結果（平成20年度中）

（単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）

大気基準適用施設の種類の		測定対象施設数	報告済施設数	未報告施設数	平均値	濃度範囲	排出基準	
							既設	新設
製鋼用電気炉		3	3	0	0.0074	0.0000011~0.013	5	0.5
廃棄物焼却炉	焼却能力							
	4 t/時以上	5	5	0	0.036	0.0000036~0.091	1	0.1
	2 t~4 t/時未満	5	5	0	0.012	0.000014~0.11	5	1
	50kg/時~2 t/時未満 (50kg/時未満で火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上のものを含む)	67	65	2	1.2	0~8.9	10	5
合計		80	78	2	-	-	-	-

表1-5-5 排水中のダイオキシン類測定結果（平成20年度中）

（単位：pg-TEQ/L）

水質基準対象施設の種類の	測定対象施設数	報告済施設数	未報告施設数	平均値	濃度範囲	排出基準
クラフトパルプ等製造施設	1	1	0	-	0.0079	10
排ガス洗浄施設	1	1	0	-	0.00059	10
下水道終末処理場	1	1	0	0.020	0.0016~0.23	10
合計	3	3	0	-	-	-

## 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

表1-5-6 ばいじん等のダイオキシン類測定結果(平成20年度中)

(単位: ng-TEQ/g)

施設の種類		報告施設数	濃度範囲
廃棄物焼却炉	ばいじん	54	0.0~16
	燃え殻	67	0~0.41

注: 測定値には処理前の数値を含む。

③ 馬潟工業団地周辺ダイオキシン類対策  
松江市馬潟町及び富士見町にある馬潟工業団地周辺水路では、平成12年度に底質から高濃度のダイオキシン類が検出されたため、県と松江市で平成17年度から底質浄化対策工事を実施し平成19年7月に対策工事は完了しましたが、工事完了後の平成19年9月に対策工事实施区間において、ダイオ

キシン類調査を実施したところ、水質及び底質それぞれ1箇所環境基準を超過していました。

この結果を受けて、追加調査を実施するとともに、「馬潟工業団地周辺水路ダイオキシン対策委員会」において、再汚染の原因究明や再発防止対策等について検討を行っています。

### ◇馬潟工業団地周辺ダイオキシン類対策の検討経過

年月日	項目
平成12	・馬潟工業団地内水路の底質から高濃度のダイオキシン類を検出
平成13~15	・「馬潟工業団地周辺ダイオキシン調査対策検討会議」を設置し、汚染原因の究明及び対策工法の検討、健康影響調査等を実施。
平成16	・「馬潟工業団地周辺水路ダイオキシン対策委員会」を設置し、対策工法を検討し、決定。 ・「島根県環境審議会」において、公害防止事業費事業者負担法に基づく事業者負担について審議。これを基に県が「馬潟工業団地周辺ダイオキシン類対策事業に係る費用負担計画」を策定。
平成17~19. 7	・底質浄化対策工事の実施(分解無害化处理、原位置固化・封込め)
平成19. 9	・工事完了後のダイオキシン類調査において、水質・底質それぞれ1箇所環境基準を超過していることを確認。
平成19. 10~	・水路内及びその集水域においてダイオキシン類追加調査を実施。 ・再汚染の原因究明や再発防止対策について検討。

### (2) PRTR法に基づく届出状況

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく、化学物質排出移動量届出制度(PRTR)が平成14年度から始まり、一定の要件を満たす事業者は、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのある354種類の特定化学物質について、環境への排出量や廃棄物としての移動量を国へ届け出ることが義務付けられまし

た。

平成20年度は、19年度分の排出量等について、島根県内では315事業所から届出がありました。この集計結果と、環境省が推計した届出外排出量を合わせると、島根県における化学物質の全排出量は、4,653トンとなり、これは全国の排出量526千トンに対し、0.88%(都道府県中40位)でした。

表1-5-7 島根県の届出排出量・移動量（平成19年度）

（単位：kg/年）

届出数	排出量 ※1					移動量 ※2			排出量・移動量合計	全国割合 %
	大気	水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計		
315	2,335,242	136,271	0	30,530	2,502,043	969,018	13	969,031	3,471,074	0.76

※1 大気：大気への排出 水域：公共用水域への排出 土壌：事業所内の土壌への排出 埋立：事業所内の埋立処分

※2 廃棄物：事業所外への廃棄物としての移動 下水道：下水道への移動

表1-5-8 島根県の届出排出量及び届出外排出量（平成19年度）

届出数	届出排出量	届出外排出量					全排出量 (届出+届出外)	全国割合 %
		対象業種の届出外排出	非対象業種	移動体	家庭	合計		
315	2,502,043	280,523	485,160	898,287	486,758	2,150,728	4,652,771	0.88

表1-5-9 全排出量上位10物質とその排出量



### (3) 環境ホルモン対策

生体の複雑な機能調節のために重要な役割を果たしている内分泌系の働きに影響を与え、生体に障害や有害な影響を引き起こす内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の問題については、平成10年度から国において環境実態調査や疑わしい化学物質のリスク評価等が行われてきました。

県では、環境省が実施している環境実態調査においてサンプリング等の協力を行うとも

に、リスク評価の結果、メダカに対し内分泌攪乱作用を有することが強く推察された「ノニルフェノール」と「4-t-オクチルフェノール」について、平成14年度から県内の水域における濃度実態調査を開始しました。

平成20年度に実施した実態調査では、全調査地点全て「不検出（検出限界値未満）」であり、魚類を中心とする生態系に影響を及ぼす可能性がないと予測される濃度（予測無影響濃度）を下回っていました。

第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

表1-5-10 平成20年度内分泌攪乱化学物質濃度実態調査結果

採水地点	採水年月日	測定結果	
		ノニルフェノール	4-tert-オクチルフェノール
神戸川(河口)	H20.12.5	不検出	不検出
益田川(月見橋)	H20.12.3	不検出	不検出
中海(N-6)	H20.12.2	不検出	不検出
宍道湖(S-3)	H20.12.2	不検出	不検出
神西湖(J-3)	H20.12.9	不検出	不検出
浜田川河口海域(H-1)	H20.12.17	不検出	不検出
美保湾(M-2)	H20.12.15	不検出	不検出
江の川河口海域(G-1)	H21.1.21	不検出	不検出
北浦海水浴場(IZ-2)	H20.12.15	不検出	不検出
古浦海水浴場(IZ-3)	H20.12.15	不検出	不検出
おわし海水浴場(IZ-5)	H20.12.15	不検出	不検出
波子海水浴場(IW-1)	H21.1.21	不検出	不検出
国分海水浴場(IW-3)	H21.1.21	不検出	不検出
田の浦海水浴場(IW-5)	H20.12.17	不検出	不検出
持石海水浴場(IW-7)	H20.12.17	不検出	不検出
予測無影響濃度 ( $\mu\text{g}/\text{L}$ )		0.608	0.992
検出限界値 ( $\mu\text{g}/\text{L}$ )		0.3	0.03

## 第6節 資源の循環利用及び廃棄物の減量

大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う今日の経済社会システムは、物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を高めており、循環型社会の形成に向けて、生産、流通、消費のあらゆる段階で廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限り再利用、再資源化に努めることが必要です。

このため、平成14年3月に「しまね循環型社会推進計画（前期計画）」を策定しましたが、その後の廃棄物行政や社会動向を踏まえ、平成18年3月には同後期計画を策定し、県民、事業者、行政が連携し、廃棄物の発生抑制や再利用等の取り組みを進めています。

また、再利用、再資源化の困難な廃棄物については、適正処理を推進するとともに、環境への配慮を十分行いながら安全で信頼のある適正な処理施設の確保を図る必要があります。

### 1 一般廃棄物対策

#### 【廃棄物対策課・下水道推進課】

住民の生活系から排出されるし尿・ごみ等の処理は、市町村で実施されており、この事業に欠かせない処理施設は計画的に整備されています。

#### (1) し尿処理

平成20年度末における、し尿処理施設の整備状況は、図1-6-1のとおりです。

#### (2) コミュニティ・プラント及び浄化槽

コミュニティ・プラントは、地域全体のし尿と生活排水を併せて処理する施設ですが、現在、表1-6-1に示す住宅団地に設置されています。

浄化槽の設置は、合併浄化槽を中心に増加していますが、その状況は、図1-6-2及び表1-6-2に示すとおりです。浄化槽は、水質汚濁防止の面から適正な維持管理が求められる、法定検査（県指定検査機関である(社)島根県浄化槽普及管理センターによる検査）の受検に理解を求めることが重要となっていま

す。

なお、浄化槽の設置基数が平成19年度末と比較して12,000基弱の減となっていますが、これは、平成20年度に県の浄化槽台帳を再整備したことによるものです。

個別処理の污水处理施設として技術が確立された浄化槽については、生活排水対策推進の上から、国庫補助制度を活用し、個人が浄化槽を設置する個人設置型が、平成20年度末までに県下の8市12町村で14,831基が設置されました。

また、市町村が設置主体となって浄化槽を計画的に整備する事業を促進するため国庫補助制度に合わせ平成10年度には「島根県市町村設置型浄化槽整備促進交付金」制度を創設し、支援しているところであり、平成20年度末までに県下の6市8町で6,660基が設置されました。

#### (3) ごみ処理

平成20年度末におけるごみ処理施設(焼却)の整備状況は、図1-6-3のとおりです。

ごみは、最終的に埋立処分を行うこととなりますが、建設費や処理費用の高騰、用地確保の困難性や再資源化等をより一層推進するために分別収集しなければなりません。このため、リサイクルプラザ等の施設整備を計画するなど、より最新のごみ処理施設の設置を推進する必要があります。

「容器包装リサイクル法」に基づく「第5期島根県分別収集促進計画」における分別収集実施市町村数等は、表1-6-3のとおりです。また、平成20年度の分別収集と再商品化の状況は、表1-6-4のとおりです。

#### (4) 1人1日当たり総排出量・リサイクル率（上位5、下位3市町村）

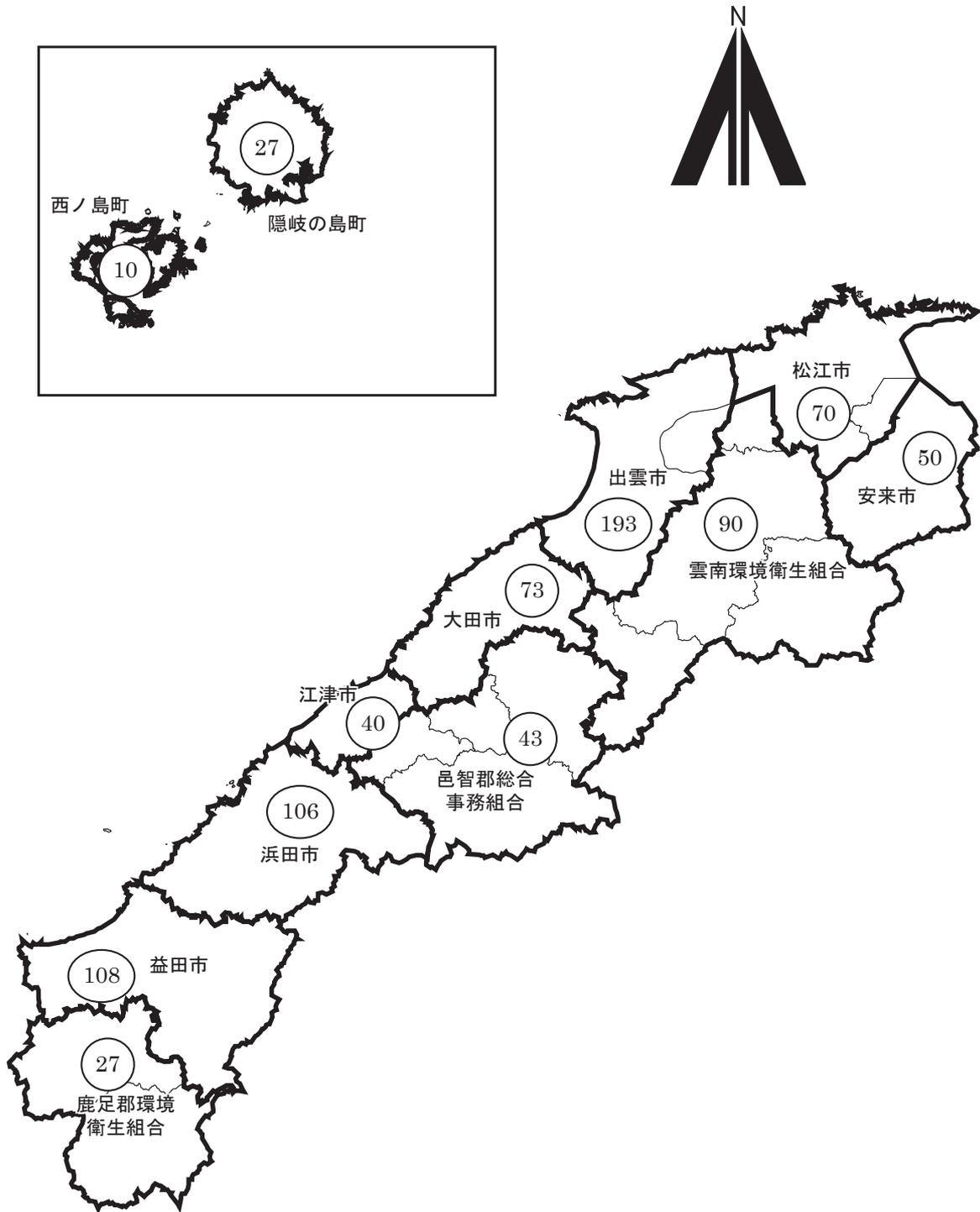
表1-6-5のとおりです。

第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

図1-6-1 し尿処理施設整備状況

(平成20年度末現在)

1-6  
資源の循環利用  
及び廃棄物の減量



12施設

837 t / 日

○内の数字は処理能力を示す。

表1-6-1 コミュニティ・プラント整備状況

(平成20年度末現在)

市町村名	施設名称	計画処理人口	計画1日最大汚水量	管理体制	竣工年月	処理方式
松江市	朝日ヶ丘団地 地域し尿処理施設	3,246人	680m <sup>3</sup> /日	委託	S63年3月	長時間ばっ気
益田市	久城団地 地域し尿処理施設	1,112人	381m <sup>3</sup> /日	〃	S47年3月	〃
出雲市	武志団地 地域し尿処理施設	444人	124m <sup>3</sup> /日	〃	S60年11月	回転板接触
浜田市	竹迫住宅団地 地域し尿処理施設	1,250人	400m <sup>3</sup> /日	〃	S63年12月	長時間ばっ気
〃	笠柄住宅団地 地域し尿処理施設	1,208人	360m <sup>3</sup> /日	〃	H2年3月	〃
〃	東福井団地 コミュニティ・プラント	282人	100m <sup>3</sup> /日	〃	H8年3月	〃
隠岐の島町	奥津戸団地 コミュニティ・プラント	165人	54.5m <sup>3</sup> /日	〃	H12年3月	接触ばっ気
雲南市	中山浄化センター	710人	234m <sup>3</sup> /日	〃	H14年3月	回分式 活性汚泥
合計	8施設	8,417人	2,333.5m <sup>3</sup> /日			

注) 接触ばっ気………接触ばっ気処理方式  
 回分式活性汚泥…回分式活性汚泥処理方式  
 回転板接触………回転板接触処理方式  
 長時間ばっ気………長時間ばっ気処理方式

図1-6-2 年度別浄化槽の設置数

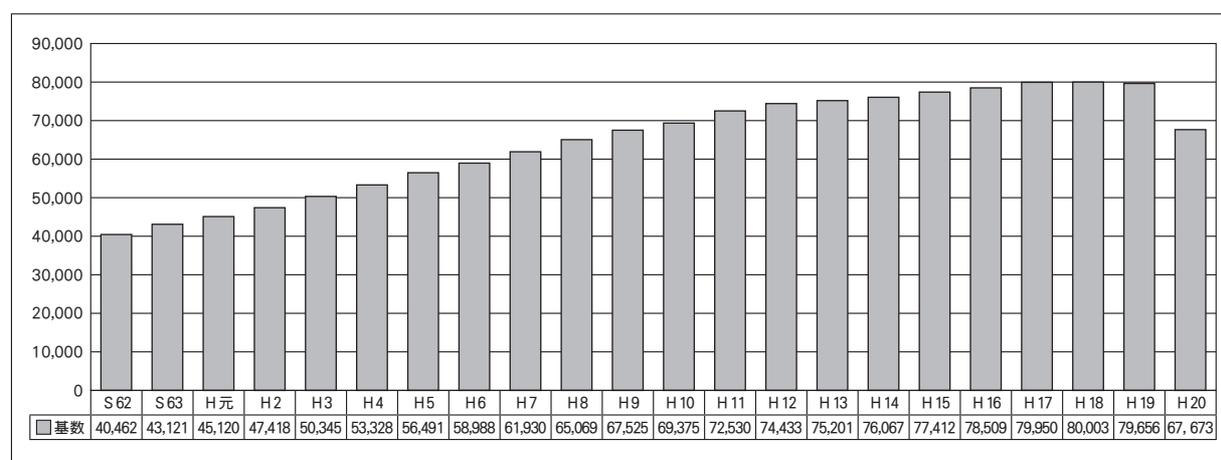


表1-6-2 保健所別、人槽別浄化槽設置状況

(平成20年度末現在)

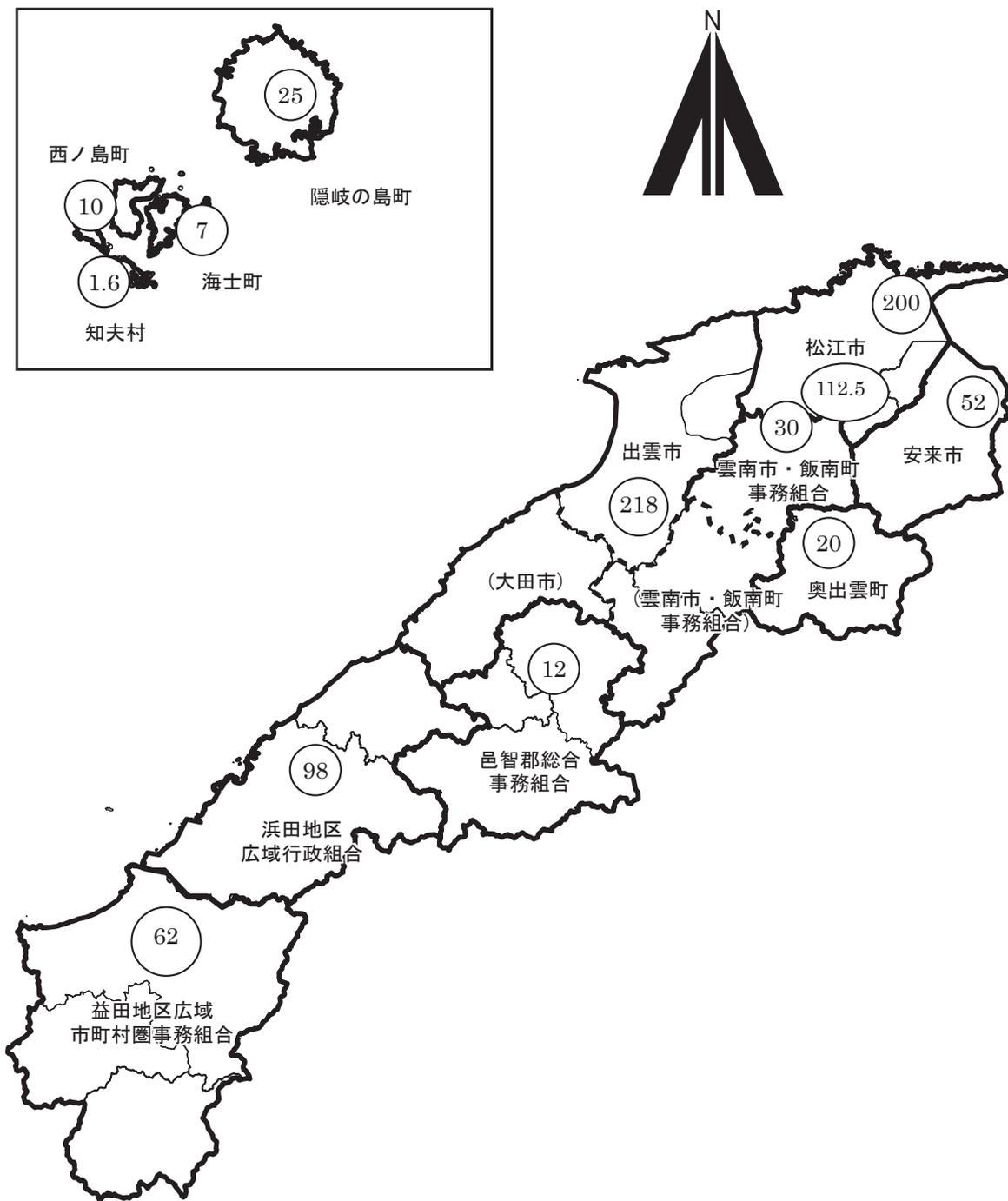
保健所	人槽区分	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101~200人	201~500人	501~1,000人	1,001人~	計
松江		6,914	490	555	126	81	33	20	22	8,241
雲南		4,871	203	284	56	29	18	3	9	5,473
出雲		13,956	877	1,109	181	83	63	20	22	16,311
県央		6,698	427	585	135	66	46	20	8	7,985
浜田		12,162	928	1,065	192	96	76	22	15	14,556
益田		10,441	707	870	176	87	53	16	11	12,361
隠岐		2,248	171	210	64	28	14	7	4	2,746
合計		57,290	3,803	4,678	930	470	303	108	91	67,673

第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

図1-6-3 ごみ処理施設（焼却施設）整備状況

(平成20年度末現在)

1-6  
資源の循環利用  
及び廃棄物の減量



注) 13施設（ごみ燃料化施設（雲南市・飯南町事務組合）を含む）

848.1 t/日

○内の数字は処理能力を示す。

( ) の自治体は、それぞれの中継施設で圧縮・梱包処理後、出雲市の処理施設に搬入している。

なお、東出雲町は松江市に、斐川町は出雲市に委託処理を行っている。

安来市の焼却施設は、H19. 4～休止中

表1-6-3 第5期島根県分別収集促進計画に基づく分別収集実施市町村数等

品 目 名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	実 施 市町村	収 集 見込み量								
無色のガラス製容器	19	2,044トン	19	2,041トン	19	2,030トン	19	2,017トン	19	2,009トン
茶色のガラス製容器	19	1,888トン	19	1,876トン	19	1,862トン	19	1,849トン	19	1,834トン
その他の色の ガラス製容器	19	766トン	19	766トン	19	765トン	19	764トン	19	764トン
紙製容器包装	8	1,391トン	8	1,401トン	8	1,409トン	8	1,418トン	8	1,426トン
ペットボトル容器	19	1,034トン	19	1,068トン	19	1,107トン	19	1,141トン	19	1,185トン
プラスチック 製容器包装	13	4,397トン	13	4,380トン	13	4,369トン	13	4,370トン	13	4,434トン
スチール製容器包装	21	1,128トン	21	1,119トン	21	1,120トン	21	1,115トン	21	1,111トン
アルミニウム 製容器包装	21	1,125トン	21	1,115トン	21	1,108トン	21	1,104トン	21	1,097トン
段ボール製	18	4,500トン	18	4,520トン	18	4,534トン	18	4,549トン	18	4,567トン
紙パック	15	202トン	15	204トン	15	205トン	15	205トン	15	204トン
合 計		18,475トン		18,490トン		18,509トン		18,532トン		18,631トン

表1-6-4 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績

品 目 名	分別収集量			再商品化量		分別収集実施市町村数		
	平成20年度 年間分別収 集見込み量 ①(計画量)	平成20年度 年間分別収 集量 ②(実績量)	達成率 ②/①	年間再商品 化量③	再商品化率 ③/②	平成20年度 分別収集 予定市町村 数④	実 施 市町村 数 ⑤	実施率 ⑤/④
無色のガラス製容器	2,044トン	1,623トン	79.4%	1,613トン	99.4%	19	18	95%
茶色のガラス製容器	1,888トン	1,394トン	73.8%	1,393トン	99.9%	19	18	95%
その他の色のガラス 製 容 器	766トン	870トン	113.6%	853トン	98.0%	19	16	84%
紙製容器包装	1,391トン	1,031トン	74.1%	990トン	96.0%	8	6	75%
ペットボトル容器	1,034トン	976トン	94.4%	978トン	100.2%	19	19	100%
プラスチック 製容器包装	4,397トン	4,043トン	91.9%	4,007トン	99.1%	13	13	100%
スチール製容器包装	1,128トン	956トン	84.8%	955トン	99.9%	21	21	100%
アルミニウム 製容器包装	1,125トン	934トン	83.0%	910トン	97.4%	21	21	100%
段ボール製	4,500トン	4,076トン	90.6%	4,076トン	100.0%	18	15	83%
紙パック	202トン	144トン	71.3%	149トン	103.5%	15	13	87%
合 計	18,475トン	16,047トン	86.9%	15,924トン	99.2%			

※実施市町村数は、平成21年3月末時点の数値。

## 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

表1-6-5 1人1日当たり総排出量・リサイクル率（上位5、下位3市町村）（平成19年度）

1人1日当たり総排出量（g/人・日）			リサイクル率（%）		
1位	吉賀町	477	1位	雲南市	50.9
2位	美郷町	522	2位	美郷町	38.3
3位	知夫村	533	3位	邑南町	37.0
4位	邑南町	537	4位	吉賀町	34.6
5位	雲南市	621	5位	津和野町	29.4
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
19位	松江市	1,083	19位	海士町	10.2
20位	西ノ島町	1,245	20位	隠岐の島町	5.1
21位	隠岐の島町	1,264	21位	西ノ島町	1.1

## 2 産業廃棄物対策【廃棄物対策課】

### (1) 産業廃棄物処理計画

平成18年3月に策定した「しまね循環型社

会推進計画（後期計画）」において目標を定めて、産業廃棄物の発生抑制や再生利用及び適正処理を推進しています。

表1-6-6 産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量の現況と目標（単位：千トン）

	基準年 (平成11年度)	現況 (平成19年度)	目標年 (平成22年度)
排出量 目標：平成22年度の排出量を基準年と同等又はそれ以下とする	1,622 (100%)	1,693 (104%)	1,627 (100%)
再生利用量 目標：平成22年度の再生利用率を64%以上とする	797 (49%)	904 (53%)	1,047 (64%)
最終処分量 目標：平成22年度の最終処分量を基準年に対して、52%以上削減する	441 (100%)	383 (87%)	212 (48%)

注1) 再生利用量、最終処分量については、近年のデータを基に見直しを行った。

2) 排出量の欄の（ ）内は、基準年に対する割合  
再生利用量の欄の（ ）は、各年度の排出量に対する割合  
最終処分量の欄の（ ）は、基準年に対する割合

### (2) 処理体系

産業廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者（排出者）の責任において自ら適正に処理しなければなりません。事業者自らが処理困難のときは、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理することができますが、この場合にあっても排出事業者は適正処理責任を負うことになります。

施設の整備が必要です。平成20年度末における県下の産業廃棄物処理施設の設置状況は、表1-6-7及び1-6-8のとおりです。

産業廃棄物最終処分場の監視指導のため、5施設において放流水・浸透水及び地下水中の有害物質等を測定した結果は表1-6-9のとおりで、安定型産業廃棄物最終処分場については、浸透水において1施設で基準を上回る砒素を検出しました。

### (3) 産業廃棄物処理施設（許可対象施設）の状況等

産業廃棄物を適正に処理するためには、事業者あるいは産業廃棄物処理業者による処理

また、管理型産業廃棄物最終処分場については、放流水において1施設で基準を上回るBODを検出しました。

基準を上回る砒素を検出した安定型処分場においては、周辺地下水調査では環境基準を

満たしており、浸透水が放流される河川も環境基準を満たしていることから、周辺環境へ悪影響は及ぼしていませんが、基準超過してからは廃棄物の搬入を中止しています。

現在、砒素対策のための工事が事業者によって進められているところです。

管理型処分場のBOD超過については、その後の再調査により排出基準以内であることを確認しています。

産業廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度を調査した結果は表1-6-10のとおりで、いずれの施設も排出基準以内であることを確認しています。

#### (4) 産業廃棄物処理業者の状況

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、事業者自身における処理体制の充実を図っていくことが必要です。一方、(株)島根県産業廃棄物協会を中心として、健全な処理業者の育成を図っていくことも必要です。

平成20年度末における許可の区別業者数

は、表1-6-11のとおりです。

#### (5) 島根県環境管理センター

県民の環境保全に対する意識が高まるとともに、民間事業者による産業廃棄物処理施設の建設が困難になってきている中、公共関与により産業廃棄物処理施設を確保し、産業廃棄物の適正処理を推進するという観点から、事業者、市町村、県が出捐して(株)島根県環境管理センターを設立し、民間施設を補完するための産業廃棄物最終処分場として、「クリーンパークいずも」を建設し、平成14年4月から供用しています。また、管理型埋立地の残余容量が少なくなったことから、管理型第2期埋立地の建設を行い、平成19年11月から供用を開始しました。施設の状況は、表1-6-12のとおりです。

なお、当センターは、島根県における産業廃棄物の広域的な処理の確保を図るため、平成12年12月に国から「廃棄物処理センター」の指定を受けています。

表1-6-7 産業廃棄物中間処理施設設置状況 (許可対象施設)

(平成20年度末現在)

設置者区分	事業者	処理業者	公共	計
汚での脱水施設	3	3	1	7
汚での乾燥施設	1	2	0	3
汚での焼却施設	0	2	0	2
廃油の油水分離施設	0	3	0	3
廃油の焼却施設	0	3	0	3
廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	0	0	0
廃プラスチック類の破碎施設	0	14	2	16
廃プラスチック類の焼却施設	2	4	0	6
木くず又はがれき類の破碎施設 (みなし許可施設含む)	1	154	2	157
コンクリート固形化施設	0	0	0	0
水銀を含む汚でのばい焼施設	0	0	0	0
シアンの分解施設	1	0	0	1
産業廃棄物の焼却施設 (特定施設含む)	4	17	0	21
計	12	202	5	219

表1-6-8 産業廃棄物最終処分場施設設置状況 (稼働中許可対象施設)

(平成20年度末現在)

設置者区分	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0	0	0	0
安定型処分場	0	11	1	12
管理型処分場	3	3	1	7
計	3	14	2	19

# 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

表1-6-9 産業廃棄物最終処分場（許可対象施設）監視指導調査結果

施設区分	調査施設数	調査対象	基準適合数	基準超過数
管理型処分場	3	放流水	2	1
		地下水	3	0
安定型処分場	2	浸透水	1	1
		地下水	2	0

測定項目 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による測定項目等及びダイオキシン類  
(ダイオキシン類は管理型のみ)

表1-6-10 産業廃棄物焼却施設（許可対象施設）種類別の排ガス中のダイオキシン類濃度

平成20. 4. 1～21. 3. 31の間に稼働中の施設

区分	施設数	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )			
		平均値	中央値	最小値～最大値	
島根県内	合計	19 (2)	1.6 (0.056)	0.53 (0.052)	0.000014～7.2 (0.000014～0.12)
	廃プラスチック類	7 (2)	0.40 (0.056)	0.12 (0.052)	0.000014～1.7 (0.000014～0.12)
	汚泥	全て廃プラスチック類に含む			
	廃油	全て廃プラスチック類に含む			
	その他 (木くず等)	12 (0)	2.7	1.3	0.023～7.2
	未測定等	0			

注) 1. ( ) は新設の基準適用施設  
2. 未測定等はすべて廃止済み若しくは休止中

(参考) 産業廃棄物焼却施設の排ガス中におけるダイオキシン類の排出基準

燃焼室の処理能力	新設の基準	既設の基準
4 t/時以上	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup>	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup>
2 t/時～4 t/時	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup>	5 ng-TEQ/m <sup>3</sup>
2 t/時未満	5 ng-TEQ/m <sup>3</sup>	10 ng-TEQ/m <sup>3</sup>

表1-6-11 産業廃棄物処理業者数

(平成20年度末現在)

区分	産業廃棄物処理業者			特別管理産業廃棄物処理業者		
	業者数 (実数)	収集運搬業	処分業 (最終処分)	業者数 (実数)	収集運搬業	処分業 (最終処分)
県内	955	923	168 (22)	70	66	7 (3)
県外	578	575	9 (0)	146	146	—
合計	1,533	1,498	177 (22)	216	212	7 (3)

表1-6-12 クリーンパークいずも施設状況

区分	管理型埋立地		安定型埋立地	全体
	第1期	第2期		
埋立面積	19千m <sup>2</sup>	23千m <sup>2</sup>	71千m <sup>2</sup>	113千m <sup>2</sup>
埋立容量	277千m <sup>3</sup>	515千m <sup>3</sup>	1,164千m <sup>3</sup>	1,956千m <sup>3</sup>
残余容量 (H21年3月末)	486千m <sup>3</sup>		1,163千m <sup>3</sup>	1,649千m <sup>3</sup>

### 3 3Rの推進 【環境政策課・廃棄物対策課】

#### (1) しまねエコショップの認定

3Rの推進を図るため、ゴミの減量化・再資源化に積極的に取り組んでいる店舗を一定の基準に基づいて、平成9年度から、しまねエコショップとして認定しています。

- ・認定店舗数 273店舗  
(平成20年度末現在)

#### (2) しまねグリーン製品の認定

循環資源を利用した製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の発生抑制・再資源化を推進するため、県の定めた認定基準を満たしたりサイクル製品を、しまねグリーン製品として認定する制度を平成16年度に創設しました。

- ・認定製品数 37社149製品  
(平成20年度末現在)

#### (3) しまねマイバッグキャンペーンの実施

マイバッグ持参によるレジ袋削減の取り組みを行うことをきっかけとして、ごみ削減を県民みんなで考え、行動することを目的に、

全県の「しまねエコショップ」において平成17年度から「しまねマイバッグキャンペーン」を2ヶ月間実施しています。

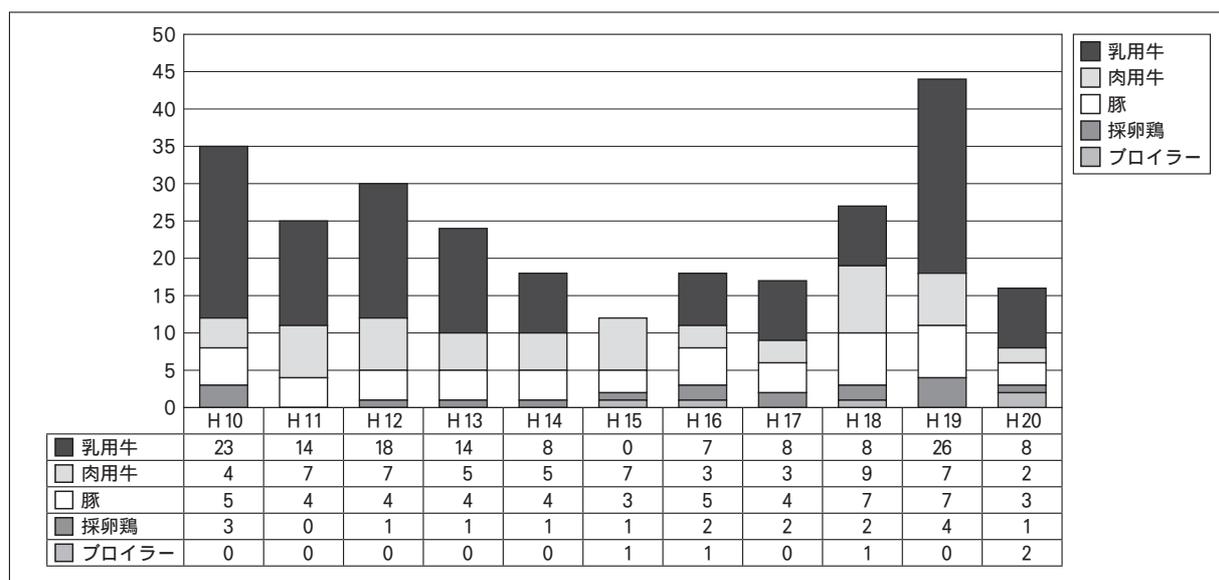
- ・応募数 平成17年度 185,371枚  
平成18年度 152,968枚  
平成19年度 250,362枚  
平成20年度 279,219枚
- ※応募1件につき7枚のレジ袋削減

### 4 畜産に係る環境汚染の現況 【農畜産振興課】

畜産業は食料の供給源として重要な役割を担っていますが、他方では環境汚染の一因として取り上げられています。家畜排せつ物に起因する環境汚染に対する住民からの苦情の状況は図1-6-4のとおりです。昭和49年には339件発生していましたが、畜産生産者側でも環境保全のために努力を重ねてきた結果、年による変動はあるものの平成20年には16件とその発生件数は減少してきました。畜種別発生件数では乳用牛で多くなっていますが、畜種毎の飼養戸数から比較するとブロイラーの発生比率が高くなっています。また、苦情の種類別では水質汚濁や悪臭の占める割合が多くなっています。

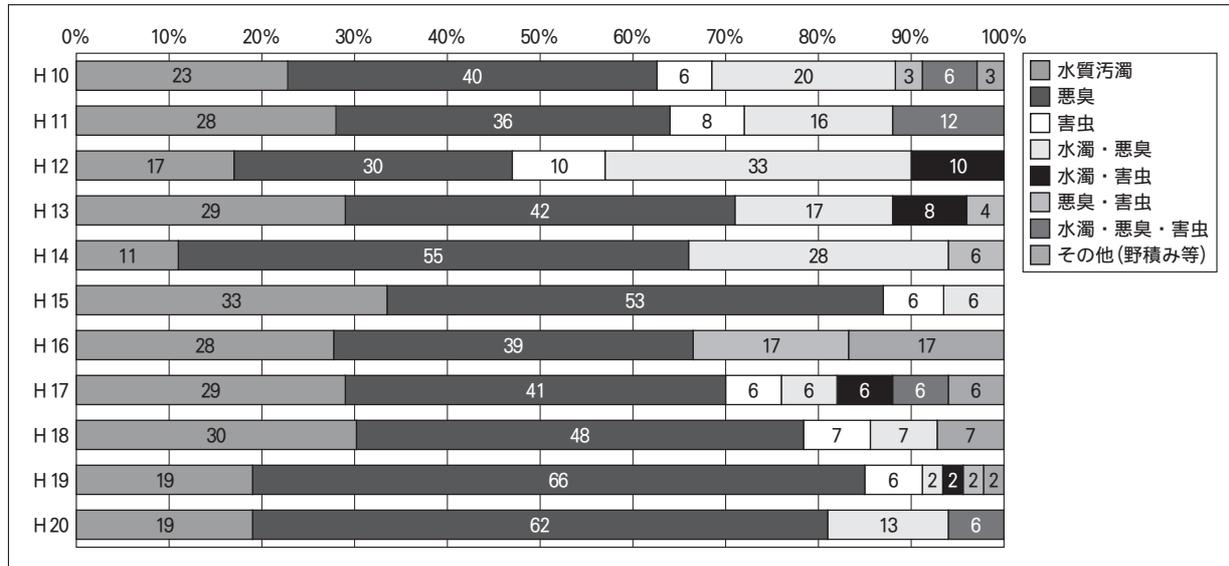
図1-6-4 環境汚染に対する苦情の推移

①畜種別件数の推移(件)



# 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

## ②各苦情別割合の推移 (%)



1-6  
資源の循環利用  
及び廃棄物の減量

## 5 家畜ふん尿処理対策 【農畜産振興課】

### (1) 土壌還元への促進

近年、畜産農家は専業化による規模拡大をしてきました。これと平行して家畜排せつ物の不適切な管理が生じ河川や地下水などが汚染され、環境に負荷を与える一因となってきたことから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正管理の徹底と保管処理施設の整備を支援してきました。

一方、最近の農作物生産においては、化学肥料偏重により地力の低下や病害虫の発生などの弊害が現われるようになったことや、消費者における安全・安心な農産物の需要の高まりから、有機質肥料を利用した農業技術の重要性が再認識され、家畜排せつ物処理施設から生産されるたい肥を有機質肥料として土壌還元する「土づくり」に取り組む耕種農家が増えてきています。

今後、畜産農家は畜産公害の発生を防ぐために責任をもって家畜排せつ物を処理しなければならないことはもちろんですが、同時に有機質肥料として耕種農家に供給することも必要であり、雑草種子等の死滅や生育障害物質を含んでいないなど良質で使い易い有機質

肥料を生産・供給することが重要です。

また、家畜排せつ物の有効な利活用を促進するために、耕畜連携の取り組みを一層推進することが必要です。

### (2) 実態把握と指導体制の整備

畜産環境保全対策機能分担は図1-6-5のとおりであり、各農林振興センター等が中心となって巡回指導を実施し、畜産の経営形態に即した具体的な指導を実施しています。

### (3) 助成・融資などの措置

家畜排せつ物の適正な処理による環境保全を推進するため、各種の補助事業やリース、融資事業の活用を促進しています（平成20年度事業一覧は、図1-6-6のとおり）。

国の助成では、家畜排せつ物を主要なバイオマスとして位置づけ、カーボンニュートラルの観点からメタン発酵等を含めた幅広い活用を推進しています。

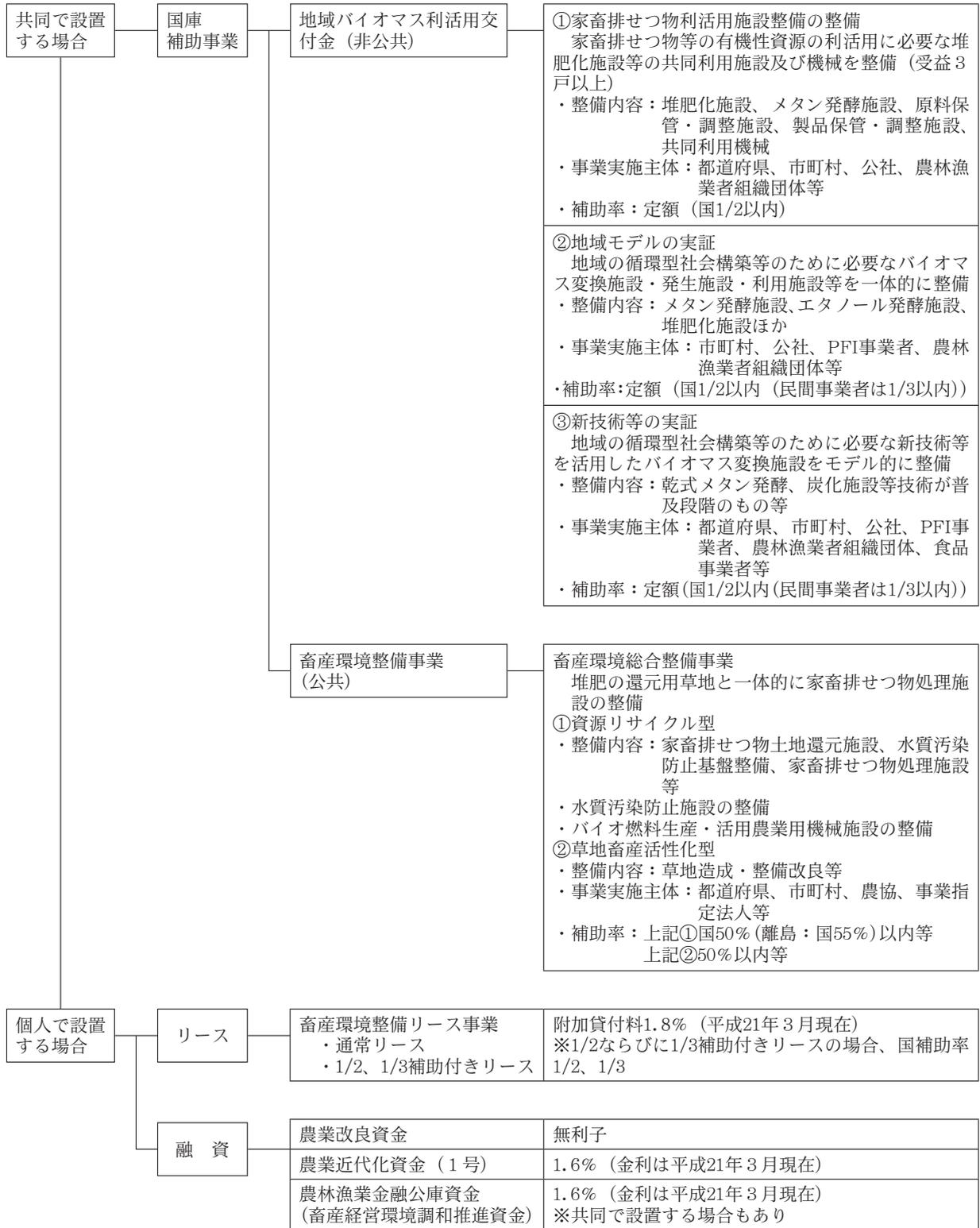
図1-6-5 畜産環境保全対策等機能分担



1-6 資源の循環利用  
及び廃棄物の減量

第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

図1-6-6 家畜排せつ物処理施設整備に係る主な事業と助成制度



## 第7節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進 【消防防災課（原子力安全対策室）】

原子力発電所の安全規制については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」などの関係法令に基づき、国が一元的に行っていますが、県としては、原子力発電所周辺の地域住民の健康と安全を守る立場から、松江市とともに中国電力㈱と「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という。）を締結しています。県は安全協定を厳正に運用することにより、環境放射線監視や温排水調査、発電所の運転状況等の把握等を行って安全確保に万全を期しています。また安全協定に基づいて、中国電力㈱から事前了解願いがあった島根原子力発電所2号機でのプルサーマル計画については、平成21年3月に事前了解する旨、中国電力

㈱へ回答しました。

一方、しまね原子力広報誌「アトムの広場」や新聞掲載、環境放射線情報システムなどを通じて環境放射線調査結果等の公表や原子力安全に関する知識の普及に努めています。

さらに、原子力環境センター、原子力防災センター及び島根原子力発電所等の原子力関連施設見学会を開催し、環境放射線の監視体制や原子力発電所に対する県としての安全確保対策等について、理解を得るとともに啓発を図っています。

また、原子力発電所の万一の緊急事態に備え、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき、地域防災計画（原子力災害編）により、各種の防災対策を実施しています。

### 1 原子力発電所の現況

#### (1) 島根原子力発電所の概要

サイト名	炉型	電気出力	試運転開始	営業運転開始	備考
1号機	沸騰水型軽水炉	46万kW	昭和48.12.2	昭和49.3.29	
2号機	同上	82万kW	昭和63.7.11	平成元.2.10	

#### (2) 原子力発電所の運転状況

平成20年度の島根原子力発電所の運転状況は、次のとおりでした。

	定期検査等	設備利用率	新燃料輸送搬入	使用済燃料搬出	備考
1号機	・第27回定期検査 (~H20 5/14) (上記以外は営業運転)	96.4%	11/14 (68体)	9/17 (110体)	
2号機	・第15回定期検査 (H20 9/7~) (上記以外は営業運転)	45.2%	4/17 (152体)	—	

※設備利用率 = (発電電力量) / (認可出力 × 暦時間数) × 100 (%)

#### (3) 原子力発電所周辺の安全対策等

① 安全協定に基づき、中国電力㈱から次の連絡を受け必要な対応を行いました。

ア 平常時の連絡（毎月）

発電所の運転状況や放射性廃棄物の管理状況、敷地境界モニタリングポストの測定結果等について、連絡を受け適時イ

ンターネットや環境放射線等調査結果報告書で公表しました。

また、発電所の運転状況については、とりまとめ毎月原則として20日に公表しています。

イ 核燃料物質等の輸送

新燃料及び使用済燃料の輸送計画につ

いては、事前に連絡を受け、核物質防護上支障のない情報について、直ちに公表するとともに新燃料の搬入時及び使用済燃料の搬出時には職員が立ち会い、安全に搬入・搬出が行われたことを確認し、核物質防護上支障のない方法で公表しました。

② 立入調査

安全協定に基づき、島根原子力発電所への立入調査等を計14回実施しました。(うち安全協定第10条(異常時における連絡)に基づく立入調査は5回)

ア 原子力発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の実施状況確認(平成20年6月)

イ 1号機高圧注水系ポンプ駆動用タービンの自動停止(平成20年7月)

ウ 1号機原子炉隔離時冷却系の自動隔離(平成20年7月)

エ 1号機高圧注水系ポンプ駆動用タービンの自動停止(平成20年8月)

オ 2号機「D-主蒸気管モニタ」低警報発生(平成20年9月)

カ 3号機建設工事エリアでのボヤ(平成21年2月)

キ 1号機制御棒の誤挿入(平成21年3月)

③ 2号機におけるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用の計画(プルサーマル計画)に係る事前了解

県は、平成17年9月12日に、中国電力㈱から島根原子力発電所2号機におけるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料(以下「MOX燃料」と言う。)の使用計画について事前了解の申し入れを受けました。

同年11月から平成18年5月まで10回にわたって開催された「プルトニウム混合燃料に関する懇談会」の検討結果及び安対協顧問の専門的意見をふまえて、申し入れに対して基本的に了解する旨の回答を平成18年10月23日に行いました。その後、本件に関して国が行った安全審査の結果について国から詳しく説明を聞くとともに県の原子力安全顧問の意見も聞いた上で、平成21年3

月24日、松江市とともに申し入れに対する事前了解をしました。

事前了解の回答をするにあたっては、MOX燃料の取扱いについて万全を期すこと、耐震安全性について新たな知見が出れば適切に対応すること、原子力発電の安全性に関して地域住民に積極的かつ分かりやすい広報を行うことを強く要望しました。

## 2 環境放射線の監視

県は、安全協定に基づいて環境放射線等測定計画を年度ごとに定め、それに基づいて監視調査を行っています。

調査結果は「島根原子力発電所周辺環境放射線等測定技術会」で検討評価され、四半期毎及び年度ごとにとりまとめて公表しています。

### (1) 調査結果の概要

調査結果については、前年度までの調査資料と比較検討した結果、島根原子力発電所の運転による異常は認められませんでした。

#### ① 空間放射線量の測定

ア 熱蛍光線量計(TLD)による空間放射線積算線量の測定値は、一部の地点で平常の変動幅をわずかに超える値がありましたが、測定環境の変化又は雷雲の影響によるものでした。

イ モニタリングポストによる空間放射線量率の連続測定については、平常の変動幅を外れる値がありましたが、降雨等の気象データや関連資料等を検討した結果、いずれも降水による線量率の上昇、積雪又は確率的な変動による線量率の低下でした。

「平常の変動幅」…測定条件がよく管理されており、かつ原子力施設が平常運転を続けている限り、測定値の変動はある幅の中に収まるはずであり、これを「平常の変動幅」と呼ぶ。

(「環境放射線モニタリングに関する指針」より)

- ② 地表面における人工放射能測定  
一部地点で<sup>137</sup>Csが検出されましたが、いずれも一般環境で認められる程度の値であり、過去の大気圏内核実験等の影響によるものでした。
- ③ 環境試料中の放射能測定  
核種分析対象試料のうち、農産物、海産物、植物等の一部の試料から<sup>137</sup>Cs、<sup>90</sup>Sr、トリチウムが検出されました。いずれも過去の大気圏内核実験等及び自然放射能等の影響によるものでした。

## (2) 原子力環境センターの運用

平成12年度、保健環境科学研究所内に新たな組織として「原子力環境センター」が設置されました。

また、平成15年3月には緊急時対応を含めた環境放射線監視と原子力広報活動の拠点施設として「原子力環境センター棟」を整備し、同年5月から運用しています。

### ① 整備概要

- 庁舎名：島根県原子力環境センター  
所 在：松江市西浜佐陀町582-1番地(島根県保健環境科学研究所敷地内)  
構造・規模：鉄筋造 2階建て、延床面積約1,672㎡  
事業費：638百万円、備品整備・機器移設費等：119百万円

### ② 機能

- ア 原子力発電所周辺の環境放射線監視  
島根原子力発電所から放出される放射性物質の影響を監視するため、環境放射線測定や、環境試料中の放射能測定を行っています。
- イ 広報・学習機能  
映像や図書等により、島根県の原子力安全対策や原子力環境センターの役割・機能について情報提供できるよう広く開放しています。
- ウ 緊急時モニタリングセンター機能  
大量の放射性物質が環境に放出された場合などの緊急事態には、原子力環境セ

ンターに緊急時モニタリングセンターを設置し、モニタリング体制を強化します。

## 3 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会

県は、「島根原子力発電所周辺の環境放射線等の調査結果を把握し、住民の健康と安全の確保について県民一般への周知を図る」ことを目的として、島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会を設置しています。

### 第63回（平成21年2月10日に開催）

#### ○主な議題

- ア 島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果、測定計画について  
イ 島根原子力発電所の運転状況等について  
ウ 島根原子力発電所2号機のプルサーマルについて  
エ 島根原子力発電所の耐震安全性について

## 4 原子力広報

原子力や放射線に関する知識の普及を図るため、各種広報事業を実施しています。

### (1) 環境放射線測定結果や発電所情報のリアルタイム表示

県庁県民室などに設置している環境放射線情報システム表示装置に、環境放射線の測定結果（発電所周辺の11カ所に設定している環境放射線連続測定装置）や発電所情報（注1）をリアルタイム（2分毎更新）表示するとともに、原子力や放射線に関する啓発アニメーション等を放映しています。

#### ① 表示装置設置場所

県庁県民室、松江市本庁、松江市鹿島支所、松江市島根支所

#### ② 街頭文字表示盤(データ等文字のみ表示)設置場所

旧鹿島町（恵曇公民館前、御津公民館前、

御津モニタリングステーション、古浦モニタリングステーション、北講武モニタリングポスト、片句モニタリングポスト)

旧松江市（北消防署前）

旧島根町（中央公民館前）

島根県原子力防災センター

③ インターネットによるデータ公開

県のホームページ（注2）に環境放射線測定結果と発電所情報をリアルタイム（2分毎更新）で公開しています。

（注1）発電所情報：発電出力、敷地境界モニタリングポスト値、排気筒モニタ値など

（注2）URL：<http://www.pref.shimane.jp/section/houshanou/data.htm>

(2) 広報誌、新聞による広報

原子力広報誌「アトムの広場」を年4回発行するとともに、新聞掲載による測定結果の広報を年4回実施しました。

配布先：松江市住民に自治会による配布、  
その他県下各市町村等

配布総数：79,000部×4回

(3) 見学会開催

一般住民等を対象として、「原子力関連施設見学会」を年9回開催しました。

参加者は、合計で349名でした。

【見学先】

- ・島根県原子力防災センター
- ・島根県原子力環境センター
- ・中国電力(株)島根原子力発電所

5 原子力防災

原子力発電所の万一の緊急事態に備え、原子力災害対策特別措置法及び地域防災計画（原子力災害編）に基づき、放射線測定器、放射線防護資機材などの原子力防災資機材整備、防災業務従事者の研修事業、原子力防災訓練の実施、原子力防災についての広報などの事業を実施しました。

また、原子力災害時の応急対策の拠点施設となる島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）の機能を維持し、原子力防災体制の充

実、強化を図っています。

(1) 原子力防災訓練の実施

原子力防災訓練は、平成13年度から個別訓練と総合訓練を交互に毎年実施することとしていますが、20年度は、平成20年10月28日(火)に、原子力緊急時における防災業務関係者の対応力向上と関係機関相互の協力体制の強化を図ること、及び住民・学校等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図ることを目的に個別訓練を実施しました。

① 訓練項目及び内容

ア 初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練）

○緊急時の連絡体制に基づく原子力発電所のトラブル初動段階から原子力災害対策特別措置法第10条通報までにおける防災業務関係機関の通信連絡訓練を実時間に近い形で実施しました。

イ 緊急時モニタリング訓練

○初動対応から緊急事態解除までの緊急時モニタリングセンター設置運営及び緊急時モニタリングについて訓練を実施しました。

ウ 緊急被ばく医療活動訓練

○発電所で放射性物質による汚染患者が発生した想定での救急車による救急搬送、救護所への要員派遣、スクリーニングの実施、安定ヨウ素剤内服液調剤訓練を実施しました。

エ 住民の避難措置等訓練

○松江市鹿島、古江及び島根地区（以下「3地区」という）の住民を対象とした屋内退避指示の伝達を行うとともに、3地区の住民約120名が参加し、避難訓練を実施しました。なお、避難訓練は土砂崩れにより道路が一部遮断されたとの想定で、住民の方には当日に集合場所を知らせるなどより実践的な形で実施しました。

○3地区の消防団による避難誘導や避難状況等の確認活動や避難所で避難住民が参加する防災学習等を実施しまし

- た。
- オ 学校等の避難措置等訓練
- 学校、幼稚園及び保育所（園）への緊急時通信連絡を行い、教員等による児童等への連絡、誘導及び屋内退避の訓練を実施しました。
  - 訓練参加校のうち恵曇小学校の児童及び教員等約50名による避難訓練を実施し、避難所へ避難した児童と保護者へ

の連絡方法と受け渡しの手順の確認を行いました。

- カ 災害時要援護者の避難措置訓練
- 松江市の災害時要援護者避難支援登録制度に沿って、災害時要援護者を福祉車両等により避難所へ搬送する訓練を実施しました。
- ② 参加者数等  
75機関 約7,900名

(2) 主要な原子力防災資機材の現況

(平成21. 3. 31現在)

名 称	数 量	所 有 ・ 保 管 機 関
サーベイメータ (GM式)	83	保環研8、県警10、松江消防2、中病3、医療対策課60
サーベイメータ (電離箱式)	31	保環研10、県警19、中病1、松江消防1
サーベイメータ (シンチレーション)	50	保環研13、県警18、中病6、松江消防1、医療対策課12
ポケットサーベイメータ	49	保環研10、松江市本庁12、松江市鹿島支所12、松江市島根支所12、日赤3
ポケット線量計	616	保環研162、中病60、医療対策課394
アラーム付き個人被ばく線量計	891	消防防災課16、保環研95、県警130、松江市本庁30、松江市鹿島支所30、松江市島根支所30、松江消防110、日赤36、中病20、医療対策課394
TLD測定用素子	300	保環研300
防護服	1,962	保環研150、県警960、松江市本庁40、松江市鹿島支所50松江市島根支所20、松江消防390、中病35、日赤36、医療対策課281
特殊防護服	249	保環研5、県警190、松江消防54
ヨウ素剤 (50mg/粒)	54万粒	松江市本庁15万、松江市鹿島支所2万、松江市島根支所1万、中病18万、松江市立病院15万、松江保健所3万

(3) 研修事業

- ① 県主催による研修  
緊急時モニタリング研修会  
受講者 延べ 105名
- ② 研修会、講習会への派遣 96名

JCO東海事業所臨界事故を教訓に制定された原子力災害対策特別措置法において、国と地方公共団体との連携強化を図るため、緊急時に国、県、市等の関係者が一堂に会する拠点（オフサイトセンター）を全国の原子力施設立地地域に整備することとなりました。

(4) 広報事業

パンフレット「原子力防災のしおり」を72,000部作成し、旧鹿島町、旧松江市、旧島根町に松江市の自治会を通じて配布をしました。

島根県においては、平成13年3月に着工し、建屋が同年12月に完成、その後国が通信システム機器等を整備して平成14年3月上旬に完成したことにより、3月29日に原子力災害対策特別措置法第12条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策拠点施設の指定を経済産業大臣から受け、同年4月から運用を開始し、活用しています。

(5) オフサイトセンターの活用

平成11年9月に発生したウラン加工施設

## 第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

### 整備概要

- ① 庁舎名：島根県原子力防災センター
- ② 所 在：松江市内中原町52番地  
(県庁西側敷地内)
- ③ 機 能
  - ア 緊急時：国、県、松江市、事業者、防災関係機関が緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を設置します。
  - イ 平常時：原子力防災専門官が常駐し、地域における原子力防災の拠点として、原子力防災訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用します。

## 第2章

# 人と自然との共生の確保



## 第2章 人と自然との共生の確保

### 第1節 自然とのふれあいの推進【自然環境課】

県内には多様で豊かな自然が多く残されていますが、社会情勢の変化等により、その様相が変化しつつあることから、自然環境保全地域や自然公園の指定を行いその保全に努めています。

また、自然に親しみ、生物の多様性や自然との共生について理解を深めるため、三瓶自然館等の管理運営や自然解説ボランティアの育成などにより自然とのふれあいの推進に努めています。

#### 1 優れた自然の保全

##### (1) 自然環境保全地域の保全

昭和48年3月に制定された「島根県自然環境保全条例」により、県内の自然公園区域外

で学術的に価値の高い優れた自然の存する地域6箇所が自然環境保全地域に指定されています。

指定した地域については、地元の保護団体等の協力を得ながら、巡視や草刈りなどの保全活動を実施し、適正な保全に努めています。

特に赤名湿地においては、様々な要因により自然遷移による乾陸化が進み、湿地性植物の衰退が懸念されてきたことから、平成14～16年度でボランティアの協力を得ながら、湿地の自然の再生を図りました。その後も湿地環境を維持するため、毎年地元ボランティアの協力により除草作業を実施しています。

表2-1-1 島根県自然環境保全地域一覧表

地域名	所在地	保全すべき自然環境の特質等	指定等の状況
1. 赤名湿地性植物群落	飯南町	ミツガシワ、リュウキンカ、サギソウ、トキソウ、ハンノキ等の湿地性植物群落	昭和52年度指定 (30.18ha)
2. 六日市コウヤマキ自生林	吉賀町	コウヤマキ自生林	昭和52年度指定 (48.17ha)
3. オキシヤクナゲ自生地	隠岐の島町	オキシヤクナゲを中心とした隠岐島後特有の動植物等	昭和54年度指定 (76.76ha)
4. 西谷川オオサンショウウオ繁殖地	安来市	オオサンショウウオ生息環境	昭和57年度指定 (5.00ha)
5. 三隅海岸	浜田市	ハマビワの自生地と変化に富んだ岬角、島嶼景観	昭和63年度指定 (15.90ha)
6. 女亀山	飯南町	野生動植物の生息・自生地、鳥類の繁殖・中継渡来地	昭和62年度指定 (2.73ha)
計	6地区		

##### (2) 優れた自然財産の保護と活用

自然公園や自然環境保全地域といった法規制に基づく保護活用のほか、身近で地域のシンボルとなっている自然や貴重な自然を「みんなで守る郷土の自然」として、昭和62年度から選定をはじめ、地域住民を中心とした保全活動の助成や地域整備事業を実施しており、累計で54箇所となりました。

また、平成17年度から、地域住民自らが守り育て、活用している生活に密着した身近な

森や林を「みんなで親しむふるさとの杜」として地域選定し、保全活動の助成や地域整備事業を実施することとし、松江市「忌部神社の杜」と奥出雲町「湯野神社の杜」計2箇所を選定しました。

そのほか平成14年度に自然再生事業を実施した三瓶山北の原にある姫逃池では、県指定天然記念物であるカキツバタの生育環境が改善されました。その後、カキツバタの周辺に他の草の繁茂が目立つようになったことか

## 第2章 人と自然との共生の確保

ら、平成20年度においても、ボランティアの協力を得て、草の抜き取り作業を実施しました。

### (3) 自然保護意識の普及・啓発

自然環境の適正な保全と利用を推進するため、新聞広報等により自然保護意識の普及啓発に取り組みました。

また、地域の自然を守る活動をしている団体等に集まっていただき、自然保護意識の啓発と各団体の活動状況等の情報交換を目的とした交流研修会を浜田市金城町で開催しました。

## 2 自然公園の保護と利用

### (1) 本県の自然公園

我が国は、世界の中でも屈指の風景国と言われており、四季折り折りの自然風景は、私

たちの人間性や情緒を育む母体です。

そこで、特に優れた自然の風景地を国民の遺産として後世に引き継いでいくために、国立・国定公園及び県立自然公園に指定してその保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として、利用の促進を図っています。

本県においても、隠岐島や島根半島に代表される優れた自然の海岸風景や、典型的なトロイデ火山の三瓶山、中国脊梁山地の山岳・渓谷景観を有しているため、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園のほか11の県立自然公園が指定されており、その総面積（海面を除く）は40,497haで、県土面積の約6%を占めています。（表2-1-2）

このほか、大山隠岐国立公園には、隠岐島地域と島根半島地域の海面に、海中公園地区4地区と普通地域が指定されています。

表2-1-2 自然公園一覧表（平成21年3月31日現在）

（面積単位：ha）

公園の種類	公園の名称	公園指定年月日	面積 (海面を除く)	陸域面積の内訳					摘要
				特別地域				普通地域	
				特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域		
国立公園	大山隠岐	S38.4.10	13,036	730	585	5,399	6,269	53	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、松江市、出雲市、大田市、飯南町、美郷町
計	1		13,036	730	585	5,399	6,269	53	
国定公園	比婆道後帝釈	S38.7.24	1,637	—	16	854	767	—	奥出雲町
	西中国山地	S44.1.10	9,211	77	714	3,338	5,082	—	邑南町、浜田市、益田市、津和野町、吉賀町
計	2		10,848	77	730	4,192	5,849	—	
県立自然公園	浜田海岸	S12.12.1	238.6	—	7.2	199.4	32.0	—	浜田市
	清水月山	S39.4.17	360	—	—	66	294	—	安来市
	宍道湖北山	S39.4.17	10,618	—	—	92	2,601	7,925	松江市、出雲市、斐川町
	立久恵峡	S39.4.17	367	—	—	86	281	—	出雲市
	鬼の舌震	S39.4.17	330	—	—	35	295	—	奥出雲町
	江川水系	S39.4.17	2,296.5	—	—	—	1,893.5	403	美郷町、邑南町
	蟠竜湖	S39.4.17	187.6	—	—	81.9	82.3	23.4	益田市

公園の種類	公園の名称	公園指定年月日	面積 (海面を除く)	陸域面積の内訳					摘要
				特別地域				普通地域	
				特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域		
県立自然公園	青野山	S39.4.17	970	—	—	39	931	—	津和野町
	竜頭八重滝	S42.5.9	396	—	—	38	358	—	雲南市
	千丈溪	S57.10.15	340.2	—	—	114	226.2	—	江津市、邑南町
	断魚溪・観音滝	S59.5.18	509.3	—	—	39.0	470.3	—	江津市、邑南町
計	11		16,613.2	—	7.2	790.3	7,464.3	8,351.4	
合計	14		40,497.2	807	1,322.2	10,381.3	19,582.3	8,404.4	

(注) 国立公園には、上記のほか、海面(島根半島<7ha>、浄土ヶ浦<20.8ha>、代<14.8ha>、国賀<7.3ha>、海士<7.6ha>)の各海中公園地区及び普通地域が指定されています。

### (2) 自然公園の利用

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するものであるとともに、自然とのふれあいの場としても活用するものでもあります。特に最近では都市型生活化に伴って、身近な自然を

相手とするハイキング、自然探勝、キャンプ等の低廉で健全な野外レクリエーションの需要が強くなってきており、自然に恵まれた本県の自然公園は、これらの需要を満たす格好の場として、その存在価値が増大しています。

表2-1-3 自然公園利用者の推移

(単位：千人)

公園の種類	公園の名称	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
国立公園	大山隠岐	4,946	4,501	4,616	4,736	4,692	4,487	4,444	4,605	4,779	5,037
計	1	4,946	4,501	4,616	4,736	4,692	4,487	4,444	4,605	4,779	5,037
国定公園	比婆道後帝釈	30	30	28	29	29	25	14	26	20	23
	西中国山地	349	365	393	358	329	312	336	266	200	257
計	2	379	395	421	387	358	337	350	292	220	280
県立自然公園	浜田海岸	741	889	661	561	527	549	495	433	429	414
	清水月山	957	941	871	834	896	1,024	1,129	1,281	1,217	1,249
	宍道湖北山	1,441	1,489	1,297	1,265	1,149	1,107	1,084	1,077	1,084	1,024
	立久恵峡	199	214	183	178	154	170	166	152	133	163
	鬼の舌震	39	60	80	98	100	100	100	100	101	101
	江川水系	93	86	74	90	93	77	48	38	35	37
	蟠竜湖	136	160	168	180	183	188	196	205	209	221
	青野山	25	21	20	20	17	17	14	14	17	10
	竜頭八重滝	85	61	67	61	60	60	58	50	50	55
	千丈溪	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	断魚溪・観音滝	33	30	26	31	31	29	28	29	28	27
計	11	3,752	3,954	3,450	3,321	3,213	3,324	3,321	3,382	3,306	3,304
合計	14	9,077	8,850	8,487	8,444	8,263	8,148	8,115	8,279	8,305	8,621

## 第2章 人と自然との共生の確保

### (3) 自然公園の管理

健全な利用を促進するための自然公園清掃活動事業、自然に親しむ運動等の諸施策を実施したほか、他事業との調整を図るために各種の許認可を行いました。

#### ① 自然公園施設の管理

歩道、園地、駐車場、公衆便所など自然公園の施設については、原則として市町村に適正な管理を委託しており、安全で快適な自然公園の利用を図っています。

#### ② 自然公園美化清掃交付金

自然公園内でも特に清潔の保持が求めら

れる地域の美化のため、当該地域の清掃事業を行う市町村に対し、交付金を交付しました。

平成20年度交付実績

14市町村 4,400千円

#### ③ 自然公園のパトロール及び許認可

生活環境の都市化や、余暇時間の増加に伴って自然公園の存在価値も増大しており、春季及び夏季の利用最盛期を中心にパトロールを強化し、健全な利用の普及を図ると共に違法行為の防止や許認可手続等の指導及び処分を行いました。

表2-1-4 自然公園における年度別許可・届出事項の処理件数

処理の別	行為の種類	公園別	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
許 可	工作物の新改増築	国 立	69	65	59	64	78	-	-	-	-	-
		国 定	4	4	7	7	3	3	5	2	9	3
		県 立	21	14	17	15	12	18	20	21	10	20
	木竹の伐採	国 立	1	2	0	2	3	-	-	-	-	-
		国 定	2	0	3	1	4	1	2	0	0	2
		県 立	1	2	1	4	4	1	1	1	1	1
	そ の 他	国 立	10	21	11	24	27	-	-	-	-	-
		国 定	0	1	4	0	2	1	1	0	1	0
		県 立	4	2	7	2	8	5	2	7	3	1
受 理	工作物の新改増築他	国 立	7	8	6	6	7	-	-	-	-	-
		国 定	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		県 立	1	1	1	0	0	1	4	1	0	1
計		国 立	87	96	76	96	115	-	-	-	-	-
		国 定	6	5	14	8	9	6	8	2	10	6
		県 立	27	19	26	21	24	25	27	30	14	23
合 計			120	120	116	125	148	31	35	32	24	29

※国立公園にかかる許認可事務については、法定受託事務を返上したため、平成16年度より環境省が直接実施している。

#### ④ 自然保護レンジャー制度

県内の自然公園等（国立・国定・県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）においてボランティアとして動植物の保護、野外活動の指導及び情報提供などの活動に従事できる方133名を第13期島根県自然保護レンジャーとして委嘱（任期2年：平成20年度～平成21年度）し、その協力を得て自然保護の推進を図りました。

#### ⑤ 自然公園等ボランティア整備

自然保護レンジャーや地元自然保護団体など、県民との協働事業という形で、自然公園等の整備を行っています。平成20年度は、中国自然歩道の石見銀山街道コースにおける歩道整備、指導標の更新を行いました。

#### ⑥ 自然に親しむ運動

7月21日から8月20日までの1か月間を

中心として自然公園の利用を中心とした「自然に親しむ運動」が全国的に展開され、県内各地で自然に親しむ各種の行事が実施されました。

⑦ その他

各種自然公園の施設の維持補修及び国立公園表示板等の標識整備の管理事業を実施しました。また、実行委員会主催による清掃活動「クリーン三瓶」を実施しました。

(4) 中国自然歩道

① 延長562.7km

本線ルートL=481.2km

(津和野—匹見—浜田—川本—温泉津—三瓶—立久恵—大社—一畑薬師—美保関)

南北ルートL=81.5km

(一畑薬師—斐川—木次—吾妻山)

② 策定年度 昭和52～昭和57年度(平成4年度一部見直し)

③ 関係自然公園

国立公園 大山隠岐

国定公園 西中国山地、比婆道後帝釈

県立自然公園 青野山、浜田海岸、千丈溪、断魚溪・観音滝、立久恵峡、宍道湖北山、鬼の舌震

④ 利用の推進

中国自然歩道を県民に広く知ってもらい、ハイキング等の利用促進を図るため、全12コース毎にパンフレットを作成して、モデルコースや見どころ等の紹介をしています。

表2-1-5

No.	コース名	モデルコース	No.	コース名	モデルコース
①	美保関大平山コース	美保北浦コース	⑦	石見銀山街道コース	石見銀山街道コース
		北山縦走コース			千丈溪探勝コース
②	朝日山一畑寺コース	朝日山登山コース	⑧	断魚溪千丈溪コース	萩原山断魚溪コース
		赤浦海岸コース			浜田海岸コース
③	鱒淵寺・大社・立久恵コース	鱒淵寺コース	⑨	浜田海岸コース	三階山コース
		立久恵峡周遊コース			大麻山コース
④	湯の川峯寺コース	光明寺コース	⑩	龍雲寺双川峡コース	龍雲寺コース
⑤	鬼の舌震吾妻山コース	鬼の舌震コース	⑪	匹見峡コース	
		吾妻山登山コース			城山コース
⑥	三瓶山麓コース	北の原・西の原コース	⑫	津和野コース	南谷青野山コース
		西の原湯抱コース			地倉沼コース

⑤ 管理

中国自然歩道の安全快適な利用を図るため、通常のパトロール、草刈等の管理を関係12市町村等に委託するとともに、災害等によって破損した箇所維持補修工事を実施しています。なお、通行不能区間の解消などを目的として、平成19年度から路線の一部見直しに着手しています。

(5) 自然とのふれあいの場の整備

自然公園においては、その優れた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ目的で自然公園を訪れる利用者のための利用施設を整備する必要があります。

このため、効果的な利用を図る施設として、自然探勝歩道、園地、駐車場及び公衆トイレなどの施設を重点的に、国、県及び市町村が連携を取りながら整備を進めてきました。

## 第2章 人と自然との共生の確保

また、中国自然歩道においても、施設の不備や老朽化に伴い、整備を進めてきました。

平成20年度に県が整備した施設は、次のとおりです。

表2-1-6 自然公園施設整備一覧（平成20年度）

県単事業

自然公園名等	市町村名	公園事業名等	整備内容
比婆道後帝釈国定公園	奥出雲町	船通山登山道再整備	石積み、路面整正、石積横断溝設置

### 3 自然とのふれあいの確保

#### (1) 自然にふれ、学ぶ場の確保

これまでに整備した三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設を、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や持続可能な利用について学ぶ環境学習の場として積極的に活用していきます。三瓶自然館及び附属施設である三瓶小豆原埋没林公園等の管理運営にあたっては、財団法人しまね自然と環境財団を指定管理者とし、効率的で適切な管理を行うとともに自然教育の場として利用促進を図っています。

また、三瓶自然館では自然系博物館として自然環境に関する調査研究や環境教育に努めました。

#### (2) 自然とのふれあいの増進

日本自然保護協会と共催して「NACS-J 自然観察指導員講習会」を島根県立青少年の家（サンレイク）で開催しました。県内で新たに40名の自然観察指導員が登録されました。

自然観察の指導者に対するフォローアップ研修として、ふれあいの里奥出雲公園で植物の見分け方を学ぶ「植物道場」を開催し23名の参加者がありました。

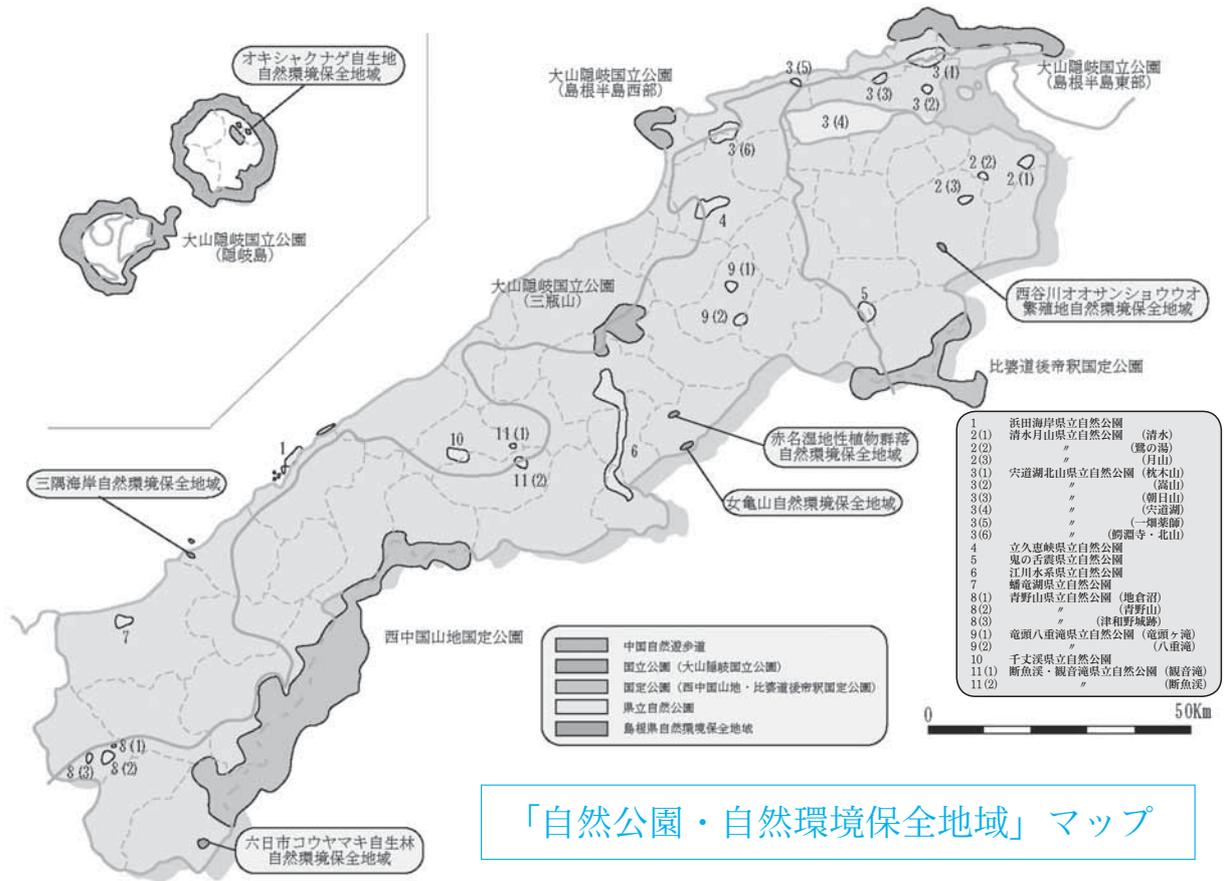
また、エコツーリズムの普及・定着を図るために、エコツーリズムを実施する可能性のある地域の掘り起こしや旅行会社と連携したモデルツアー実施、有志団体などが実施するエコツアーの誘致等を積極的に行いました。

### 4 環境に配慮した工事の推進

#### (1) 事業計画策定に当たっての自然環境への配慮の促進

自然環境情報の収集に努め各種事業計画の照会に対し環境配慮の助言を行いました。

図2-1-1 島根県自然保護地域図



2-1  
の  
推  
進  
自然とのふれあい

### 第2節 生物の多様性の確保

生物の多様性は、個々の生物種や地域における個体群が維持され、全体として生態系が保全されることにより確保されます。本県の豊かな自然の営みを守るため、山林、森林、河川、湖沼、海岸など、それぞれの環境に応じた生物の生息・生育環境の保全・回復を図ることが必要です。

#### 1 野生動植物の保護対策 【自然環境課】

##### (1) 「しまねレッドデータブック」の発行

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況等を取りまとめたものです。都道府県レベルの状況をまとめたものとしては全国でも先駆的な取り組みとして、平成8年度に「しまねレッドデータブック」を発行しました。これは県独自に判断した保護の緊急性により3区分にランク付けし、動植物合わせて315種を掲載したものです。

その後5年近くを経過し、野生生物の生息生育実態の状況変化や最新の情報を反映させる必要が生じたため、平成13年度から改訂作業に着手し、平成15年度末には「改訂しまねレッドデータブック」を発行しました。改訂にあたっては、環境省に準じた絶滅のおそれの度合いを示すカテゴリー区分の導入や掲載分類群の追加を行い、動植物合わせて836種を掲載種として選定、評価しています。

この「改訂しまねレッドデータブック」については、平成16年度末に県の監修の下に編集された「しまねレッドデータブック普及版」が発行され、県民に広く活用されています。

##### (2) 自然環境の調査・情報整備

野生動植物の生息生育実態をはじめとする自然環境について自然環境調査を実施するとともに、既存のデータについても広く収集整理を行っています。

これらの結果については、データベース化を行い地図情報として整理しており、各種開

発協議にあたってはこれをもとに調整を図るなど、自然環境保護施策に活用しています。

平成20年度は、神戸川水系の5河川における魚類相調査などを実施しました。

##### (3) レッドデータ生物の保護対策

「改訂しまねレッドデータブック」に掲載される種のうち、絶滅のおそれの高いものを中心として、生息生育状況や生息生育環境の調査等を実施し、貴重野生動植物の保護・増殖や失われつつある生息生育環境の再生などの具体的保護対策につなげていきます。

平成20年度には、ミナミアカヒレタビラ、カワラハンミョウ及びムラサキセンブリなどについて確認調査等を実施しました。

##### (4) 自然の再生

地元保護団体や学術関係者等と連携して、開発や人の関わりの減少等により失われつつある自然環境や動植物種の回復・復元に取り組んでいます。

平成20年度には、県内では三瓶山にのみ生息する蝶であるウスイロヒョウモンモドキの生息環境の復元を島根大学、三瓶自然館及び地元小学校児童等と連携して行いました。また、同じく県内では、松江市内のため池1箇所に生育する浮葉植物のオニバスを移植し、生育地の拡大に努めました。

##### (5) 外来生物の対策

もともと生息生育していない地域に人間活動によって他地域から侵入してきた外来生物のうち、自然生態系などに悪影響を与え、また、そのおそれのあるものについて調査・情報収集を行うとともに、被害拡大防止に努めます。

平成20年度は、隠岐の島町において、ブラックバス等の外来種の駆除や啓発活動を行いました。

## 2 野生鳥獣の保護管理対策 【森林整備課（鳥獣対策室）】

野生鳥獣による農林作物等の被害を防止しながら、野生鳥獣の保護管理を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定した第10次鳥獣保護事業計画（平成19年度～平成23年度）及び、絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づいて鳥獣行政を推進していくもので、その主要事項は次のとおりです。

- ① 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、キジ・ヤマドリ）、鉛散弾規制区域の指定整備に関する事項
- ② 鳥獣の放鳥獣に関する事項
- ③ 有害鳥獣の捕獲に関する事項
- ④ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ⑤ 鳥獣保護事業の啓発及び実施体制の整備に関する事項
- ⑥ 絶滅のおそれのある種の保存に関する事項

平成20年度に実施した主な事業は次のとおりです。

- (1) 平成20年度末現在の鳥獣保護区等の指定状況は別表2-2-1のとおりで、鳥獣保護区の新規指定はありませんでした。
- (2) 愛鳥週間（5月10～16日）行事の一環として、小・中・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象とした愛鳥週間ポスター図案の募集（応募校50校、応募数543点）、その入賞者の表彰と作品の展示や野鳥観察会（益田市、出雲市）を実施し、さらに愛鳥モデル校

に図書等を配布し愛鳥思想の普及啓発に努めました。

- (3) 水鳥の保護対策の基礎資料とするため、例年行っているガンカモ類の生息調査（宍道湖・神西湖・高津川）を10月から3月までの間に行い、ガンカモ類の一斉渡来状況調査（県内全域）を平成21年1月11日前後で実施しました。（表2-2-2）
- (4) 傷病野生鳥獣の救護対策として、傷病野生鳥獣救護ドクターの7名により135件（鳥類121件、獣類14件）の傷病鳥獣の治療を実施しました。
- (5) 本県では弥山山地をニホンジカ捕獲禁止区域に指定し狩猟を禁止していますが、頻繁な出没や農林作物被害が深刻なことから、個体数調整と生息環境整備を重点的に進めました。併せて生息頭数調査（区画法調査・糞塊法調査・ライトセンサス調査）を実施し、より正確な頭数把握に努めました。
- (6) 県西部を中心とした西中国山地に生息するツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき対策を講じてきています。しかし近年、人家周辺への出没したり、農林作物畜産等への被害を発生させる状況にあるため、鳥獣専門指導員（ツキノワグマ）1名を設置し、出没時の対応や被害対策を講じるなど、適切な保護管理に努めました。
- (7) 狩猟鳥であるキジ・ヤマドリについて、その増加を図るために必要と認められる箇所において、キジ650羽、ヤマドリ50羽を放鳥しました。
- (8) 野生鳥獣による農作物被害対策として、防護柵等の設置及び有害鳥獣捕獲を推進し、その軽減及び防止に努めました。

表2-2-1 鳥獣保護区等の指定状況

（単位面積：ha）

種 別	設定区分	19 年 度		20 年 度		備 考
		箇所数	面 積	箇所数	面 積	
鳥 獣 保 護 区	国 指 定	2	16,575	2	16,575	中海・宍道湖
”	県 指 定	84	31,717	82	30,682	
特 別 保 護 地 区	国 指 定	2	15,695	2	15,695	中海・宍道湖
”	県 指 定	12	615	12	572	

第2章 人と自然との共生の確保

種 別	設定区分	19 年 度		20 年 度		備 考
		箇所数	面 積	箇所数	面 積	
休 獵 区	県 指 定	2	2,670	1	1,675	
特定獵具使用禁止区域	〃	73	23,103	77	24,730	
オスジカ捕獲禁止区域	〃	1	6,980	1	6,980	
キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	〃	14	26,254	15	33,695	
鉛 散 弾 規 制 地 域	〃	1	50	1	50	

表2-2-2 水鳥生息調査状況

(単位：羽)

年度	種別	マガモ	カルガモ	コガモ	オカヨシガモ	ヒドリガモ	オナガガモ
14		9,179	3,414	1,214	262	816	641
15		8,644	4,010	1,512	375	1,645	1,010
16		8,719	3,824	1,693	199	1,160	909
17		11,804	4,652	2,240	293	1,667	795
18		8,535	3,665	1,079	367	1,883	1,285
19		8,298	3,727	2,101	369	1,669	1,800
20		6,992	4,015	1,868	396	2,049	1,178

ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	ホオジロガモ	ヨシガモ	アカツクシガモ
214	2,606	23,155	10,763	333	48	—
321	29,552	43,183	27,358	335	20	—
506	7,203	41,057	14,040	252	51	—
232	11,244	36,839	34,527	463	57	—
349	13,387	28,066	21,494	240	13	—
324	8,027	45,330	27,462	129	5	—
541	5,280	30,987	23,592	168	124	—

ツクシガモ	アカハジロ	トモエガモ	アメリカヒドリ	オシドリ	ウミアイサ	ミコアイサ
2	—	10	—	688	26	11
-	—	15	—	1,097	18	9
2	—	70	—	633	22	21
5	—	—	—	812	29	8
4	—	14	—	804	9	12
2	—	6,001	1	1,133	24	12
1	—	119	1	778	15	4

カワアイサ	マガン	サカツラガン ヒ シ ク イ	コハクチョウ	オオハクチョウ	その他	計
82	3,093	95	1,345	6	426	58,429
171	3,443	128	1,855	4	7,705	132,410
152	3,566	89	1,576	37	220	86,001
87	3,970	135	2,839	2	148	112,848
92	3,835	117	2,213	—	744	88,207
94	4,471	138	2,555	4	4,904	118,580
73	4,003	120	1,849	9	874	85,036

2-2 確 生 物 の 多 様 性 の 保 の

### 3 ラムサール条約湿地「穴道湖・中海」の「環境の保全」と「賢明な利用」の推進【自然環境課】

平成17年11月、穴道湖と中海はラムサール条約湿地として登録され、平成18・19年度は、登録の広報をはじめ「環境の保全」と「賢明な利用」の実現に向けて、緊急課題対応枠として事業を展開しました。この結果、鳥取県との連携やNPO等住民との協働が促進されるなど、概ね初期の事業目的を達し、順調にスタート台に立ち、平成20年度は、両湖の恵みを将来世代へ承継していくという壮大な理念の実現に向け、長期的視点に立った、息の長い取り組みを着実に継続していくために以下の事業を実施しました。

#### 1. 参加して繋げる環境学習

- 「ラムサール条約と「賢明な利用」を語る会」の継続開催

	テーマ	開催月	参加人数
第1回	ラムサール条約とは何か	平成17年6月	80
第2回	魚介類	10月	50
第3回	漂着物	平成18年6月	40
第4回	農業	10月	50
第5回	エコツーリズム	平成19年2月	60
第6回	環境教育・学習	平成19年6月	34
第7回	穴道湖・中海の恵みの活用	11月	70
第8回	エコツーリズム	平成20年2月	34
第9回	穴道湖・中海の今昔	平成20年6月	50
第10回	こどもたちが語る未来	平成20年10月	50
第11回	登録から3年を振り返る	平成21年2月	60

- COP10「世界KODOMOラムサール会議」へ代表を派遣（韓国 昌原市）

平成20年10月、第10回ラムサール条約締約国会議の協賛イベントとして開催された「世界KODOMOラムサール会議」に中学生2名を派遣しました。この会議は韓国昌原市とラムサールセンターの主催で開かれ、日本から

は2人を含む18人が選ばれ、韓国やイタリアなど計10カ国、60人の子どもが湿地保全の取り組みを通じて交流しました。

#### 2. 学んで繋げる環境学習

- 自然観察会（10回）及びエコツアーガイド養成研修の開催
- ゴビウスKODOMOラムサール探偵団の発足

#### 3. 情報発信と連携により繋げる賢明な利用

- 両湖の生物情報やリアルタイム情報を手軽に見ることのできるホームページの作成

## 第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

### 1 森林・農地・漁場の保全

#### (1) 森林の公益的機能の維持保全

##### 【森林整備課】

森林は、水資源のかん養や、土砂流出防備等国土の保全機能はもとより、二酸化炭素の吸収や、再生産が可能な資源である木材の生産など、地球温暖化の防止に重要な役割を担っています。

なかでも、地球温暖化防止対策においては、京都議定書における温室効果ガス削減の検証期間である第一約束期間（2008年～2012年）に入り、二酸化炭素吸収源としての森林への期待がますます高まりつつあります。

県では地域森林計画を策定し、森林資源の利用と再生、除間伐等による森林機能の充実・強化を図るための取り組みをしています。

森林整備を進めるにあたっては、補助事業により森林所有者等が行う植栽、下刈り、間伐などの費用負担の軽減や、林道・作業道などの路網の整備による施業の低コスト化の推進などを行っています。

また、特に重要な役割を果たしている森林については、保安林に指定し、開発行為などを制限して保全に努めるほか、自然災害等により機能が低下したものについては、治山事業により機能回復のための防災施設の設置や森林整備を行っています。

#### (2) 水と緑の森づくり【林業課・森林整備課】

水資源のかん養、県土保全等全ての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組みます。

- ① 県民再生の森事業（荒廃森林の再生）
- ② 森づくり・資源活用実践事業（県民提案型）

- ③ 森づくり推進事業（森づくり情報交流・人材養成など）

#### (3) 松くい虫被害対策の推進

##### 【森林整備課】

県内の松くい虫被害は、昭和48年以降増加の一途をたどり、昭和59年に約11万㎡の過去最高を記録しました。その後は減少傾向で推移し、平成20年度の被害量は2万1千㎡で、ピーク時の19%にまで減少しました。

このため、公益的機能の高い松林に絞り込んだ防除計画を策定し、健全木の予防と被害木の駆除を組み合わせた被害対策を行っています。

また、平成20年秋から、松くい虫抵抗性マツ苗木の出荷が始まり、海岸部の被害跡地への植栽が進められています。

#### (4) 農地保全対策の推進【農村整備課】

農村地域は、食料の生産・供給の場であるとともに、そこに住む人々の生活の場であり、豊かな自然や、気候・風土に育まれた独特の農村景観により人々に安らぎを与えてきた場でもあります。

特に県土の約9割を占める中山間地域では、生産基盤整備や生活環境整備を一体的・総合的に行うことにより、農業農村の活性化を図りながら農地の保全を積極的に展開しています。またその整備にあたっては、生態系や景観・親水にも配慮し、新たな農村環境を生み出すことなどにより、地域住民の憩いの場や都市交流の場としても活用できるよう整備しています。

##### ① 中山間地域総合整備事業

過疎、山村振興、離島振興、半島振興、特定農山村の指定を受けた地域等における中山間地域で、ほ場整備や農道、農業用排水路などの農業生産基盤や、集落道や農村公園などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農村を取り巻く環境保全対策を実施しています。

- 平成20年度事業実施地区数 8地区
- ② 農村振興総合整備事業  
ほ場整備により、優良農地を確保するとともに、都市と農村の交流促進のための農村公園緑地整備等を行い、農村地域の住環境の向上や地域環境の保全を図ります。
- 平成20年度事業実施地区数 1地区
- ③ ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）  
中山間地域等における水路や農道などの土地改良施設や、これと一体的に保全する必要があると認められた農地について、機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、人材の育成や、土地改良施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行います。

(5) 環境にやさしい農業の確立

【農畜産振興課】

- ① 推進事業
- ア 島根県『環境農業』推進協議会の開催  
学識経験者、消費者団体、農業団体、行政等を委員とする島根県『環境農業』推進協議会を開催し、島根県エコロジー農産物推奨制度等について検討を行いました。
- イ 環境にやさしい農業研修会の開催  
有機農業実践者、エコファーマー、農

業者団体、行政担当者、指導機関・試験研究機関関係者等を対象に「有機農業研究大会」及び「土づくり研修会」を開催しました。

ウ 実証展示ほ場の設置

各農林振興センターで、環境にやさしい農業技術の実証展示を行い、その普及拡大を図りました。

エ 島根県エコロジー農産物推奨PRシステムの活用

環境にやさしい農業の推進のため、島根県エコロジー農産物推奨制度の事務手続きを簡便化するとともに、生産履歴等を公表することができるシステムを活用しました。

これらの取り組みにより、平成20年度に持続農業法に基づく認定農業者（エコファーマー）は1,665名となりました。

② 調査・試験研究

ア 竹炭によるトマトの環境保全型栽培技術の確立

竹炭を利用した土づくりによって肥料を減らし、収量や糖度、機能性成分含量の高いトマトを生産する技術の確立をめざしました。

表2-3-1 竹炭によるトマトの環境保全型栽培技術の確立

項目	地区名	調査・試験課題
栽培試験	農 技 農 技 飯 南 町	竹炭施用がトマトの生育、収量及び品質に及ぼす影響の解析 竹炭施用を利用した環境保全型農業技術の確立 実証栽培試験

- イ 水稻の有機栽培・減農薬栽培における病虫害防除対策試験  
水稻について、JAS法による有機栽培

や、減農薬栽培での病害防除体系の確立をめざしました。

表2-3-2 水稻の有機栽培・減農薬栽培における病虫害防除対策試験

項目	地区名	調査・試験課題
栽培試験	農 技 農 技	生物農薬等による防除対策試験 無病種子生産のための防除対策試験

## 第2章 人と自然との共生の確保

### ③ 農業用廃プラスチックの適正処理

島根県農業用廃プラスチック適正処理推進方針（平成11年12月1日制定）に基づき、次の事項を実施しました。

#### ア 地域協議会における組織的回収処理システムの構築

県内全地域で10の地域協議会が設立されており、地域毎に組織的回収処理システムが構築され、全地域協議会においてリサイクル処理を実施しています。

#### イ 農業用廃プラスチックリサイクル処理推進員の育成

各地域でのリサイクル処理の推進とリサイクル処理のための分別を徹底するため、平成14年度から推進員の認定研修・試験を行っており、H20年度は12名が新たに認定され、合計126名の推進員が認定されております。

これらの取り組みにより、回収率及びリサイクル処理率は以下のようになっています。

なお、回収率が平成19年度より低下していますが、これは長期展張性フィルムの普及などによるものであり、依然として適正処理は行われるとともに、年々リサイクルされる割合が高まりつつあります。

- ・ 農業用廃プラスチックの回収率  
平成19年度：654トン（県内排出量の94%）  
→平成20年度：586トン（同79%）
- ・ リサイクル処理率  
平成19年度：573トン（県内排出量の88%）  
→平成20年度：555トン（同95%）

### (6) 漁場環境保全対策の推進【水産課】

本県は、日本海に面した海岸や、汽水湖である中海・宍道湖といった多様で豊かな水域が存在しています。

また、そこは良好な漁場でもあり、多種多様な漁業が営まれ、年間を通して良質な魚介類の供給源となっています。

漁場となる海や湖の環境を維持・保全することは大切であるため、水質や水生生物のモ

ニタリングなどを行うことにより漁場環境を調査するとともに、漁業者が行う漁場環境の改善の取り組みへの支援などを行うことで、漁場環境の保全対策を推進しています。

#### ・ 宍道湖・中海水産資源維持再生事業

良好な漁場となっている宍道湖・中海において、定点を定め水質・底質・水生生物を継続調査するとともに、両湖において環境悪化の要因となっている貧酸素水塊の動態に関する自動観測データや定期調査結果をインターネット上で公開することにより情報提供を行っています。

## 2 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

### (1) 森林資源の利用の推進【林業課】

森林資源には、森林から生産される木質資源などのほか、森林に備わっている公益的機能、さらには、森林の存在によって形成される自然環境も含まれ、これらを利用することは、私たちの安心、安全で、快適な生活に寄与するものです。

なかでも、木質資源は、人にやさしい、再生産可能な自然素材であり、二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」な資源です、

地域の森林で生産された木材を、地域の住宅や公共施設等に幅広く利用し、さらに、製材工場で発生した残材などの木質バイオマスを、製紙原料、ボード原料、燃料等として利用することは、森林整備を促進するとともに、地球温暖化防止や循環型社会形成に貢献します。

平成20年3月に策定された、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」では、持続的な林業経営と森林の多面的機能を発揮させるために、木を切って、使って、植える林業システムの循環を実現することとしており、実践計画である「森林・林業戦略プラン」においては、しまねの「緑豊かな森」を未来に引き継ぐため、「木や森を使う」視点にウエイトをおいて、県民、企業、学術、行政などの

諸分野が連携・協働して取り組むべき内容を示しています。

具体的には、①いつでも木材を安定供給できる森づくり、②需要者の声に応える原木流通の仕組みづくり、③確かな品揃えができる製品づくり、④環境に貢献できる木質バイオマス利用体制づくりに取り組み、森林資源の利用を推進することとしています。

## (2) 棚田地域の保全とその利活用

### 【農村整備課】

農業生産の場として長い歴史を経て形成・維持されてきた棚田地域は、国土の保全や水資源のかん養など様々な公益的機能を有しており、下流域の都市住民の生命・財産を守る重要な役割を果たすとともに、農山村の原風景を保持するなどの多面的な機能を発揮しています。この棚田地域における保全整備や利活用を促進する地域活動の支援を行っています。

#### ① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（里地棚田等の保全推進）

里地や棚田等において、多面的な機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生のために必要な施設等の整備を実施します。

#### ② ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

棚田保全への県民参加を促すとともに、保全や利活用のため活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な活動を支援します。

## (3) 美しく豊かな海辺の保全と活用

### 【漁港漁場整備課】

美しく豊かな海と漁業集落は、漁業活動に加え人々が訪れ、憩い、交流する場として重要な役割を果たしているためその維持・保全を推進しています。

#### ① 漁港環境整備事業

漁港における景観の維持・美化を図り快適で潤いのある漁港環境を形成するため、植栽や運動施設の整備などを行います。

平成20年度事業実施漁港 1 漁港

#### ② 漁業集落環境整備事業

漁業集落における生活環境の改善を総合的に図り併せて生活廃水による海洋汚染を防止するため、集落道、水産用飲雑用水、漁業集落排水、緑地・広場等の整備を行います。

平成20年度事業実施地区 12地区

#### ③ 漁村再生交付金

個性的で豊かな漁村の再生を支援するため、地域の既存ストックの有効活用等による漁港施設及び生活環境施設の整備を行います。

平成20年度事業実施地区 3地区

#### ④ 海岸環境整備事業

国土の保全と併せて養浜や植栽・遊歩道の設置等により海岸部の総合的なレクリエーション機能の整備を行います。

平成20年度事業実施海岸 1地区

## 第4節 快適な生活空間の形成

### 1 良好な景観形成の推進 【都市計画課（景観政策室）】

#### (1) ふるさと島根の景観づくり

島根県は優れた自然景観に恵まれ、伝統文化に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきましたが、これらの貴重な景観も時代の流れのなかで次第にその姿を変えつつあります。

そこで、わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り、育てることにより、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創るため平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、景観形成上特に重要な地域である宍道湖周辺を「宍道湖景観形成地域」として指定し、良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、大規模な建造物の建設や開発行為などについて、適切な景観づくりを誘導しています。

なお、平成16年12月に「景観法」が施行されたことを受けて、県では、市町村によるよりきめ細かな景観づくりの推進を図ることとしています。

#### (2) 主な景観政策事業

##### ① 大規模行為等の届出

景観に影響を与える建築物、工作物の設置や開発行為について、事前に届出を求め、良好な景観形成のためにその行為の形態、意匠、緑化等について必要な指導・助言を行っています。

平成20年度は、大規模行為の届出が181件、景観形成地域内行為の届出が7件ありました。

##### ② 地域景観づくり活動促進事業

地域を主体とした魅力ある景観づくりを促進するために、島根県景観づくり基金(9.4億円)により、住民や事業者が各種協定に基づき行う景観形成活動や市町村が行

う景観向上のための自主的かつ積極的な活動を支援しています。

平成20年度は、市町村の景観づくり経費補助件数3件でした。

##### ③ 築地松景観保全整備事業

出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観をつくり出している築地松を後世に伝え残すため、築地松景観保全対策推進協議会が行う築地松の保全整備活動を支援しています。

平成20年度末現在で、特定73件、一般82件、合計155件の築地松景観保全住民協定を認定しています。

##### ④ しまね景観賞

優れた景観を形成している建物などを表彰することにより、県民の景観に対する意識高揚を図るため、「第16回しまね景観賞」を実施しました。

平成20年度は、170件の応募があり、「まち・みどり」など5部門に加えて、本賞が実施されて15回を経過したことを記念して、過去の受賞物件の中で、受賞後も引き続いて魅力ある地域景観の創出のために良好な景観づくりを行っているもののうち、特に優れたものを今回に限り表彰する「景観づくり貢献賞」を設け、計12件の表彰を行いました。

##### ⑤ その他

住民等の景観づくりを支援するために、平成20年度は「景観アドバイザー派遣」を5件行いました。

## 2 緑化の推進【林業課】

平成10年度に県で策定した「島根県環境基本計画」の中に、「潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成」を目標に掲げており、この目標を達成するために、ツリーバンク制度や「できることから始めよう！身近な緑づくり運動」の活用を通じて、緑豊かな生活環境づくりを推進している。

(1) 主な緑化事業

① ツリーバンク事業

開発により伐採が予定されている樹木を山取りし、県立緑化センターで一定期間育

成した後、公共施設等の緑化に活用し、緑豊かな生活環境づくりの推進と樹木の有効活用を図る事業を平成5年度から実施しています。(表2-4-1)

表2-4-1 ツリーバンク事業の実績

年 度	引 取 り		提 供	
5～15	72ヶ所	2,640本	165ヶ所	1,657本
16	4ヶ所	356本	20ヶ所	403本
17	2ヶ所	88本	16ヶ所	403本
18	7ヶ所	945本	10ヶ所	181本
19	5ヶ所	59本	8ヶ所	848本
20	2ヶ所	28本	17ヶ所	228本
計	92ヶ所	4,116本	236ヶ所	3,720本

② できることから始めよう!身近な緑づくり運動

(平成18年度までは「県民一人ひとりの緑づくり」運動)

県民一人ひとりが樹木の大切さを再認識し、緑あふれる快適な環境づくりに参加できるように、誕生、入学、結婚などを記念し

て自ら植樹される方々に、県が苗木を無償で提供し「思い出の木」として育てていただく県民参加の緑づくり運動を平成7年度から実施しています。

平成19年度からは(株)島根県緑化推進委員会との協働事業として実施しています。(表2-4-2)

表2-4-2 できることから始めよう!身近な緑づくり運動

年 度	個 人	団 体	合 計
7～15	17,972本	87,989本(1,362団体)	105,961本
16	2,639本	6,124本(107団体)	8,763本
17	2,166本	3,960本(86団体)	6,126本
18	2,606本	4,751本(149団体)	7,357本
19	2,932本	4,933本(158団体)	7,865本
20	2,826本	4,702本(131団体)	7,528本
計	31,141本	112,459本(1,993団体)	143,600本

③ 宝くじ協会助成事業(公共施設等緑化事業)

自治宝くじの普及宣伝及び緑化運動の推進を目的に、不特定多数の方々の目にふれることの多い公共施設、学校等の緑化事業を財団法人日本宝くじ協会からの助成金を

財源として昭和60年度から実施しています。(表2-4-3)

平成20年度は島根県立古代出雲歴史博物館及び奥出雲町立高田小学校に樹木学習園を整備しました。

## 第2章 人と自然との共生の確保

表2-4-3 宝くじ協会助成事業（公共施設等緑化事業）の実績

年 度	箇 所 名	箇 所 数
S60～H15	松江商業高等学校、浜田商業高等学校ほか	36
16	出雲郷小学校	1
17	斐川町環境学習センター	1
18	出雲農林高等学校	1
19	湖陵小学校	1
20	古代出雲歴史博物館、高田小学校	2
計		42

### (2) 緑化推進運動

森林や樹木等の有する公益的機能に対する県民の期待が高まり、県民の自発的な協力によって森林を守り育てていくため、平成7年5月8日「緑の募金による森林整備等の促進に関する法律」が制定され、緑の募金が誕生しました。

この法律に基づき島根県では、(社)島根県緑化推進委員会が緑の募金活動と募金による森林の整備及び緑化の推進の取り組みを行っています。

平成20年度においても、緑の募金を活用して森林整備事業、緑化推進事業、国際協力事業及び緑の少年団活動事業を行いました。

また、県立緑化センターを中心にして緑化研修会や緑化相談の実施、公共施設の緑化推進を通じて緑化に関する普及啓発を図りました。

### 3 都市公園の整備【都市計画課】

都市公園とは、次に挙げる公園又は緑地です。

- ① 地方公共団体が設置する公園又は緑地
  - ・都市計画法により都市計画施設に位置付けられた公園又は緑地
  - ・都市計画区域内において設置する公園又は緑地

- ② 国が設置する公園又は緑地（国営公園）

都市公園は、都市空間に緑豊かなオープンスペースを確保し、都市景観の向上に役立つとともに、健康の維持増進やレクリエーション活動、文化活動の拠点となるほか、災害時の避難場所となるなどの多様な機能を有しています。特に近年は地球温暖化対策として、都市公園が温室効果ガスの吸収源として位置づけられるなど重要な役割を担うようになりました。

都市公園の種類としては、表2-4-4のとおりです。

表2-4-4 都市公園の種類

種 類	種 別	内 容
住区基幹公園	街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。
	近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置します。
	地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置します。
都市基幹公園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。

種 類	種 別	内 容
都市基幹公園	運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。
大規模公園	広 域 公 園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置します。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置します。
国 営 公 園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園で、1箇所当たり面積概ね300ha以上として配置します。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置します。
特 殊 公 園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置します。
緩 衝 緑 地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置します。
都 市 緑 地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置します。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とします。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するのものを含む)
都 市 林		主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置します。
広 場 公 園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置します。
緑 道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置します。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれた概ね1km四方(面積100ha)の居住単位(小学校区に相当)

本県の都市公園は、1982年(昭和57年)に開催された「くにびき国体」を契機に整備が促進されました。平成21年3月31日現在の都

市公園の開設面積は、約966ha、都市計画区域内人口1人あたりの公園面積は約17.6㎡となっており、全国平均(約9.6㎡)を上回っ

## 第2章 人と自然との共生の確保

ています。しかし、市街地における身近な余暇活動の場となる住区基幹公園の整備は不足しており、県民の余暇需要に対応できていないのが現状です。また、今後は既存の公園施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が予測されるため、適切な施設保全計画を策定し、計画的な改築・更新を推進することとしています。

高齢者社会の到来や余暇時間の増大に伴い、あらゆる人々が身近に憩える場として都市公園の果たす役割は今後益々大きくなると思われま。今後とも、県民の多様な需要を満たすよう、都市公園の整備及び利用の促進を図っていきます。

### 4 多自然川づくりの推進【河川課】

平成9年に河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。また平成18年には、1. 河川全体の自然の営みを視野に入れ、2. 地域の暮らしや歴史・文化と結びつきのある、3. 河川管理全般を見据え

た多自然川づくりという3つの事項を踏まえた「多自然川づくりへの展開」が出され、「多自然川づくり」が全ての河川における川づくりの基本となった。

そのため、個別箇所の局所的な視点ではなく河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために河川管理を行う「多自然川づくり」を推進している。

### 5 水道の整備【薬事衛生課】

平成20年度末現在、県内の水道施設は上水道が14箇所（給水人口約53万人）、簡易水道が198箇所（給水人口約17万人）、専用水道が42箇所（約1,800人）となっています。

約69万7千人の県民が水道を利用しており、県内の水道普及率は96.8%に達していますが、今後もより一層の普及促進が求められています。

表2-4-5 水道施設数

(単位：箇所)

	水道用水供給事業（県営）	上水道事業				簡易水道事業			専用水道	合計
		市	町	事務組合	計	公営	その他	計		
3	2	8	9	3	20	199	9	208	10	240
4	2	8	9	3	20	202	10	212	10	244
5	2	8	9	3	20	204	10	214	10	246
6	2	8	9	3	20	204	12	216	10	248
7	2	8	9	3	20	208	9	217	10	251
8	2	8	9	3	20	207	7	214	7	243
9	2	8	8	3	19	210	6	216	7	244
10	2	8	8	3	19	208	2	210	6	237
11	2	8	8	3	19	203	2	205	5	231
12	2	8	8	3	19	203	2	205	3	229
13	2	8	8	3	19	203	2	205	3	229
14	2	8	8	3	19	200	2	202	29	252
15	2	8	8	3	19	201	2	203	36	260
16	2	10	4	1	15	200	2	202	40	259
17	2	10	3	1	14	201	2	203	38	257
18	2	10	2	1	13	200	2	202	40	257
19	2	11	2	1	14	197	2	199	39	254
20	2	11	2	1	14	196	2	198	42	256

表2-4-6 水道普及率

	総人口	給水人口	普及率	上水道事業箇所		簡易水道事業箇所		専用水道箇所		全 国 普及率
					給水人口		給水人口		給水人口	
3	774,282	699,184	90.3	20	512,074	208	185,954	10	1,156	94.9
4	771,369	700,845	90.9	20	513,597	212	186,126	10	1,122	95.1
5	770,039	706,737	91.8	20	519,370	214	186,272	10	1,095	95.3
6	769,854	708,084	92.0	20	520,480	216	186,511	10	1,093	95.5
7	768,299	712,909	92.8	20	522,659	217	189,198	10	1,052	95.8
8	768,691	715,326	93.1	20	526,486	214	187,775	7	1,065	96.0
9	768,310	716,660	93.3	19	525,591	216	189,993	7	1,082	96.1
10	765,980	717,655	93.7	19	527,556	210	189,238	6	861	96.3
11	763,699	716,808	93.9	19	528,070	205	188,048	3	690	96.4
12	759,033	714,521	94.1	19	528,311	205	185,739	3	471	96.6
13	755,878	712,387	94.2	19	526,166	205	185,750	3	471	96.7
14	752,826	713,969	94.8	19	527,065	202	184,981	29	1,923	96.8
15	749,224	712,410	95.1	19	528,172	203	182,597	36	1,641	96.9
16	744,702	713,081	95.8	15	528,650	202	182,244	40	2,187	97.1
17	737,441	707,496	95.9	14	526,858	203	178,660	38	1,978	97.2
18	732,235	706,522	96.5	13	523,040	202	181,374	40	2,108	97.3
19	726,397	701,852	96.6	14	527,631	199	172,383	39	1,838	97.4
20	720,290	697,450	96.8	14	525,854	198	169,805	42	1,791	—

(注) 水道法に定める水道の定義

上水道事業

計画給水人口5,001人以上の水道事業

簡易水道事業

計画給水人口101人～5,000人の水道事業

専用水道

居住者101人以上の自家用水道及び水道事業以外の水道で20m<sup>3</sup>を超える給水能力をもつ水道

水道用水供給事業

水道事業（上水道・簡易水道）に水道用水を供給する事業





## 第3章

# 地球環境保全の積極的推進



## 第3章 地球環境保全の積極的推進

### 第1節 地球温暖化の防止【土地資源対策課・環境生活総務課・環境政策課】

#### 1 国内外の動き【環境政策課】

平成9年に京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」で採択された先進国の温室効果ガスの削減目標を定める「京都議定書」の約束期間が昨年からはまりました。

国においては、平成17年4月策定した「京都議定書目標達成計画」の評価・見直しを行い、京都議定書の6%削減の約束をより確実に達成するため、平成20年3月同計画を全部改定しました。

#### 2 島根県における地球温暖化対策【環境政策課】

本県では、平成17年3月「島根県地球温暖化対策推進計画」を改定し、「二酸化炭素排出量を2010年度（平成22年度）までに1990年度（平成2年度）の2%削減」及び「1990年度の二酸化炭素排出量の26%相当量の吸収能力を持つ森林吸収源の確保」を目標に掲げ、「島根県地球温暖化防止活動推進センター」や「島根県地球温暖化防止活動推進員」と連携し様々な対策に取り組んでいます。

また、平成17年11月には「脱温暖化社会」へ向けた仕組みづくりとして、県民、事業者、行政、地球温暖化防止活動推進センターの四者が連携した横断的組織「島根県地球温暖化対策協議会」を設立し、各主体が連携しながら自主的な取り組みの推進を図っています。

こうした状況の中、平成19年度の二酸化炭素排出量は、基準年度からは13.4%増加し、前年度からは産業部門で3.9%、家庭部門で2.1%増加しているものの、業務（オフィス等）や運輸部門では減少しており、全体では0.3%増加しています。（表3-1-1参照）

#### (1) 島根県地球温暖化対策協議会の取り組み

目的：島根県地球温暖化対策推進計画の推進、進行管理

事業：構成員間の連携及び情報交換、意見交換

活動概要、結果の公表 等

部会：事業者部会、家庭部会、行政部会  
部会事業

事業者部会：しまねストップ温暖化宣言  
事業者の登録 等

家庭部会：しまね地球温暖化防止活動  
県民運動の実施 等

行政部会：県、市町村等における地球  
温暖化対策実行計画の策  
定・実行 等

#### (2) 島根県地球温暖化防止活動推進センター事業

平成20年4月（財）三瓶フィールドミュージアム財団（平成20年7月から（財）しまね自然と環境財団へ名称変更）を「島根県地球温暖化防止活動推進員センター」に指定し、県独自の診断型環境家計簿である「エコライフチャレンジしまね」の普及や、島根県地球温暖化防止活動推進員養成研修の開催など、家庭における取り組みの推進を図りました。

#### (3) 地球温暖化防止活動推進員の養成

平成20年12月に委嘱した133名の島根県地球温暖化防止活動推進員に対して、島根県地球温暖化防止活動推進センターと連携して研修を実施し、地域におけるリーダーの育成を図りました。（平成14年60名から73名増員）

#### (4) ESCO事業の導入

県内の二酸化炭素排出量は事務所、ビルや店舗などの民生業務部門の増加が大きく、これらの部門における二酸化炭素の削減対策は大きな課題となっています。

### 第3章 地球環境保全の積極的推進

そこで、民生業務部門における二酸化炭素削減対策として期待されているESCO事業について、県内事業者が導入を検討する際のガイドラインとして活用し、導入が推進するよう平成18年2月マスタープランを策定しました。

なお、県立中央病院において県内の自治体施設としては初めてESCO事業を導入しています。

#### (5) 省資源・省エネルギー対策の推進

近年、快適さや利便性を追求しようとするライフスタイルの変化に伴い、資源・エネルギーの消費量や廃棄物が増加する傾向があります。

県民及び事業者の省資源・省エネルギーの取り組みが推進されるよう、新聞、テレビ等による広報やポスターの配布により啓発を行いました。

また、県自らの取り組みとしては、「環境にやさしい率先実行計画」に基づく取り組みを行い、特に夏季には軽装勤務（ノーネクタイ）に併せて冷房温度を28℃以上に設定し、冬季には暖房温度を17℃に設定するなどエネルギー消費の節減に努めました。

#### (6) 県内の二酸化炭素排出量

2007年（平成19年）度の県内の二酸化炭素排出量及びは615万5千トンであり、日本全体の約0.5%を占めています。

表3-1-1 県内の部門別二酸化炭素排出量の推移(エネルギー転換部門を除く) (単位:万トン-CO<sub>2</sub>)

	1990年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
産 業 部 門	177.3	202.2	199.0	199.0	182.8	187.1	189.6	197.0	204.7
運 輸 部 門	153.0	174.2	166.9	169.4	164.9	167.6	160.2	159.6	157.3
民 生 業 務 部 門	92.2	109.1	104.1	104.5	115.0	116.2	113.0	110.5	104.4
民 生 家 庭 部 門	110.6	135.3	137.3	126.0	135.6	137.5	135.9	133.0	135.8
廃 棄 物 部 門	9.4	12.8	12.8	12.8	13.5	13.2	13.6	13.5	13.3
合 計	542.6	633.7	620.1	611.7	611.8	621.6	612.3	613.6	615.5
1990年比(1990年を100とした場合)	100.0	116.8	114.3	112.7	112.8	114.6	112.8	113.1	113.4

### 3 環境にやさしい率先実行計画の取り組み【環境政策課】

平成12年度から県の全機関において、「環境にやさしい率先実行計画～県庁エコオフィスプラン～」に基づき、環境に配慮した事務及び事

業活動に取り組んでいます。

平成19年3月に同計画を見直し、「環境にやさしい率先実行計画」(第2期後期)～しまね県庁CO<sub>2</sub>ダイエット作戦～を策定しました。

計画では、平成22年度までに平成15年度比でCO<sub>2</sub>排出量の15%削減を目標に掲げています。

表3-1-2 環境にやさしい率先実行計画取組状況(平成20年度)

実 行 目 標		平成15年度 (基準年)	平成20年度	対基準年比 (%)
CO <sub>2</sub> 排出量を15%削減する。	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	46,798	43,399	-7.3
電気の使用量を11%削減する。	使用量 (kWh)	55,370,404	51,424,143	-7.1
公用車に使用するガソリンを0.5%削減する。	使用量 (l)	1,591,533	1,589,719	-0.1
公用車に使用する軽油を26%削減する。	使用量 (l)	233,093	208,922	-10.4

実 行 目 標		平成15年度 (基準年)	平成20年度	対基準年比 (%)
灯油の使用量を28%削減する。	使用量 (l)	1,522,113	1,473,116	-3.2
重油の使用量を29%削減する。	使用量 (l)	1,122,119	836,325	-25.5
ガスの使用量を15%削減する。	使用量 (m <sup>3</sup> )	1,374,893	1,582,499	15.1
コピー用紙の使用量を15%削減する。	購入量 (t)	389	357	-8.2
上水道の使用量を10%削減する。	使用量 (m <sup>3</sup> )	753,396	627,611	-16.7

#### 4 グリーン購入の推進【環境政策課】

平成13年4月「国等による環境物品等の調達  
の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が  
全面施行されたことを受けて、本県でも平成13  
年11月から「島根県グリーン調達推進方針」を  
定め、県のすべての機関で取り組んでいます。

平成20年度の調達実績のあった品目の適合品  
調達率は94%でした。

また、平成16年度、循環資源を利用した製品  
の普及・利用を図るための「しまねグリーン製  
品認定制度」を創設し（1-6-3(2)参照のこ  
と）、この制度における認定製品についても率  
先して調達していくこととしています。

#### 5 地域新エネルギーの導入促進 【土地資源対策課】

##### (1) 島根県地域新エネルギー導入促進計画

資源に乏しい我が国にとって、豊かな国民  
生活と経済発展を実現するためには、エネル  
ギーの安定供給を図ることが必要であり、ま  
た、地球温暖化をはじめとする地球環境問題  
についても具体的な対応をしていかなければ  
なりません。

これらの問題の解決のため、環境負荷の少  
ない身近にあるエネルギーの有効活用を図  
るとの考え方に立って、平成11年3月に「島根  
県地域新エネルギー導入促進計画」を策定し、  
2010年度における導入目標を立てて取り組  
んできました。

しかし、計画策定後において、京都議定書  
の発効や「電気事業者による新エネルギー等  
の利用に関する特別措置法」（RPS法）の施  
行、新エネルギー技術の進展等、エネルギー  
と環境を取り巻く状況が劇的に変化したこと  
から、2008年6月に同計画を改定し、2010年  
度導入目標を修正するとともに、新たに2015  
年度導入目標を定めました。

この導入目標は、導入コストの低減、技術  
開発による実用化、適切な立地地点の確保な  
どを前提条件とした一つの目安であります  
が、これに向かって県自らが率先して取り組  
むことはもちろんのこと、市町村、事業者、  
県民も地域新エネルギーの導入の意義を理  
解し、積極的に取り組んでいくことが重要  
です。

地域新エネルギーの導入については、平成  
11年2月に策定された「島根県環境基本計  
画」にも掲げられており、「島根県地域新エ  
ネルギー導入促進計画」は、この環境基本計  
画の実施計画としても位置づけられるもの  
です。

##### (2) 地域新エネルギーの導入促進

実用段階にある太陽光や風力などの再生可  
能なエネルギー利用の積極的な導入促進を  
図るとともに、その他の地域新エネルギーに  
ついても普及啓発・情報提供を行い、「島根  
県地域新エネルギー導入促進計画」の進行  
管理に努めながら、導入目標の達成を目指  
します。

なお、地域新エネルギーを効果的・効率的  
に導入するためには、技術的・経済的な実  
用可能性や賦存量を含めた地域特性を考  
慮し、

### 第3章 地球環境保全の積極的推進

取り組むことが必要です。

#### (3) 平成20年度における導入状況等

##### ① 平成20年度における導入状況

平成20年度末現在における主な新エネルギーの導入状況は、次のとおりです。

- ・太陽光発電  
13,210kW (18,000kW)
- ・風力発電  
28,326kW (180,000kW)
- ・バイオマス熱利用  
1,214KL (1,200KL)
- ・水力発電  
7,538kW (7,538kW)
- ・クリーンエネルギー自動車  
2,778台 (3,300台)

(注) ( )内数字は2010年度(平成22年度)目標数字です。

##### ② 平成20年度の主な実施事業

###### ○島根県地域新エネルギー導入促進計画改定

エネルギーに関する新たな制度の創設や新エネルギー技術の進展等、環境とエネルギーを取り巻く状況が劇的に変化してきたため、これらの状況変化に的確に対応し、新エネルギーの導入を一層促進するために平成11年3月に策定した「島根県地域新エネルギー導入促進計画」の改定を行いました。

###### ○木質バイオマス石炭混焼研究会

中国電力三隅火力発電所における木質バイオマス石炭混焼の実現可能性について、関係者で研究会を立ち上げ、木質バイオマスの賦存量や利用可能量調査、供給体制の調査・検討、供給コストの調査・検討などを行い、木質バイオマス石炭混焼の事業可能性評価を行いました。

###### ○島根県市町村新エネルギー関連プロジェクト支援事業

「島根県市町村新エネルギー関連プロジェクト支援事業」を行い、市町村及び営利を目的としない民間団体等に対し、新エネルギーの導入促進を図るための事

業を実施する場合の経費の補助を行いました。(事業費の1/2以内)

###### ○民間事業者等の風力発電設置に係る調整

風力発電事業は、その事業の性格上、比較的好風況地とされる場所、例えば海岸線、山地の尾根等に設置が計画される場合が多く、その際、各種の許認可・届出等を必要とします。このため、法令の規定等について、事業者に対して適切な指導・助言等を行い、計画が円滑に進むよう支援を行いました。

###### ○新エネルギー教室の開催

地域レベルでの新エネルギーの普及・啓発を図るため、次世代を担う小中学生を対象に、出雲市及び浜田市において新エネルギー教室を国(中国経済産業局)、県、市との共催で開催しました。

#### (4) 地域新エネルギーの導入効果

2010年度における地域新エネルギーの導入目標量を原油換算すると、年間約114千KLとなり、地域新エネルギーが全く導入されていない状況を仮定した場合と比較すると、二酸化炭素(炭素換算)の排出量は年間約25万9千t削減されます。

また、この二酸化炭素排出削減量約25万9千tは、島根県地球温暖化対策推進計画における2002年を基準とした2010年における二酸化炭素削減目標量(対策強化の場合)80万5千tの32.2%になります。

## 第2節 フロン対策の推進【環境政策課】

### 1 フロン対策の推進

フロンはオゾン層破壊の原因物質であるだけでなく、二酸化炭素に比べ100～10,000倍以上の温室効果があることで知られています。フロンについてはモントリオール議定書及びオゾン層保護法により全廃及び生産規制等の措置が講じられてきましたが、今後の課題となるのは、過去に生産された冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で残っているフロンの回収・破壊の促進です。

これについては既に法制度化されており、家庭からの廃家電製品（廃冷蔵庫・廃エアコン）からのフロンについては「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、業務用冷凍空調機器については「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」、カーエアコンについては「使用済み自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）」によりフロン類の回収が義務づけられています。

フロン回収破壊法は平成19年10月1日に改正施行され、工程管理制度の導入によるフロン類の引き渡し委託等の書面での管理や、解体される建物中の業務用冷凍空調機器の事前確認書での説明などが義務づけられました。しかし、全国のフロン回収率は例年30～50%程度と推定され、さらにフロン回収の徹底のための取り組みが必要です。

### 第3節 酸性雨対策の推進【環境政策課】

#### 1 酸性雨調査

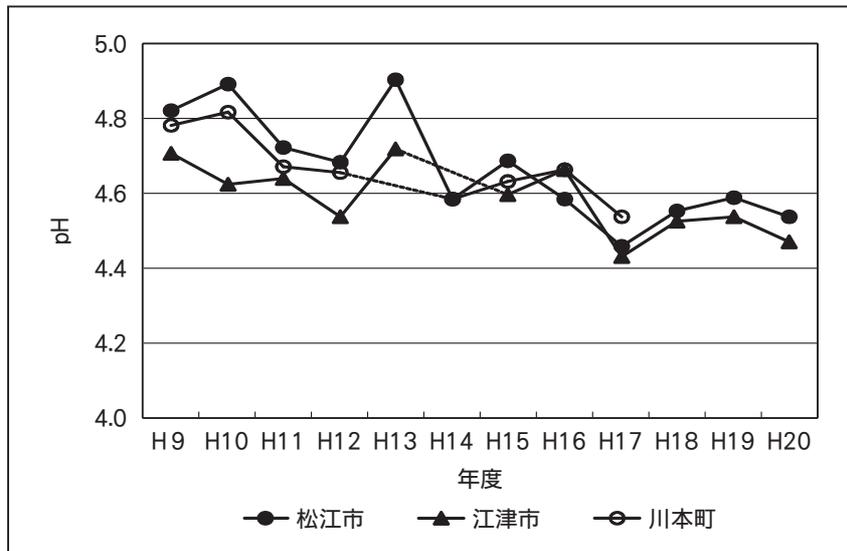
酸性雨とは、大気中の窒素酸化物や硫黄酸化物などが長距離に移流し拡散するうちに酸化し、雨水や霧となって降下したものです、通常pH5.6以下の場合を言います。

本県における酸性雨の実態把握とその酸性化

機構解明を目的に、県内2地点（松江、江津、平成17年度まで川本）で調査を行っています。

平成20年度における年平均pHは松江：4.54、江津：4.47でした。この値は全国的に観測される年平均値と同レベルですが、長期的には酸性化が進んでいる傾向が見られます。

図3-2-1 松江、江津、川本におけるpH年平均値の経年変化



#### 2 酸性雨長期モニタリング（東アジア酸性雨モニタリングネットワーク～EANET）

酸性雨は、その原因物質の発生源から数千キロメートルも離れた地域にも沈着する性質があり、国を越えた広域的な環境問題となっています。

また、東アジア地域の国々は近年めざましい経済成長を遂げる一方、エネルギー消費量の増加による大気汚染問題や酸性雨による悪影響が懸念されています。

国では、東アジア地域全体を対象とした酸性雨モニタリングネットワークの必要性から、環境省において東アジアモニタリングネットワーク（EANET）を構築し、平成13年1月から本格稼働されています。

参加国は現在13カ国であり、活動目的は次の

とおりです。

- (ア) 東アジアにおける酸性雨問題の状況に関する共通理解を形成する。
- (イ) 酸性雨による環境への悪影響を防ぐため、国や地域レベルでの政策決定に有益な情報を提供する。
- (ウ) 参加国間での酸性雨問題に関する協力を推進する。

国内にはEANETモニタリング地点が12地点あり、特に島根県は東アジア地域の影響を受けやすい立地状況にあることから、隠岐測定所（隠岐の島町）と蟠竜湖測定所（益田市）の2地点が配置されています。

蟠竜湖地点では大気調査のほか、陸水の調査も実施しており、長期モニタリング地点としてその調査結果が重要視されています。

このため、島根県では測定所の管理運営や試料採取・分析の業務を担当しています。

## 第4章

# 環境保全に向けての参加の促進



## 第4章 環境保全に向けての参加の促進

### 第1節 環境保全思想の普及・啓発

#### 1 環境教育

##### 【義務教育課・高校教育課】

##### (1) 環境教育のねらい

学校においては、環境教育を、生涯学習の基礎を培う機会として位置づけ、児童生徒の環境問題への関心を高めるとともに、人間と環境のかかわり方や環境に対する人間の責任・役割について理解させ、環境の保全やよりよい環境の創造に向けて主体的に行動できる能力や態度を育成することが大切です。

そのためには、以下のことが求められます。

- ① 教育課程への適切な位置づけと、年間指導計画に基づいた指導
- ② 全教職員の共通理解の促進と推進体制の確立
- ③ 地域の人材や自然、素材（ひと・もの・こと）等を生かした学習活動の工夫

##### (2) 「環境教育講座」の実施

教育センターの研修講座で、小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、講義や実習等をとおして、環境教育について認識を深めるとともに、指導力の向上を図る目的で実施しました。

○平成20年度「環境教育講座」－地球温暖化問題、酸性雨問題を実感させ、行動を起こさせるには－

ア：目的…身近な問題である地球温暖化問題と酸性雨問題のメカニズムを学び、地球規模から身近な島根県の現状の説明を受け、児童生徒がこの問題を実感して主体的行動を起こすようにするにはどうすればよいかを学び、考える。

イ：期間…2日間

ウ：会場…出雲科学館

エ：受講人数…41名（小：19名、中：8名、高：7名、特：2名、鳥取県5名）

オ：研修内容

○講義・協議 地球温暖化のメカニズムと現状及び問題点について

○講義 島根県における温暖化問題の現状について

○講義・実験 家庭でできる地球温暖化対策と温暖化に関する実験

○講義 酸性雨のメカニズムと現状及び問題点について

○講義・実習 酸性雨問題に関する授業への提案

カ：講師…東京農工大学農学部

教授 原 宏

島根県環境政策課環境企画グループ グループリーダー

梅 伸夫

島根県教育庁義務教育課

小中学校指導グループ

指導主事 古藤浩夫

##### (3) 「学校版エコライフチャレンジしまね」の推進

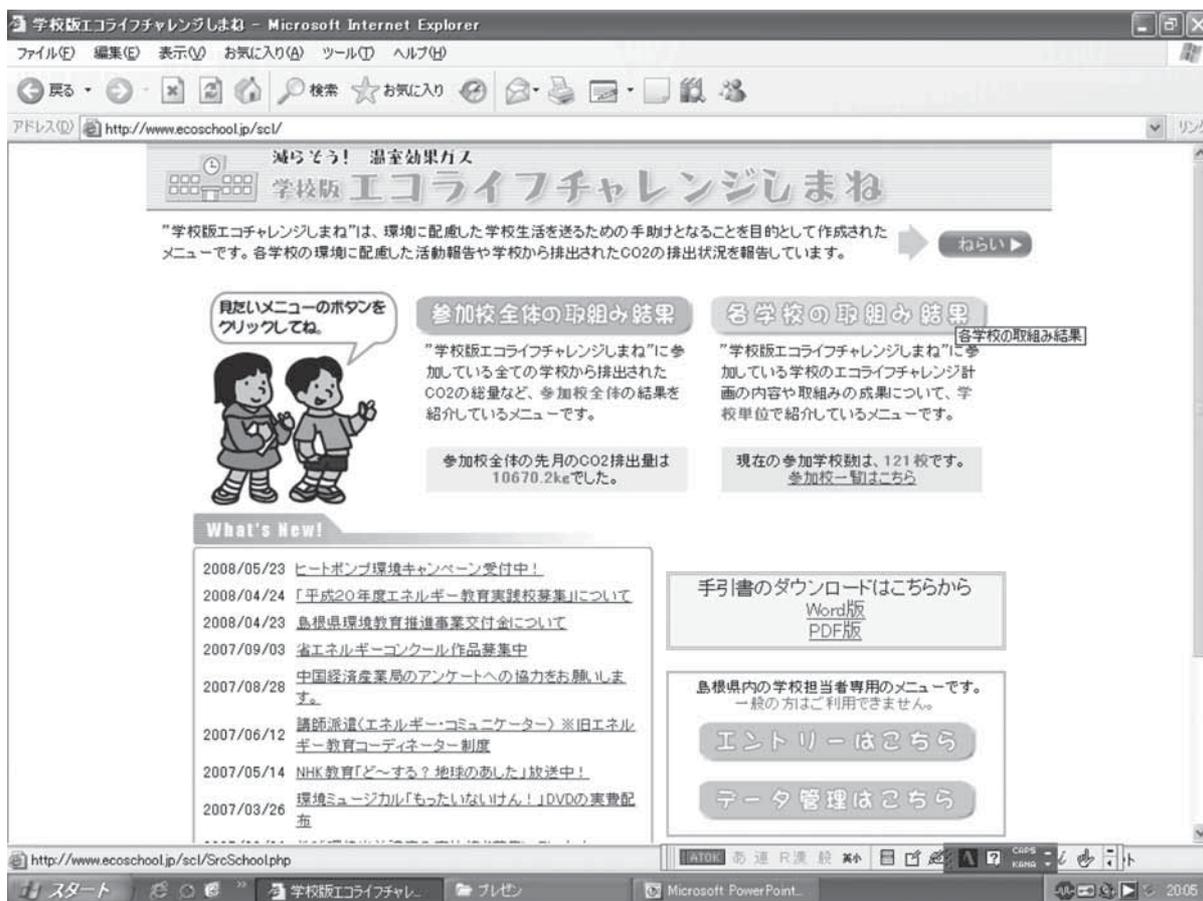
- ・環境に負荷の少ない学校運営を目指して、平成18年度から県内全ての公立・私立・附属学校を対象にして開始しました。
- ・各学校での消費エネルギーを入力すると、自動的にグラフ化して表示したり、二酸化炭素の削減量を表示したりできます。また、各学校の取り組み計画や、活動レポートを掲載し、県民に広く公開することで、情報の発信や共有化も可能です。
- ・平成22年度での100%登録を目指しています。平成21年3月31日現在、180校の登録(県

## 第4章 環境保全に向けての参加の促進

内の全ての小・中・高等学校・特別支援学校の約44%（分校、定時制、通信制も1校として含む）。平成20年度の目標は70%。）がありました。

・「学校版エコライフチャレンジしまね」のURLアドレス及びトップページアドレス  
<http://www.ecoschool.jp/scl/>

トップページ



### (4) 補助事業

「学校版エコライフチャレンジしまね」の登録促進と、環境学習の充実を目的に、産業廃棄物減量税の一部を活用し、小・中学校は「環境教育推進事業」、県立学校は「環境保全活動推進事業」を実施しました。

#### ○環境教育推進事業

学校版エコライフチャレンジしまね登録数に対し、1校3万円を上限に、希望する市町村に対して行いました。平成20年度は、15市町の75校に交付しました。交付対象校は、その成果等を「学校版エコライフチャレンジしまね」の各校のHP上でレポートしました。

#### ○環境保全活動推進事業

希望する高等学校、特別支援学校に対し、一般的な環境教育活動では1校10万円、3R活動推進では1校20万円を上限に行いました。平成20年度は、計16校に交付しました。

### (5) 環境教育の実践例

- ① 小・中学校の取組ー平成20年度全国環境学習フェア資料に掲載した実践校ー
  - 隠岐の島町立布施小学校
    - ・緑の少年団活動
      - みんなの森清掃、空き缶アワビ殻回収

- ・大満寺山教育キャンプ  
エコキャンプ

上記の活動を中心として、小中一貫で環境問題に取り組んでいる。

○邑南町立石見中学校

- ・理科、技術・家庭、総合的な学習の時間を中心とした環境学習  
森林、バイオディーゼル、食物、ゴミ、電気、資源 等
- ・生徒会環境部が中心となった美化活動や節電活動  
ゴミ拾い、ゴミの分別、リサイクル 等
- ・家庭や地域への啓発活動
- ・地域資源の教材化

② 高等学校の取り組み

○松江農林高等学校

- ・環境土木科の課題研究において、専門教科の学習で習得した土木や造園の技術を活用して、校内の環境整備を行っています。その中で、学校周辺の山林に放置されている間伐材を活用した取り組みを行っています。森林組合の協力を得て、材料の切り出し・運搬から行い、木柵による排水路の整備や学校前のバス停の待合所の作製などに利用しています。
- ・本年度も引き続き、排水路の整備と広場に四阿（あずまや）の建設を計画し、施工中です。特に排水路についてはピオトープとしての整備をあわせて検討中です。

【各種受賞校等】

- みんなで調べる宍道湖流入河川水質調査
  - ・環境大臣賞  
斐川町立荘原小学校
  - ・島根県知事賞  
奥出雲町立馬木小学校
  - ・国土交通省中国地方整備局長賞  
出雲市立灘分小学校
  - ・宍道湖水質汚濁防止対策協議会会長賞  
出雲市立平田小学校、斐川町立出東

小学校、松江市立大谷小学校、雲南市立西日登小学校、斐川町立斐川西中学校

○みんなで調べる中海流入河川水質調査

- ・島根県知事賞  
安来市立南小学校
- ・島根県教育長賞  
安来市立第一中学校
- ・奨励賞  
安来市立島田小学校、安来市立能義小学校、安来市立比田小学校

○コカ・コーラ環境教育賞

- ・主催者賞  
出雲市立田儀小学校、出雲市立佐田小学校、飯南町立赤名小学校、大田市立温泉津小学校、益田市立真砂中学校

○環境美化教育優良校表彰

- ・散乱防止部門  
浜田市立雲雀丘小学校
- ・リサイクル部門（応募なし）

○緑の少年団発表大会

- ・最優秀賞  
浜田市立波佐小学校
- ・優秀賞  
出雲市立第三中学校

○愛鳥モデル校

安来市立南小学校、奥出雲町立高尾小学校、斐川町立出東小学校、益田市立桂平小学校、益田市立西益田小学校

○全国花いっぱいコンクール

- ・環境大臣賞  
斐川町立斐川西中学校

2 こどもエコクラブ事業  
【環境政策課】

こどもエコクラブ事業は、次世代を担う子供たちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な環境保全活動を展開できるように支援することを目的として、環境省の委託を受けた財団法人環境協会の実施しています。

## 第4章 環境保全に向けての参加の促進

平成20年度は、県内で48のこどもエコクラブが結成され、川の水質調査、生物調査など様々な活動を行いました。県は活動推進のため、各クラブ間の交流会を11月及び12月に開催しました。

表4-1-1 こどもエコクラブの登録状況

	登録クラブ	メンバー/ サポーター (人)
平成7年度	37	84/ー
平成8年度	56	811/ー
平成9年度	44	621/ー
平成10年度	54	735/106
平成11年度	54	609/145
平成12年度	41	643/147
平成13年度	36	745/151
平成14年度	38	1,165/211
平成15年度	56	1,168/198
平成16年度	46	1,029/250
平成17年度	38	691/202
平成18年度	34	809/208
平成19年度	60	4,406/583
平成20年度	48	1,996/439
累 計	552	15,512/2,640

## 第2節 各主体の環境保全活動の推進【環境政策課】

### 1 普及啓発事業

#### (1) 環境月間行事

平成6年度から環境月間を6月に改め、6月5日の環境の日を中心として、各種の事業を実施しています。

##### ① 環境保全功労者の表彰

環境保全に関し、特に顕著な功績のあったものに対して知事感謝状を贈呈しました。

##### ② 「クリーンしまね—環境美化行動の日」

実践活動を通じて環境美化意識や資源を大切にす意識の普及啓発を図るため、環境美化行動の日を設定し、広く一般参加を得て清掃活動、空き缶の分別収集とリサイクル等を行いました。

期日：6月1日(日)

提唱：島根県

内容：市町村、各種団体等により公園、緑地、河川等の清掃や空き缶の分別収集

#### (2) 環境保全普及啓発の広報

今日の多様化した環境問題を解決していくためには、県民、事業者及び各種団体等の自主的かつ積極的な活動が不可欠となっています。

そこで、全ての県民が環境に配慮した行動がとれるように、県の環境施策や各種月間等の環境情報について、最も効果的な伝達媒体であるマスメディアを活用し広報・啓発を図っています。

- ・新聞広報 24件
  - …環境月間、地球温暖化防止月間、ノーマイカーデー等
- ・テレビスポットCM
  - …地球温暖化防止月間、省エネルギー月間

### 2 研修会の開催

市町村及び保健所等の、環境行政を担当する職員を対象に、環境行政の現状及び実務の知見や理解度を深めることを目的として、「市町村及び保健所環境・廃棄物担当者研修」を実施しています。

平成19年度は、光化学オキシダントや環境に関する事務等の市町村への権限移譲に関する研修を実施しました。

### 3 環境白書の発行

本県の環境の状況や環境の保全に関する施策の実施状況等を取りまとめ、「環境白書」として作成し、各市町村、公立図書館、中学校・高等学校や関係機関等へ配布するとともに県のホームページに掲載し、県民や事業者への公表に努めました。

### 4 環境マネジメントシステムの普及・啓発

「企業が環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて自主的に取り組むこと」といった内容を指す「環境管理」について、国際的な統一規格としてISO14000シリーズ環境管理システムに関する一部が平成8年9月に規格化されました。

環境マネジメントシステムは、簡易版も含めて今日の環境問題解決への有効な手法であるので、事業者の認証取得への情報提供を図っています。

### 第3節 参加と連携による地域環境づくりの促進

[財しまね自然と環境財団実施事業]

平成20年度主要事業実績（環境保全活動支援事業分）

#### 1 こども環境学習支援事業

##### (1) しまね環境学習推進事業（もったいない生活日記）の実施

県内小学生を対象に8月に「もったいない生活日記」を募集し、夏休み期間中親子で地球温暖化防止の取り組みをしてもらいました。

参加者：909人

優秀な取り組みに記念品授与。

##### (2) 島根オリジナル環境学習展開事業

世界遺産に登録された「石見銀山」を環境学習教材として活用する学習プログラムを開発しました。初年度として、地域の学校と連携した検討会等を開催し、学習プログラムのガイドラインを作成するとともに教材の試作を行いました。

検討会開催：4回（12月～3月）

学習教材の試作：3種

#### 2 環境保全活動支援事業

##### (1) 環境情報収集・整理・提供

① 図書類を収集・整理し県民に分かりやすく提供しました。また、ホームページで各種情報案内や各事業に関連するサイトで情報を提供しました。

② 機関誌の発行

財団の情報誌「さんべ発」などを利用して情報提供を行いました。

配付部数：（固定）約3千部×4回。

##### (2) ネットワークの形成

県西部に新たに拠点を設け、各地域のネットワークづくりを推進しました。

##### (3) 環境保全活動助成事業

① ふれあい環境助成金の交付

県内のボランティア団体や法人が行う環境保全活動に助成しました。

助成件数 51件

助成額 10,680千円

② 講師・指導員派遣事業

環境アドバイザーとして15名を委嘱し県民や事業者が実施する研修会等に派遣しました。

平成20年度派遣件数 23件

#### 3 地球温暖化対策事業（島根県地球温暖化防止活動推進センター事業）

##### (1) 島根県地球温暖化対策協議会の運営

平成17年に設立した島根県地球温暖化対策協議会の事業として5月に幹事会、6月に推進会議、12月に推進大会を実施しました。また、部会（家庭、事業者、行政）を実施。さらに協議会のホームページを更新し情報提供を行いました。

##### (2) 温暖化防止県民運動の展開

平成17年度から新たに県の「地球温暖化対策推進計画」が実施されたことに伴い、県民の取り組みとして、地球温暖化防止活動推進員及び市町村との連携により、新システムによる環境家計簿（エコライフチャレンジしまね）の推進を図りました。（H20年度末延べ参加者数：4,346件）

また、地球温暖化防止への取り組みを推進するため、県内一円でエコドライブ推進キャンペーンや省エネ製品普及キャンペーン、マイバッグキャンペーンなどを実施しました。

##### (3) 省エネ・3Rの県民行動促進（しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦）事業

省エネ製品への買い換えやレジ袋を断る等のCO<sub>2</sub>削減につながる消費行動に対して、事業者サイドがエコポイント等経済的インセン

ティブ（サービス）を付与する社会の仕組みづくりを促進し、県民の自主的な取り組みを誘発しました。

協賛店舗数：793店

#### (4) 環境フェアの開催

国の補助を受けて「しまねエコフェスタ in さんべ」を開催しました。

県民一人ひとりが理解し行動することが必要であるため、「県民誰もで地球温暖化防止と循環型社会をめざそう！」をテーマにより多くの方に楽しみながら実践できる普及・啓発の機会として開催しました。

- ・日 時 平成20年10月25日～26日
- ・場 所 大田市（島根県立三瓶自然館及び北の原キャンプ場周辺）
- ・参加者 約5,000人
- ・概 要 環境関係の23団体や企業16社の出展。子供から大人まで楽しく学べる内容とし、体験を主体とした内容で実施しました。グリーン電力やリユース食器を使用し2,354kgのCO<sub>2</sub>を削減しました。

#### (5) 地球温暖化防止活動推進員研修の開催

国からの委託を受けて、県が委嘱した島根県地球温暖化防止活動推進員に対し、企画研修・事例研修等を松江市ほかで実施しました。また、平成20年12月に県が新たに133名を委嘱したことに伴い、基礎研修等を県内各地（松江市、出雲市、浜田市、益田市）で実施し推進員の資質向上と平準化を図りました。

#### (6) 一村一品知恵の環事業

地域で活動している地球温暖化防止の活動を掘り起こし、優秀な取組を紹介していくことにより地球温暖化防止のムーブメントを起こしていくことを目的に、平成19年度から環境省の委託を受けて実施。県内から応募のあった7件よりグランプリ「『古の技術』は最先端技術（大田）」等を選定しました。グ

ランプリ団体は県代表として全国大会に出場し、審査員特別賞「エコ建築賞」を受けました。

## 4 住宅用太陽光発電支援事業

国の委託を受けて太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）が行う「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金事業」の島根県窓口として専任スタッフの配置等体制を整え、申請書・相談等の受付窓口業務を行いました。

申請件数：173件





**第5章**

**共通的・基盤的な施策の推進**

---

---



## 第5章 共通的・基盤的な施策の推進

### 第1節 環境に配慮した施策手法の推進

#### 1 環境影響評価制度の概要 【環境政策課】

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者が、事業の実施前に、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業について環境保全上より望ましいものとしていく仕組み」です。

このように、環境影響評価の推進は、開発事業等による環境影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策です。

国においては、昭和59年8月に「環境影響評価実施要綱(閣議アセス)」が閣議決定され、国が行う事業及び国の免許等を受けて行われる事業を対象に環境影響評価が実施されてきました。

その後、平成5年11月に制定された環境基本法において、環境影響評価の推進に係る条文が盛り込まれたこと、また、平成6年12月に制定された「環境基本計画」において「環境影響評価制度については法制度化を含め所要の見直しを行う」との方針が示されたこと等を受け、中央環境審議会の「今後の環境影響評価制度の在り方について」の答申を踏まえ、平成9年3月に「環境影響評価法案」が国会に提出され、同年6月13日に環境影響評価法が公布され、平成11年6月12日から全面施行されました。

また、このほかに、「公有水面埋立法」、「港湾法」等の個別法等に基づいて環境影響評価が実施されています。

本県においては、平成3年4月に「島根県環境影響評価実施要綱(県要綱)」を定め、ゴルフ場の造成等大規模な開発事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象に運用してきました。

その後、平成6年に「島根県行政手続条例」

が制定され、行政運営における公平性の確保と透明性の向上が求められるようになりました。

また、平成9年に制定された「島根県環境基本条例」において環境の保全の基本理念とこれに基づく基本的施策の枠組みが示され、環境影響評価については基本的な施策と位置づけられるとともに、環境影響評価のために必要な措置を講ずる(環境影響評価制度の条例化を含めて検討を進める)こととされました。

このように、本県の環境影響評価制度をめぐる状況が変化してきたことを受け、島根県環境審議会の「島根県環境影響評価制度の見直しについて」の答申を踏まえ、平成11年9月に「島根県環境影響評価条例案」が島根県議会に提出され、同年10月1日に「島根県環境影響評価条例(県条例)」を公布し、平成12年4月1日から全面施行されました。

#### 2 環境影響評価の実施状況 【環境政策課】

本県における平成20年度の環境影響評価の実施状況は、環境影響評価制度に準じて行った河川事業(環境調査一次とりまとめ)1件でした。

表5-1-1 環境影響評価の実施状況

対象事業名	大橋川改修事業
対象事業の種類	河川改修
対象事業の規模	L=7.5km
対象事業実施予定者	国土交通省
対象事業実施区域	松江市
方法書・準備書の区分	環境調査一次とりまとめ
根拠法令	(法・条例対象外)
知事意見を述べた日	平成20年10月31日
最終とりまとめ(評価書相当)公告・縦覧	平成21年2月17日から1ヵ月

### 3 土地利用対策【土地資源対策課】

#### (1) 国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図っていくことが必要です。

このような趣旨のもとに、昭和52年10月に島根県国土利用計画を策定し、その後、平成8年7月に第三次計画を、さらに平成21年3月には第四次計画を策定しています。

また、県内の市町村では、同様の趣旨で市町村国土利用計画の策定が進められていますが、市町村合併後に新しい計画を策定した市町村はまだありません。

#### (2) 島根県土地利用基本計画

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域区分並びに土地利用の調整等に関する事項を内容としており、計画書と図面からなっています。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引及び開発行為の規制等を実施するための基本となる計画であり、また土地利用に関する諸計画の上位計画として位置づけられています。

#### (3) 土地取引の届出勧告制度

国土利用計画法は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としています。

このため、一定面積以上の土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は、知事に届出なければならないこととされています。

知事は、届出があった場合において、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の公表されている土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することとしています。

#### (4) 開発事業についての行政指導

面積1ヘクタール以上の開発を行う事業については、開発事業者に対し、計画段階から「島根県土地利用対策要綱」に基づく指導を行っています。

この指導は、災害等の防止や自然環境の保全を図りながら、適正な開発を確保することを目的としています。

平成20年度における指導の状況は、次表のとおりです。

表5-1-2 開発事業についての指導件数

事業の種類	宅地造成	土石等採取	敷地造成	ゴルフ場	産廃処分場	その他	計
件数	1	6	4	0	0	3	14

なお、上記のほか、国、地方公共団体、公社等が行う公共事業等については、「公共事業等に関する

連絡調整要綱」により7件の連絡調整を行いました。

## 第2節 公害防止と公害防止体制の整備【環境政策課】

### 1 公害防止協定

公害防止協定とは地方公共団体または住民と企業との間に、公害防止を目的に締結される協定です。

県内においても、地域住民の生活環境保全意識の高まりを背景として地方公共団体や漁業協同組合、自治会、住民団体と企業との間で多くの公害防止協定が締結されています。誘致企業についても、環境保全の立場から県や地元市町村と企業との間で協定を締結しています。

これらの内容は、工場の立地条件、操業内容等によりそれぞれ特色のあるものとなっており、法令による一律の規制とは別に、さらに上乘せした規制基準を定めるなど、きめのこまかい対策がとられるようになっていきます。

公害防止協定の締結は、業種別に見ると、製造業が最も多く、なかでも窯業土石業が多くなっています。また、地方公共団体が当事者として関与している協定が多くありますが、住民団体独自で企業と締結しているものもあります。

### 2 公害紛争・苦情の処理

#### (1) 公害紛争・苦情処理体制

##### ① 公害紛争の処理

公害紛争のため、公害紛争処理法に基づいて総理府内に公害等調整委員会が設置され、ここで全国的な紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定が行われています。

本県では、同法第18条の規定による公害審査委員候補者名簿の方式を採用し、公害等調整委員会の管轄に属さない紛争について、その処理に当たっています。現在までのところ係属した事件は11件であり、平成10年度から平成20年度にかけては調停等の申請はありません。

##### ② 公害苦情の処理

公害に関する苦情は地域に密着した問題

であり、また公害紛争のもとになるもので、迅速かつ適正に処理する必要があります。このことから、公害苦情の処理及び公害防止に関する事務の取扱いについて「島根県公害等対策事務処理要領」（昭和44年12月制定、50年11月改正）を定め、県と市町村の担当窓口を明らかにするとともに相互の事務分担の明確化を図っています。

#### (2) 公害苦情の処理状況

##### ① 公害苦情件数

平成20年度に県内で受理した苦情件数は、532件で、前年度と比較して89件（14.3%）減少しました。公害の種類別では、典型7公害で、大気汚染が105件と最も多く、次に悪臭の42件、水質汚濁の41件、騒音の24件と続いています。

典型7公害以外の苦情では、320件のうち廃棄物投棄が260件と最も多くなっています。

##### ② 発生源の状況

発生源別では、事業所からのものでは製造業からの苦情が最も多く27件で、次いで、建設業26件、サービス業21件となっています。

また、家庭生活（機器、ペットなど）からは25件、野焼きは94件でした。

##### ③ 用途地域別発生件数

都市計画区域で発生した苦情が378件で、全体の71.1%を占めています。このうち用途地域別では住居地域での苦情が123件、商業地域（近隣商業地域を含む）・準工業地域が67件、工業地域（工業専用地域を含む）が11件、その他地域が176件となっています。

## 第5章 共通的・基盤的な施策の推進

表5-2-1 公害の種類別・発生源別苦情件数

発生源の種類	公害の種類	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他
総数		532	105	41	24	—	42	—	—	320
農業		17	—	5	—	—	9	—	—	3
林業		1	1	—	—	—	—	—	—	—
漁業		1	—	—	—	—	—	—	—	1
鉱業		1	—	—	—	—	—	—	—	1
建設業		26	10	1	6	—	1	—	—	8
製造業		27	8	3	4	—	5	—	—	7
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業		2	1	—	—	—	—	—	—	1
卸売・小売業		4	—	—	2	—	—	—	—	2
金融・保険業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業		1	1	—	—	—	—	—	—	—
飲食店、宿泊業		4	—	1	1	—	2	—	—	—
医療、福祉		—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
複合サービス事業		7	2	1	1	—	—	—	—	3
サービス業(他に分類されないもの)		21	4	1	6	—	3	—	—	7
公務(他に分類されないもの)		6	—	1	1	—	1	—	—	3
分類不能の産業		11	5	2	1	—	1	—	—	2
会社・事業所以外										
個人		158	65	12	2	—	17	—	—	62
その他		28	3	4	—	—	—	—	—	21
不明		217	5	10	—	—	3	—	—	199

### 3 公害防止管理者制度

民間における公害防止体制の整備を図るため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、一定規模以上の工場に対しては公害防止の知識及び技術能力を有する者（公害防止管理者等）の選任が義務

づけられました。

公害防止管理者の資格は、国家試験に合格するか、あるいは資格認定講習の課程を修了するかにより取得することができます。

なお、平成20年度における公害防止管理者等の選任状況は表5-2-3のとおりです。

表5-2-3 公害防止管理者等の届出状況

(平成21. 3.31現在)

業 種	選任特定工場	公害防止総括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者										
				大気関係				水質関係				騒音振動関係	粉じん関係	ダイオキシン関係
				第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種			
製造業	144 〔155〕	89	3	2	0	12	43	1	17	3	2	1	78	3
エネルギー供給業	4 〔4〕	4	1	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0
合計	148 〔159〕	93	4	2	0	16	43	1	17	4	2	1	78	3

(注) 選任特定工場欄〔 〕内は特定工場数

### 第3節 環境マネジメントシステムの運用【環境政策課】

県では平成15年2月に本庁（本庁舎、南庁舎、県議会議事堂及び警察庁舎等を含む）を対象としてISO14001の認証を取得し、平成17年2月には益田合同庁舎にもサイトを拡大してEMS（環境マネジメントシステム）を運用してきました。

平成20年4月より、これまでISO14001による環境マネジメントシステムの運用により培われた成果を活かし、全庁統一した独自の環境マネジメントシステムの運用を行っています。

#### 1 オフィス活動及びグリーン購入

平成20年度の運用結果については第3章をご覧ください。

#### 2 イベント事業、公共事業に係る環境配慮

イベントの開催及び公共事業の実施に伴う環境影響に配慮するため、「イベント環境配慮指針」及び「公共事業環境配慮指針」に基づき事業を実施しました。

## 第4節 経済的措置【中小企業課】

### 1 環境保全施設の設置等に対する支援

事業活動に伴う公害を防止し、環境への負荷を低減することは事業者にとっての責務ではありますが、この設備投資は生産性を高めるものが少ない非収益性投資であるため、特に中小企

業者にとっては、これらの設備の設置が難しい場合が多いと考えられます。そのため県では、低利な融資制度等を設けて環境保全施設の整備促進を図っています。

平成20年度は、表5-4-1のとおり利用がありました。

表5-4-1 環境保全施設に対する貸付状況（平成20年度）

#### ①県の制度

名 称	件 数	貸 付 額
中小企業高度化資金 緊急健康被害等防止貸付	0	0千円
環 境 資 金	4	99,300千円
計	4	99,300千円

#### ②(財)しまね産業振興財団の制度

名 称	件 数	貸 付 額
小規模企業者等設備貸与資金	0	0千円
県単中小企業設備貸与資金	0	0千円
計	0	0千円

## 参考資料〔用語解説〕

### 【あ行】

#### 悪臭防止法（P 30）

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。同法では都道府県知事（指定都市、中核市、特例市及び特別区においてはその長）が規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととしている。また、平成12年5月に改正され、臭気測定業務従事者（臭気判定士）制度や事故時の措置について規定されました。

#### アスベスト（P 10、11）

アスベスト（石綿）は、天然鉱物で、その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの使用や、吹付け石綿などの除去等において適切な措置を行わないと石綿が飛散して人が吸い込んでしまうおそれがあります。以前はビルの建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹きつける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題ではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散予防対策が図られています。

#### 石綿（P 10、11）

「アスベスト」参照。

#### 一酸化炭素（CO）（P 7、8）

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされています。COは血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くします。

#### 一般環境大気測定局（P 7）

一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

#### エコショップ（P 45）

環境にやさしい商品の販売や簡易包装、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗のこと。島根県では、「しまねエコショップ認定制度」を設け、上記の活動に取り組む店舗をエコショップとして認定しています。

#### エコツーリズム（P 60、65）

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

#### エコファーマー（P 67）

「持続農業法」に基づき、たい肥などで土づくりを行った水田や畑で、化学肥料や化学農薬の使用料を本県における標準的な使用量の7割以下に抑えて農産物を栽培する農業者のうち、県知事の認定を受けた方をいいます。

#### エコロジー農産物（P 67）

「エコファーマー」が、化学肥料と化学農薬の使用量を本県における標準的な使用量の「半分以下」で栽培した農産物で、県知事の推奨を受けた環境にやさしい農産物です。

#### ESCO（エスコ）事業（P 77、78）

Energy Service Companyの略、エスコと読む。工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、従来の環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。また、ESCO事業の経費は、その顧客の省エネルギーメリットの一部から受け取ることも特徴となっている。

#### オゾン層（P 6、81）

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素（O<sub>2</sub>）がオゾン（O<sub>3</sub>）に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層で、地上から20～25kmに存在します。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収します。近年、極地上空

でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっています。

### オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 (P 81)

国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置等を定めた法律。1987年(昭和62年)に採択され、日本は1988年(昭和63年)に締結しました。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで6度にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われています。

### 温室効果ガス (P 66、72、77)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

## 【か行】

### 外因性内分泌攪乱化学物質 (環境ホルモン)

(P 31、35)

いわゆる環境ホルモンのことを言い、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のこと。環境中に存在する化学物質が動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼす可能性があるとして指摘されています。

### 外来生物 (P 62)

ある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。このような外来生物の中には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体へ著しい影響等を生じさせるものがありますが、これら

は自然状態では生じ得なかった影響を人為的(意図的又は非意図的)にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来生物と言われています。

### 化学的酸素要求量 (P 12、13、23)

「COD」参照。

### 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (家畜排せつ物法) (P 46)

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする法律。

### 環境アドバイザー (P 88)

(財)しまね自然と環境財団理事長が、環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する人材として、認定・委嘱した人のこと。環境アドバイザーは県民や事業者等の環境保全活動に関し、相談・助言を行うことが期待されています。

### 環境影響評価 (P 91)

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。

### 環境家計簿 (P 77、88)

環境に負荷を与える行動を記録するため、家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿のこと。必要に応じて点数化し、収支決算のように一定期間の集計を行い、生活行動を環境に配慮した行動へと改善していくために用いられます。

島根県版を、「エコライフチャレンジしまね」と言います。

## 環境基準

(P 7～9、12～15、20、22、23、27、29～32、34、42、43)

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のこと。現在、大気汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染、ダイオキシン類による大気汚染・水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準が定められています。

## 環境基本法 (P 12、27、91)

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

## 環境ホルモン (P 31、35)

「外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)」参照。

## 環境マネジメントシステム (P 87、96)

事業者等が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構(ISO)が定めたISO14001があります。

## 環境リスク (P 6、31)

化学物質が大量に生産され、消費されることにより、人間や生態系が複雑な経路を通じて長期間にわたり、微量の化学物質に暴露されることから生じる健康と環境に対する悪影響を及ぼすおそれ(可能性)のこと。

## 間伐 (P 4、66、85)

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業に

より生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施します。

## 気候変動に関する国際連合枠組条約 (P 77)

一般的に気候変動枠組条約と呼ばれています。地球温暖化防止に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため1992年(平成4年)5月に採択され、1994年(平成6年)3月に発効しました。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課しています。

## 京都議定書 (P 2、66、77、79)

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された議定書。先進国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。2005年2月に発効。

## 京都議定書目標達成計画 (P 77)

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、平成17年4月に閣議決定され、平成20年3月に改正された、京都議定書による我が国の6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。

## 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) (P 79)

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、国等の公的部門が契約をする際に、価格だけでなく、温室効果ガス等の排出等、環境への負荷をも考慮すること等を目的とする法律。平成13年施行。

## グリーン購入 (P 79、96)

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・

品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン調達も同義。

#### グリーン製品（P 45、79）

製造や使用に際して、環境への影響が少なくなるように設計された製品。

#### 景観アドバイザー（P 70）

市町村等によるまちづくりなどに関連する地域づくりの際に、県が景観に関する助言を行うことを認定した人のこと。

#### 景観法（P 70）

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。

#### 健康項目（P 12）

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目。環境中の濃度については、「人の健康の保護に関する環境基準」が設けられており、すべての公共用水域に適用される。カドミウム、全シアン、鉛、6価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB等26項目が定められています。また、要監視項目としてクロロホルム等27項目が設定されています。

#### 光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）（P 7、8、87）

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線（紫外線）によって光化学反応を起こして作られるオゾン等の酸化性物質。光化学スモッグの主な原因とされています。

#### 国土利用計画（P 92）

国土利用計画法第4条の規定に基づき、第2条に示された国土利用の基本理念に則して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利

用を確保することを目的として策定されるものであり、国土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるものです。

#### 湖沼水質保全計画（P 14、22～24）

湖沼水質保全特別措置法に基づき、特に緊要な対策が必要として環境大臣が指定した指定湖沼（現在、琵琶湖、霞ヶ浦等11湖沼）ごとに、関係都道府県知事が環境大臣の同意を得て策定します。COD（化学的酸素要求量）、総りん及び総窒素（排水規制対象湖沼のみ）について水質改善目標値を設定し、湖沼の水質保全に資する事業に関する方針、水質保全に資する事業に関すること、規制その他の措置に関すること等を定めています。

#### 湖沼水質保全特別措置法（P 14、16、18、22）

湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁防止法に基づく諸対策のみでは環境基準の達成が難しいことから、湖沼の水質保全を総合的に推進するために制定された法律。

#### こどもエコクラブ（P 85、86）

1995年に、当時の環境庁が環境教育、環境学習に関する施策の一つとして、子どもたちが主体的に行う環境問題に関する学習や取り組みを支援することを目的として発足したクラブのこと。

### 【さ行】

#### 酸性雨（P 6、82、83）

工場等からの排煙や自動車排出ガス等に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で太陽光線、炭化水素、水分などの影響を受け酸化し、雨滴に取り込まれることにより、強い酸度の雨水として降下したものの。通常、pH（水素イオン濃度）5.6以下の雨を酸性雨といいます。

#### 産業廃棄物（P 3、18、20、42～44、84）

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えながら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物を言います。大量

に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

#### COD (P 13、14、15)

化学的酸素要求量のこと。湖沼や海域における水中の有機物による汚濁の程度を示す代表的な指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものの。数値が大きいほど有機物が多いことを示します。

#### 自然環境保全地域 (P 55、58、61)

ほとんどの人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域やすぐれた自然環境を維持している地域であって、自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定された地域のこと。

#### 自然公園 (P 56)

優れた自然の風景地として、自然公園法及び県立自然公園条例に基づき指定された地域。自然公園の区域内では、様々な規制により自然を保護する一方、多くの人々に豊かな自然とふれあい、自然の大切さについて理解を深めてもらうよう利用の増進も図られています。

#### 下刈り (P 66)

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施します。

#### 自動車排出ガス測定局 (P 7、8)

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。

#### しまねグリーン製品 (P 45、79)

循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため「しまねグリーン製品認定制度」で認定された製品。

循環資源の再資源化を推し進め、廃棄物の発

生を抑制し、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に環境に配慮した県産品を育成しようとするものです。

#### 循環型社会 (P 6、7、22、37、42、48、68、89)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後までどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

#### 循環資源 (P 45、79)

循環型社会基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものを指します。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であると言えます。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念です。

#### 除伐 (P 66)

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施します。

#### 自排局 (P 7、8)

「自動車排出ガス測定局」参照。

#### 使用済み自動車の再資源化等に関する法律 (P 81)

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車の使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）

等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金(再資源化預託金等)として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者は全て都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっています。

#### 新エネルギー (P 5、79、80)

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されています。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当します。

#### 振動規制法 (P 27、28)

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

#### 水資源のかん養 (P 66、69)

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図るなどの森林が有している機能のこと。また、農林業のうち、特に水田が有する保水・防災機能のこと。水田は広い面積に長期間水をためることによって効率よく水を土中に浸透させるため、かん養された地下水は浄化され、長い時間をかけて河川に還元され、河川流量の安定化に役立っています。

#### 水質汚濁防止法 (P 16、17、20、24、25)

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・

生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている法律。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されています。

#### 生物化学的酸素要求量 (P 12)

「BOD」参照。

#### 生活環境項目 (P 12、13)

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値を定めています。

#### 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (P 63)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とした法律。

#### 騒音規制法 (P 27、28)

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

#### 騒音に係る環境基準 (P 27、29、30)

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定されます。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用されます。

#### 【た行】

#### 第一約束期間 (P 65)

京都議定書で定められた温室効果ガスの削減目標を達成すべき期間として定めた2008年から2012年の5年間のこと。

## ダイオキシン類 (P31~P34、43、44)

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成されます。

## ダイオキシン類対策特別措置法 (P31~33)

平成11年7月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

## 大気汚染防止法 (P7、9~10)

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

## 地球温暖化

### (P2、4~6、66、68、72、77、79、80、83、87~89)

人間の日常生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが原因で地球の平均気温が上がる。温暖化によって、生態系の変化、豪雨や干ばつの増加、海面上昇による土壌浸食、水資源や食糧生産の減少などの深刻

な影響をもたらされると考えられています。平成17年2月に京都議定書が発効され、これによって日本は温室効果ガスの総排出量を1990年レベルに対し、2008年から2012年までの間に6%の削減が義務づけられています。

## 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) (P7、8、82)

物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) が必ず発生します。発電所や工場のボイラーおよび自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素 (NO) が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) となり大気中に排出されます。通常、この一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) とを合わせて窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) と呼びます。窒素酸化物は人の健康に悪影響を与えるおそれがあります。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成します。

## 中国自然歩道 (長距離自然歩道) (P59)

自然の中を歩くことにより、地域の豊かな自然や歴史、文化に親しんでもらい、あわせて自然保護に対する意識を高めてもらおうという趣旨で、環境省が路線決定し、都道府県や市町村が整備・管理している歩道。

8圏域(東海・九州・中国・四国・首都圏・東北・中部北陸・近畿)で昭和45年から順次整備され、現在整備中の北海道自然歩道が完成すると、全国ネットワークが完成。

## 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (P63)

鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律。

## ツリーバンク事業 (P71)

開発等により伐採が予定されている樹木を掘り取り、一定期間生育した後、公共施設等の緑化に活用する県の制度のこと。

## 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (RPS法) (P 79)

エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保等を目的に、電気事業者に対して、毎年その販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギー等の電気の利用を義務付け、新エネルギー等の利用の推進を図る法律。

## 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (P 31、34)

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的とした法律。環境への排出量の把握等を行うPRTR制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報 (MSDS) を提供する仕組み等が導入されました。

## 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) (P 81)

エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律。

## 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (P 81)

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律。平成18年6月に改正され、機器の廃棄時にフロン類の回収工程を管理する制度が導入されたほか、整備時の回収義務の明確化等が盛り込まれ、平成19年10月1日に施行されました。

## 土壌汚染対策法 (P 25)

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。

## 【な行】

### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) (P 7、8)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) (P 7、8)

窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) は空気中で物が燃えるとき必ず発生します。窒素 (N<sub>2</sub>) は空気中にも燃料にも含まれていますが、物が燃えるときには、これが酸素 (O<sub>2</sub>) と結合して、一酸化窒素 (NO) という気体が発生します。一酸化窒素 (NO) は不安定な物質であるためそのままの形で大気中に留まるわけではなく、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) となります。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) と呼びます。窒素酸化物によって汚染された空気を長い間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ高い濃度になると数時間のうちに鼻やのど更には胸が痛み、呼吸が困難になることもあります。このため、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、二酸化窒素に係る環境基準が定められ、大気汚染防止法等に基づき対策が進められています。

### 農業集落排水施設 (P 20、22~24)

農業集落において農業用排水の水質保全等を目的として、雨水や汚水を処理する施設のこと。概ね千人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道施設のこと。

### 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (P 25)

農用地のカドミウム等による土壌汚染防止及び対策についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物の生育が阻害されることを防止することが目的とした法律。鉱山の廃水等に由来した重金属類による農用地汚染等が原因と考えられる健康被害 (イタイイタイ病) や作物の生育阻害が大きな問題となったことから制定されました。

## 【は行】

### ばい煙 (P 10、11)

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）をいいます。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められています。

### バイオマス (P 4、5、46、48、68、69、80)

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (P 42)

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容としています。

### ばいじん (P 33、34)

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

### BOD (P 13、15、42、43)

生物化学的酸素要求量のこと。河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したものの。数値が大きいほど汚染が進んでいることを示します。

### ビオトープ (P 85)

生物を意味するBioと場所を意味するTopeとの合成語で、動物や植物の生育環境のうち、

湖沼、林野のように環境条件及び動物性の生体構成が比較的一様な地理的最小単位の空間のこと。

### 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (P 82)

東アジア地域における酸性雨の現状やその影響を解明するとともに、この問題に対する地域協力体制の確立を目的として、各国の自主的な参加、貢献の下で設立されているネットワーク。参加国は共通の手法を用いて酸性雨のモニタリング（湿性沈着、乾性沈着、土壌・植生、陸水の4分野）を行っており、得られたデータはネットワークセンターに集積され、解析、評価及び提供がなされています。また、データの質の向上のため、精度保証・精度管理活動等も推進しています。事務局は国連環境計画(UNEP)が指定されており、アジア太平洋地域資源センター（バンコク）においてその活動を行っています。また、ネットワークセンターには、(財)日本環境衛生センター・酸性雨研究センター（新潟県）が指定されています。現在の参加国は、カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、ロシア、タイ及びベトナムの13か国。

### 非特定汚染源 (P 24)

工場・事業場や家庭からの排水などと異なり、汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりをもつ市街地、農地、山林等の地域を発生源とする負荷や降雨等に伴って大気中から降下してくる負荷のこと。

### フィールドミュージアム (P 60、77)

自然そのものを学習、体験、レクリエーションの場として活用される自然系博物館。島根県の主要な施設としては「三瓶自然館」があり、「フィールドセンター」、「野生鳥獣観察舎」、「自然観察入門広場」、「自然観察路」、「自転車路」、「登山路」等が整備されています。

### 浮遊粒子状物質 (SPM) (P 7、8)

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10ミクロン以下のものを言います。SPMは、微小の

ため、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。

#### フロン (P 81、83)

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称のこと。フロンは冷蔵庫等の冷媒やスプレーの噴射剤等に用いられ、大気中に放出されてもそのまま蓄積されるため、地球のオゾン層を破壊する原因であると指摘されています。

#### フロン回収・破壊法 (P 81)

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」参照。

#### 粉じん (P 10、11、95)

物の破碎やたい積等により飛散する物質を指します。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」(現在アスベストが指定)、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。

#### 保安林 (P 66)

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限されます。

#### 保育 (P 53)

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

### 【ま行】

#### モニタリング (P 9、15、49、50~53、68、82)

大気、水質、騒音、地盤沈下等の状況や植生・生物等の状況といった環境を監視・調査すること。

#### モントリオール議定書 (P 81)

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」参照。

### 【や行】

#### 容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) (P 37、41)

平成7年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律。

#### 有害大気汚染物質 (P 9)

古くから問題となり規制の対象とされてきた窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) や硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>) などの大気汚染物質以外の、大気中に微量に存在する種々の有害な物質及び物質群の総称。一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念されるもの。日本の「大気汚染防止法」では「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されています。

### 【ら行】

#### ラムサール条約 (P 24、65)

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年(昭和46年)に採択、1975年(昭和50年)に発効し、日本は1980年(昭和55年)に加入。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としています。

#### レッドデータブック (P 62)

野生生物種の絶滅を防ぐため、絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、それぞれの種の危険度をランク分けした本のこと。

環境白書【資料編】については、電子ファイルのみ作成  
しており島根県ホームページ  
(<http://www.pref.shimane.lg.jp/kankyo/hakusho/>)  
に掲載しております。

## 平成21年版 島根県環境白書

平成22年3月発行

編集発行 島根県環境生活部環境政策課  
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
TEL (0852) 22-5111(代)

印刷 千鳥印刷株式会社

平成22年3月

発行・編集

**島根県環境生活部環境政策課**

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL(0852)22-5111(代表)

再生紙を使用しています

